

附を以て被仰聞候通勿論の事に候然る處戰爭に付下迷惑の地は一統年貢御宥免兵火にて居宅致焼失令困窮候者等は相應御救をも被仰付御政事方に於ては從來の作法に従ひ趣に寄り御國法をも取捨し相當取計被仰付候得共兎角御取締方以前に違ひ嚴重に相成御救惠方は何こそ寛裕の實効も不相見右御締り方引比らべ候得ば苛刻に涉り候様に相響き不相濟事に付新附の土地柄當時止戰中別て被就御手度格別の思召を以て當秋御所務の内一步方御引缺窮民は勿論中以下の者迄一統御救被仰付候事

石豐二州御所務の内を以御納金の儀は御山銀の振を以丁卯御手置金と書附被仰付當役直封に被仰付候事

八月二十二日

(議定の二)

近年御手當向多端の御物入就中攘夷御手初以來去夏戰爭一件に至る迄不尋常御時勢にて古今未曾有の御軍費に候處勿論御本勘に於て成丈け御操卷今日迄

治亂の御用途御調達相成來候も別段御祖先様以來御代々様御要用金御儲蓄殊更英雲院様御創業御撫育御要用金等取合せ御操合相整候儀に付暫時豐石二州不得止次第を以て土地人民共被成御預候様立至り實以御美目の事に候就ては右御要用金御立戻の思召を以て石豐二州去寅御所務米金の内を以て御要用金として御藏納被仰付候事

但石地の儀は濱田大森益田三ヶ處とも去秋所務米金の内當秋同斷取立迄御軍用引除置候分を以て上納被仰付企救郡の儀は去秋御所務貳歩方の當りを以當秋分の内にて上納被仰付候事

九月十三日公明倫館に蒞み大隊銃陣及び散兵中隊の擊劔を演ずるを覽る同日所謂馳走出米諸臣より俸祿の實給を減じ藩庫に入るに關し令する所あり其意方今藩庫の急は馳走出米の増加を命ずるの要あるも事情を憫察し仍前年の舊に仍ると云ふに在り山田熊之助に庚申艦總管暫役を命ず十四日前原彦太郎を小倉に遣り巡視せしむ十六日二階千代熊能美孫助河野平七郎福原富三郎の都濃郡農兵司令を免

じ武弘九藏内藤次郎作松岡梅太郎井上嘉一郎加藤恒太郎をして之れに代らしむ
 十七日氏家鈴助に命じ第五第六大隊兵營寄宿中其稽古掛たらしむ十九日令を發
 し諸臣の中罪を過失に得遠慮等を命ぜらるゝものは其日數を減じて三分の一と
 爲し輕きに隨て處斷せしむ蓋し時多事にして士に待つもの多きを以てなり二十
 一日小田村素太郎の遊撃隊副督を免す毛利内匠上坂の隨行を命ぜしを以てなり
 福原庄兵衛の石州高津武庫檢使座の用を免じ井上梅槌をして之れに代らしむ二
 十二日松原音三^{三田}江木清次郎^郡波多野藤兵衛^郡渡邊源右衛門^上各代官に
 令し藝使の國事に關係し往還するは宿驛人馬等特に其急に應じ遲滯なきを期し
 商用其他の往來は成規に依らしむ二十四日公明倫館に蒞み第五大隊軍裝訓練を
 覽る同隊編製成り初て之れが訓練を行ふを以てなり仍て歩兵學校其他客冬以來
 其編成に參し力を竭したるもの皆酒を賜ふ藤井七郎左衛門をして長崎に赴き小
 銃を購入せしむ町奉行諸郡代官伊崎都合役に令して間諜の索捕を嚴にせしむ二
 十五日來島龜之進をして整武隊總督を兼ねしむ二十六日内藤次郎左衛門を伊豫

大洲に遣る時事に關し藩主加藤氏に告ぐる所あるが爲めなり

第五十八章 慶應三年秋期の長土關係並木戸伊藤等の動靜

岡野村の高知行○高知藩使の答禮○木戸の長崎行○木戸の佐々木坂本等との會商○伊藤の上國行及歸藩○其長崎行○遠藤謹助の關東行○伊藤坂本の馬關會見○井上の滯關

脱藩せる土州士人の心を我藩に寄するや久し我藩亦厚く之れを待てり然れども兩藩の公事としては交際を絶つこと既に年あり蓋し主として兩藩の境遇相同じからず遂に俊姫離縁の事さへあるに至りしに因る俊姫離縁の事土州に在りては勤王佐幕の政治論に關係したる一問題たりと云ふ但し此の如きは素より我藩の志に非らず今や海内の事情亦稍前日に異なり因て慶應三年七月上旬岡儀右衛門野村靖之助をして受命は客月二十七日に在り二人は客月中岡山行を命せられ未だ程に上らざりしが之を止め改め丙寅艦に駕して高知に赴かしむ容堂の病を問ひ且つ土藩の近況を聞き隨て舊交を温めしむるが爲めなり其中旬日二人土藩の答書及び土州侯より公父子に贈る所の懷中蠟燭一函色紙料紙各一函を齎らし歸る

(岡等の使命)

近來此御方の御仕合御承被爲成候次第に付無餘儀御疎濶御打過被成只管雲霧の開明を不被爲得候處去冬不計も京都御凶變の御様子遙に御伺被成被爲絶言語日夜御痛歎被遊候且先帝には格別の被爲蒙御恩遇殊に今上御幼冲の砌内外不容易御時節にて鴻恩萬一も被竭度思召候得共今日に至候ては御微心徹上御道も被絶朝廷の御様子具に相分兼只々御愁泣被爲在候計に御座候折柄先頃容堂様御上京皇威御回復の御爲不大方御盡力被爲在候由國內傳承仕上下擧て奉欣慕候然る處其後御不例の御様子に付俄御歸國被爲成候歎の御模様仄に御承知被成如何の御容體被爲在候哉と日夜御煩念に思召候に付此度御見舞旁且上國近況をも不苦儀御承知被成度以御使者被仰進候事(卯七月)

(土州答旨)

近來其御許様御國歩御艱難の折柄無餘儀御疎遠被爲至候儀御不本意に思召候別て天朝御凶變奉絶言語候御様子御伺被成御痛歎の御心緒深御尤思召候乍併

此節雲霧御開明の期を被爲得候儀に付於此御方様にも御大慶被思召候將又先頃容堂様御上京御國事御盡力中不一方御病症御發動不被爲得止俄に御歸國の様御承知被成被爲入御念御見舞御使者被爲忝思召候且上國の近況は委細は役筋の者より御使者に御談合爲致候通有之候事(七月十五日)

九月二十一日に及び土藩原平四郎藩主土佐守の命を奉じ寺村亨容堂の旨を銜み相伴て山口に來る岡野村二人の差遣に報い且つ京都に於て土藩建議の事ある旨を告ぐるなり會客館修理中なりしを以て公父子徳山邸に於て二使を延見し答辭を授け且つ之れを饗し各物を贈る此時に方り上國の形勢或は大局の發展に利あらざるの虞あり藩外の形勢を察し兼て局面の發展を謀るは我長藩當時の急務たり七月下旬木戸準一郎伊藤俊輔の長崎行を命ぜられしも亦蓋し之れに外ならず木戸伊藤共に長崎に赴き伊藤は去て京攝の間に向ふ二人八月七日馬關を發し長崎に至り伊藤は直ちに上國に向ひし如し此事八月六日付伊藤より馬關發在京品川彌次郎宛書翰に依り之を知り得第六編上卷末補遺五七五頁を見るべし木戸の長崎に在るや土藩土佐々木三四郎坂本龍馬等と相往來して國事を談す蓋し土藩をして其方嚮を明にし

長藩と相呼應して起たしむるは當下の急務なりしを以てなり九月三日木戸馬關

歸着し翌日山口に入る

案ずるに此時佐々木坂本等の長崎に在りしは英人暗殺嫌疑事件の爲めなることは大勢章に詳悉す坂本は木戸の力を假りて自藩を刺激せんと欲するの念切なり下に録する木戸の二書も實は坂本の囑に依り成りたるものなり而して其第一書は佐々木の手を経て之を高知に送り又第二書は木戸が馬關より書送せしものなり

又案ずるに木戸の長崎に在るや坂本佐々木の周旋にて土佐商會より金千兩を借用したりと云ふ此事長州側に於ては木戸より坂本への第二書中に「干時拜借金云々」の數言ある外絶て記録の徴すべきものなし土州側の記録に據れば其借入及び返濟の證迹明に見ゆ且つ此金は俄に軍艦を修復せん爲めの費用なりしと云ふ

又案ずるに木戸の第二書に見ゆる所の「ヒコ」とは土州人にして阿米利加に漂

流し久しく彼國に在りて歸り來り世人が通じて「ヒヨ」と稱し居りしものなるべく又「大外向」とは外國關係の意なるべし

又案するに下に載する莊村と云へるは長崎に滞在せる肥後藩人なり其書翰中に今日御發靱之御模様とあるより察するに木戸は八月下旬中歸途に就きし歟

(木戸より坂本への書翰) (其一)

拜啓昨夕は難有奉存候大醉不敬之至今更奉恐懼候諸君へも可然御詫奉願候扱また佐々木君には不圖得拜青十年來之變態等御同様に御嘶申尙段々御高話相窺奉本懷候歸宿後情御嘶之趣等思ひ返し前途之勢推考仕見候得ば實以神州御浮沈之界と申候も眞に此際之事にて四五年前之時勢とも内外大に相違仕列候方御周旋も乍恐尋常之御盡力にては此勢御挽回と申候事萬々無覺束奉存候先日も英人サトーと申通辯官の話に逐々諸侯方も御上京に相成御建言有之候由乍然定て公論は被行申間敷西洋にては古より公論と存込天下に相唱不被行とて其儘捨置候事は老婆之理屈と申男子は好み不申乍去日本今日之建言と申

候ものも少しは老婆之理屈と申候氣味有之候様覺申候など、談話仕候由傳承仕候不覺長歎息外國一通辯官をして此語を吐しむるは列候は不及申神州男兒之大耻辱と老屈生までも甚憾慨悲痛罷居候折柄御大論拜承奉欣悅候後藤君御上京に相成候は、不日大御公論天下に相立可申其末乾君之御上京誠以御都合之次第と奉感伏候兎角初如脱兎終如處女相成浩歎之至に御座候何卒此度は終始脱兎と申處を只管神州之御爲奉祈願候先は昨夕之御禮申上度不圖任筆不及儀まで相認奉恐入候大兄限り御覽被下何も御容赦奉願候爲其勿々頓首九拜

八月念一

尙々此夕は庄村一件御供申上度奉存候敬白

竿 鈴 生

龍 大 兄

(坂本の書翰)

一筆啓上仕候然ば今日木圭より一紙相達候間御覽に入候同人事は御國の情に能通居り候ものにて彼の初強く後女の如なとは尤吾病にさし當り申候何卒御國の議論も根強く仕度段此所一向に御盡力奉願候謹言

八月二十六日

直

柔

佐々木先生

龍拜

左右

(莊村の書翰)

敬奉拜啓候先時は途中にて奉得拜容雀躍仕候今日御發軔之御模様にて奉窺神州之御爲御保重奉懇禱候却說唯今旅舎へ罷歸候處無存懸御名刀御惠投被成下辱次第奉拜謝候永く珍品に致し可申候御禮詞之段は禿毫に難盡御座候短銃一箱幸持合居申候間此行御餞別之爲寸心を奉表候書餘は猶奉期再晤候恐々頓首再行

八月二十五日

莊村 助右衛門

木戸 淳一郎様

侍史御中

(木戸より坂本への書翰) (其二)

爾後彌御壯榮に引繼御高配奉遙察候さて滞崎中は色々蒙御厚意奉多謝候御迷惑之一條如何御片付に相成候哉早々御濟に相成候邊乍蔭心急々敷奉存候干時御内話相窺候上の方の芝居も近寄ともは不仕哉何分にも此度の狂言は大舞臺の基を相立候次第に付是非とも甘く出かし不申ては不濟世間且々役に立候頭株は不及申且々舞臺の勤り候ものどもは仲間引込候工夫もまた肝要と奉存候何分にも御工風御盡力奉祈候莊村氏之一條如何是れもせめて内輪丈けにて芝居の趣向を立つまり外の大芝居の役に立て候事六ヶ敷都合に候得ば却て内の芝居にて外へ出ぬ丈けにても可然と奉存候いづれ外の役は六ヶ敷と奉存

候且又乾頭取の役前此末は最肝要と奉存られ申候何卒萬端之趣向前に此は乾頭取と西吉座元と得と打合せに相成様手筈きまり居候事尤も急務歟と奉存候此狂言喰ひ違ひ候ては世上の大笑と相成候は元より終に大舞臺の崩れは必然と奉存候然る上は芝居は事止みと相成申候御同意に被爲在候はゞ一飛脚にても乾頭元へ被差越御決定に相成居度御事歟と奉存候是非乾頭取は此後は西吉座元と御同居位にてても可然様奉存候御高案如何狂言の始末一定之處甚肝要に奉存候且また大外向之都合も何卒其御元ヒコなど、極内得と被仰談置諸事御手筈專要に是れまた奉存候實に此大外向之よしあしは必芝居の成否盛衰に屹度相かゝわり申候乍此上四方八方へ御目を御くばり被成候て御盡力芝居大出來と申處に至り候様御高配乍蔭奉祈念候乾頭取之處も場合に後れては丸に狂言は出來不申は元より實にいか様考申候ても大舞臺は其ギルト奉存候則ち義經の早く行てまつことあればいさぎよしおそくていそぐ道は危しとは此場合かと愚考仕候干時拜借金大に難有奉存候近日御地へ差送り申候間急早々御返

上可仕候宜御聞濟可被遣奉願候先は任幸便取敢ず愚考の儘申上候卸取捨奉願候乍毫末佐々木君初諸君へ可然御致意奉願候其中時下御自玉第一に奉存候勿々頓首拜

九月四日

尙々此芝居に付ては少しも損の行かぬ様御工風被爲在且つ役に立候ものは御引込被爲在度乍迂遠奉思候敬白

さ い 様 き と

御内拆御火中

(佐々木高行侯の直話)

木戸の長崎に來りしは何でも船の事が其一用務たりしと思はる之れが爲め金千兩を土佐商會より用立てしことあり是れは長州の汽船を長崎にて修覆せしとかにて其支拂金に不足を生せし爲め此金を要すとて坂本等の周旋もありて之れを承諾することに決したり予は當時土藩大監察たり英人暗殺嫌疑事件の

爲め長崎に在り大監察の職は言はゞ武者奉行とも云ふべきものにて會計杯の事務には關係なきも通商事務主任の後藤が入京不在中なりしを以て予は在長崎土州人の筆頭たりしより自然岩崎杯の協議にも預り居りたり此金員立替の挨拶の爲め木戸より短刀一口岩國縮二匹の贈與を受けたりと此縮は故郷に送り來る際の禮服に用ひたりとは佐々木夫人の談なり

(佐々木侯日記)

一八月二十日雨今朝商會へ本藩諸生數人を呼集め英人の事件に付聞糺す何も不相分夕方才谷梅太郎と同伴玉川にて長の木戸氏(桂小五郎)に面會時勢の事を談ず此頃木戸は薩人と表面は相唱へ出崎致し候處長藩船修覆に俄に取掛り出來の處金千兩不足にて大に困却し才谷へ相談に相成才谷より自分へ申來り候處役場に無之に付商會へ相談致し右金子相調へ木戸へ送りたり木戸も大に悦び右謝禮として長州出來の新短刀一ツ長州縮貳疋を送り來り其邊の事旁にて種々懇話せり其節木戸の咄に此頃英の「サトウ」に出會致候處

同人曰く此度三藩盡力にて大變革の事を周旋の由此事若し出來不申候はゞ歐洲の諺に老婆仕事と申候十分御盡力ありたしと英の一書記より如斯事を聞く此度の事不相成候はゞ最早内外に對して面皮なし御互に屹度憤發せずは千歳の遺憾なり大政返上の事も六ヶ敷歎七八步迄運び候はゞ其時の模様にて十段目は砲擊芝居より致方なし杯と色々相談して夜に入歸宿す

(坂本龍馬傳抄出)

八月二十日夕佐々木三四郎長崎滞在の本藩生徒數人を携へ龍馬を問ふ龍馬相伴ふて玉川亭に到り長野某木戸準一郎と相會す準一郎は桂小五郎なり當時嫌疑を避て姓名を變じ薩藩と稱して長崎にあり初め其乗り來る所の長藩汽船損處を生じ歸るに臨み俄かに修繕を加ふ既に落成に至り其齎らす所の金員其代價を償ふに足らず周旋中恰も龍馬長崎に來るに値ひ龍馬に就て千金を本藩に借る事を謀る龍馬の準一郎に於ける情誼殊に深く義辭すべからず則ち佐々木三四郎に説き長崎土佐商會に命じて金を出さしめ此日三四郎其金を齎し之れ

を龍馬に授けて準一郎に交付せしむ準一郎大に悦び三四郎に謝し而して互に
年來變遷の世態を評論し遂に今回政權奉還の献策成否如何を論ず準一郎曰く
政權奉還のことは或は難からん然れども其意見十にして七八に達せば其時の
形勢に因て彼の十段目鐵砲演劇を爲すの外なしと是れ龍馬常に準一郎に本藩
の役員を鼓舞する策を謀り且本藩に傳知して人の感格を起さしむるに足る書
を作り送られんことを囑し準一郎之れを諾して劇場役割に擬せんとする腹案
を笑談し未だ其書を作らず偶^ニ三四郎に會するを以て十段目演劇の戯言を出
すなり而して遂に三藩協力一大活劇を演ずることを談笑して散す

九月十六日夜伊藤は品川と共に大久保大山二人を伴ひ上國より三田尻に歸着し
十八日山口を發し又馬關を経て長崎に赴く第五十六章 章參看是れより先き伊藤は既に英
國軍艦乗込の命を受く六月且つ當時已に動兵の機目前に迫れるを以て外人より
蒸氣船借入等の要あり是れ其急に長崎に赴きし所以なるべし坂本との會見も其一
用件たりしならん
當時遠藤謹助亦英艦に搭し横濱江戸に赴くの命を受く九月二十四日遠藤謹助林宇一よ
り英國コンスルに贈るに日本

刀一口を以てす因て金六十兩を給與す刀を購ひたる代價なり同日遠藤謹
助林宇一英艦に搭するを以て準備として金三百兩を賜ふと藩記に見ゆ

案ずるに大局變革の成功には佐幕の佛人を牽制し而して英人の同情を失はざ
るの必要なることは木戸等の洞看する所たり加ふるに江戸横濱邊の形勢を視
察すること亦忽にすべからざるの事たり是れ伊藤遠藤二人に此命ありし所以
なるべし伊藤は其前既に英人の承諾を得たりしかは其未だ上國より歸着せざ
るとき既に英艦乗込の命を受けしなり且又長州人の名義を存して英艦に乗込
むは不穩當なるが爲めに無期限賜暇の體に装ひしなり遠藤の事情も亦粗同し
かるべきも辭令書缺

(命令書)

林 宇 一

右英吉利國軍艦乗込被仰付候事(卯九月六日)

(木戸等よりの訓令)

貴様御事英國軍艦乗込被仰付候就ては無年限御暇被下との御事に付御身上其

邊の所水師提督其外彼方へ對し不都合無之様於爰許は押て取計苦敷儀に有之候間御賢慮を以現場可然様御存分御取計相成候様にと存候爲其如此御座候云々

九月十三日

木戸 準 一 郎

御 堀 耕 助

中 村 誠 一

尙々無年限御暇被下委細の趣被聞召候儀に付水師提督ともに相示候書面等の儀は御勝手に御認相成候方可然と存候

林 宇 一 様

(遠藤より木戸への書)

爾後御壯榮奉賀候陳ば過日ホーム來關仕候に付ゴンボート金相渡直様同船出崎仕候ホームより山々御禮申上吳候様申居候實に今度金に付ては餘程彼の爲に相成り候と相見銘肝難有かり居申候萬一ゴンボート急に御入用之節は幸有

合之分御用立可申候事に御座候サトウヒコへの御贈もの夫々相届申候孰も御禮山々申出候陳又小生事今度サトウ同船横濱行既に明日出帆之筈に御座候節角ミニストル少々英語を解候者一人相雇和語相學度由に付程次第ミニストル付にもサトウ周旋仕吳候様申居候其儀不相叶候は、横濱ラウダへなり共同居可爲仕申居候兎も角も彼地着之上いか様共相成可申申居候是偏に老臺兼て英人輩と御交接御親篤の御陰を以此行も相遂候次第に御座候乍此上後來之處宜敷御指揮奉冀候此行も或は洋服に或は日本服に時々變化不致ては相濟不申旁衣類も二通りも入用大に困究仕候尙彼地にて少之金なしには被相凌不申候唯是而已苦心に罷居申候跡々之處可然御取成奉希上候

一春畝は歸着次第急速出崎可然提督之約は決して破り不申候是非今月中には出崎肝要也

一楊井謙三注文之大砲手付金相濟申候何卒御買入可然ホームモ氣付申候岩國杯へ御振向け可相成哉奉存候

一在崎書生は英人御雇入を限りにして悉く御引取らせ可然奉存候最早一人も出崎御許し無之様奉存候尤青木松岡兩生は在留可然候服部愷甫は可任彼意候此儀川北生も同論に御座候愚蒙短才之私此行中々不堪其任候唯々魁を致し例を開き置候はゞ追々俊才智謀之書生被差越候様相成可申候何分近年之國事は外遊にて存知不申候多田氏より被頼候條理書面御投じ被仰付候様重疊奉希候餘は臨機應變誠心を主といひし修行可仕覺悟に罷居申候彼地着之上不斷御報知可申上候尊體御自重爲邦家專一に奉存候頓首拜白

九月十四日夜

尙々大取紛大亂筆御高免奉希候坪井信道弟信敬は追々密に探索可仕哉奉存候此段申上置候もし信敬御國へ來り候様相成候はゞ可然御頼仕候頓首
又申上候私御國之版籍を被相除候様相成候はゞ至極よろし江戸にてはいつれ之國人に可相成哉未相談致不申候

(久保松太郎より木戸廣澤等への書翰抄)

昨日英船來泊之趣は南貞助より御聞取可被成其便へ河北天野共一寸歸關に付三人之修業金等委曲相分り候付致拂渡候遠藤も一同乗組今朝致出帆候ゴヌボート代も相渡ホームより受取々置申候御安心可被下南竹田之夷人へ借金之分も相渡候木戸君より遠藤への御傳言逐一相咄置申候三人修業金支度金等於山口御伺相濟候より餘計に相成候得共無致方様相見申候河北其外も刀ピストール衣類等も賣捌候て致支度其餘之處を上へ歎候様之次第御座候委敷付立は追て可差出候(九月十一日)

伊藤の馬關に至るや土藩坂本龍馬亦恰も長崎より抵る時に九月十九日なり伊藤乃ち坂本と相會して上國の形勢及び長薩の將に大に爲すあらんとするを告げ之れを激勵す坂本益々感ずる所あり其同伴者岡内俊太郎重俊と共に促装して國に歸り伊藤は去て長崎に赴く

案するに此時英人暗殺事件問題結了せし爲め坂本は再び京坂に赴き周旋する所あらんとし長崎を去りしなり長崎にて佐々木と協議し洋銃一千を購入して

岡内と共に之れを高知に護送す岡内は佐々木の隨員なるを以て佐々木は實情報告の爲め之れをして坂本に同行せしめしなり又此洋銃購入は藩命を受けしに非らず因て或は藩にして承認せざるの虞ありたり是れ伊藤が坂本等に土藩にて不用ならば更に此地に回送せよ云々の語ありし所以なり蓋し伊藤は之れを以て坂本等を激勵せしなり岡内は果して之れが爲め頗る憤慨し書を佐々木に送り其事を報じ飽まで藩中の姑息論を打破するに力むべしと記し坂本と共に國に歸る但し佐々木の直話に銃の代價を藩より急に送り來らざりし爲め予は大に苦みたれども後日大に藩用をなせしは此銃なりしと云へり坂本は伊藤の論旨を聞き後藤の議論動作の或は大局を誤らんことを恐れたるものゝ如し是れ其木戸に寄する書中に於て後藤をして京都より去らしむるに力むべしと言へる所以なるへし但し實際の處此書翰を書きしは後藤の已に歸藩せし後に在り

(坂本龍馬書翰)

一筆啓上仕候然に先日之御書中大芝居之一件兼て存居候所とや實におもしろく能相わかり申候間彌憤發可仕奉存候其後於長崎も上國之事種々心にかゝり候内少々存付候旨も有之候より私一身之存付にて手銃一千挺買求藝州蒸氣船をかり入本國につみ廻さんと今日下ノ關まで參候所不計も伊藤兄上國より御かへり被成御目にかゝり候て薩土及云々大久保が使者に來りし事迄承り申候より急に本國をすくわん事を欲し此所に止り拜顔を希ふにひまなく殘念出帆仕候小弟思ふに是れよりかへり乾退助に引合置き夫より上國に出候て後藤庄次郎を國にかへすか又は長崎へ出すかに可仕と存申候先生之方には御やくし申上候時勢云々之認もの御出來に相成居候はんと奉存候其上此頃之上國之論は先生に御直にうかゞひ候得ははたして小弟之愚論も同一かとも奉存候得とも何共筆には盡かね申候彼是之所を以心中御察可被遣候猶後日之時を期し候誠恐謹言

九月二十日

龍

馬

木 圭 先 生

左 右

(伊藤よりの木戸への書翰)

金論は丸に世外先生へ相話置申候間御承知可被遣候以上

十九日之尊簡昨夜到着難有奉拜讀候引續御苦慮奉拜察候大久保も最早出帆と御察申上候蒸氣船彼是遅延に相成定て御不都合にて御込被爲在候御事と奉存候用心金之事被仰越萬々難有奉存候昨日久保先生より御申越と奉存候急に御答奉待上候御返答次第出發可仕心得御座候昨日坂本龍馬藝船に乗組罷越申候京攝事情も逐一相話申候處急速上坂後藤正二郎を歸國せしめ犬井泰助を上京せしむる之論にて出足仕候と申て罷歸申候最一寸土へ立寄直様上坂と申居候遠謹都合克横濱へ罷越申候趣に御座候^中崎陽行之上は乍微力及び候迄はいか様にも盡力仕見候覺悟に御座候に付此段御安慮思召可被遣候出兵論愈隊兵と相決候趣隨分晴々敷一快戰と想像仕候^略追々艦中より逐一以書簡可申上候尙

御用も御座候へば崎陽ホームヒコ之間へ御托可被遣候書他後鴻可申上候誠惶
謹言(二十一日)

(同上)

^前略私儀も兩三日中出足出崎可仕相決居申候此度被仰越候船一條奉拜諾候バン
之事も同様に相心得居申候に付御安心可被思召候奪艦之一條は兼て大山格之
助とも相談置候事にて都合次第人數は鹿兒島黒田嘉右衛門迄申遣候へば早速
出崎仕らせ候様重々相約置申候兎角相試可申奉存候薩にも別に軍艦一艘崎陽
にて相求度に付國元より一人出崎せしめ候に付於彼地談合世話仕吳候様大久
保より申事に御座候乍此上爲邦家御盡力此秋と奉禱候貴酬勿々拜復

二十二日朝

宇

生

尙々坂龍今以滞關今日當りは定て出帆と奉存候兼て崎陽に於て御談合之我
公論を遍外國人へ示之一條御草按相調居候へば頂戴仕度頻に渴望仕居候御
調相成候へば京攝間迄龍へ御當御送可被爲在候別紙は昨夜相認置候に付差

添拜呈仕候拜具

(坂本龍馬傳抄出) (此中日付には誤ある如し)

九月十八日曉龍馬は佐々木三四郎の旅館に就て土佐に歸り更に京都に上る事等を謀り石田英吉に石炭を横笛船に裃載して大坂神戸間に航し京都の報告を持つべきことを諭す三四郎は談判始末報告の事を岡内俊太郎に委託し自身は長崎に留り時機を持つ約を定め龍馬俊太郎は戸田雅樂^{尾崎}三郎陸奥陽之助^{宗中}島作太郎^{信行}菅野覺兵衛三澤揆一郎等と藝藩汽船震天丸を借り新銃千二百箇の中二百個は陽之助に分與し千箇を裃載して俱に之れを搭す三四郎は之れを埠頭に送り日出に及んで港を發す二十日馬關に達す龍馬上陸すれば恰かも伊藤俊介京師より歸りたるに値ひ京都の形勢及び頃日大久保一藏來て木戸準一郎と謀り長防本末の藩兵は馬關に集り薩藩の兵は小倉に集り時機を持つ約をなして歸りしを聞き龍馬も亦歸て本藩を鼓舞して事を京都に共にせんとする意を告げ新式小銃を準備する事を話す俊介曰く其準備は誠に善し然るに若し貴

藩因循にして君の意の如くならざれば直ちに新銃を此に回航すべし更に相謀る所あるべしと相約して別る龍馬準一郎に會して相謀る所あらんと欲すれども準一郎山口に在て相逢ふを得ず土佐行の心急なるを以て滞留するを得ず因て一書を送て發す

伊藤遠藤の馬關を去るや井上聞多留りて馬關に居る蓋し馬關は外人屢來り應接の用務少からざるを以てなり

案するに當時井上亦藩外出遊の計畫ありしも知友等の勸告に因り馬關に留まりしもの、如し又當時政府諸員間に稍一致を缺くありて井上は頗る之れを慨歎せしもの、如し當時長藩政府の状態外部より之れを觀れば春風和氣絶て衝突等なきもの、如くなりしも實際は必らずしも然らざるを見るべし是れ寧ろ當然と云ふべき歟

(井上より御堀への書翰)

謹啓過日は勿々御分袂殘懷奉存候爾後御清壯御精勤と奉遙察候木戸も只様遅

歸に相成御一人嘸々御痛心此事と奉察候弟も木氏一同歸鴻之様御約諾申上置候得とも木氏歸關前途見込之論も御座候付春畝遠藤他行弟は關地に暫留候方可然との事故滯關と相決し申候委曲は木氏より御聞取と奉存候勿論弟之自論今日に至り變換と云次第は無之只今暫見合候迄に御座候中々淺見薄識之者容啄候時にあらず見れば目之毒とか云俗論之通り故止て益なく去りて損なきもの又身後之名利は敢て好まざる事に御座候併老兄木氏を詐き候様之事は不仕必今暫時勢を見合申候滯關も仕候得は夫丈之力を盡さぬ事は無之候又假令事によりては異同之論差起り候ても情交之信は死後に至る迄背き度本心無之候御推察之通り腹心之親友迎は實に少き者に御座候陳山口政局所詮一和六ツケ敷候様相考候優柔不斷に日を送り候も男子之所爲にあらず何も丸くと云事はとふも六ツケ敷何れ國家今日の間に至り候て改革杯は幕に後れて行先之目途相立候事は無覺東大に伸張之勢を生し益薩と眞之合力と云事に立至り不申ては六ヶ敷候併常人の見は退縮と被相考是に付て定て異論出來は必然と奉察候

其機こそ斷然伸張之論を起し大改革を行ふ歟又斷然退縮論に譲り一身を退てそ是丈夫之果斷と愚考仕候因循姑息に日を送り只三絃之取メ茶器之取メ人之凜氣杯之事に日を渡り候ては末葉之事のみ國家安危之際一刀兩斷之決願敷奉存候何分上國之事迎内政凡一和不仕候ては出兵も六ツケ敷若し兵端と相成候上不挫不屈と豪膽之氣政局之諸君滿腹に無之候ては子の年京師之一敗之如にて其機に至ては先之轍に被行兼亡滅を速に相招き候様之者に候と懸念此事に御座候申も愚に候得とも第一政局根元御固め被成候方當今之急務と奉存候又老兄も其職に被爲在候上は進て不顧歟又退て遁る歟前途之御見込斷然之御處置奉仰候甚以御憤怒之程如何敷候得とも傍觀默視するは親友之爲す所に非すと考詰候故申上候不堪汗顔候又弟根元を固る論は木戸へ申入置候間御聞取可被成下候其内隨時御自愛專一奉存候頓首再拜(九月七日)

第五十九章 慶應三年冬期の大勢

政權返上の建白○二條城會議○長薩の動靜○討幕の密勅○慶喜政權奉還の上奏○其聽許○諸侯召集の命○五卿并に外交問題處分の諮詢○薩藝土三藩の奉答○慶喜の將軍職辭表○慶喜の入京○朝權一途の意見徵致○坂本龍馬中岡慎太郎の狂死○改革佐幕諸派の軋轢○京情恟々○薩兵入京○長兵東上○岩倉具視等の畫策○土越二藩の決議○毛利公父子等復官の朝議○容堂の再上京○大政一新○廷臣の淘汰○徳川氏處分の朝議○長兵入京○五卿歸洛の朝命○總裁議定參與の任命○木戸の徵命○慶喜の下坂○更始一新の勅諭○改革二策○慶喜の上表○辭官納土の朝命○慶喜の奉命○毛利公父子等の召命○五卿の歸洛○幕府の討薩表○江戸の情況○主戰論の沸騰

幕威既に陵夷して政令多くは行はれず諸侯殆ど去就に惑ふ是時に當りて長薩二藩は勤王の大義に仗り維新の鴻業を遂げんとし會桑二藩は主として佐幕の説を

持し紀津二藩之れに和す土越二藩は其間に立ち以爲らく今日の事體一大改革を行ふに非らざれば遂に之れを救ふに由なしと因て幕府をして事此に出しめ以て干戈に至らずして事局を結ばんと欲せり後藤象次郎等唱へし所の公議政體論即ち是れなり後藤は京都駐在の同藩士寺村左膳福岡藤治^孝神山左多衛^廉郡と共に十月三日容堂の名を以て終に政權返上の建議を幕府に致す以爲く朝幕列侯共に國事に關し皆見る所を異にす實に天下の大患たり宜しく英斷以て國家の根抵を樹つべきなり其道唯政體を一變し議政所を設けて之れを上下に分ち上公卿より下陪臣庶民に至るまで正明純良の適才を選擧して以て議事官に充て速に一新更始の政を敷くに在りと幕府其事の重大なるを以て遽に決せず後藤等板倉閣老に迫り頻に其急決を促す既にして慶喜自ら意を決し建議を容る若年寄永井玄蕃頭最も之れを賛したりと云ふ因て其十三日薩紀肥豫等の重臣を二條城に會し決意の在る所を示し且つ其意見を徵す是日會する所の列藩士中後藤等盛に慶喜の決意を賛し薩藩小松帶刀亦陽は之れに和せり然れども薩邸の諸士は別に考ふる所

あり在邸の長藩士亦固より之れと其説を同くす以爲らく佐幕を加味する改革は遂に姑息を免れず且つ此類の改革は時機既に晚し根本的大改革を行ふに若かず之れが爲めに兵を用ふるに至るも亦已むを得ざるなりと乃ち相戮力して密に行動する所あり竟に岩倉具視及び中山中御門等の諸卿に依り二條城會議と殆んど時を同くして討幕及び會桑二藩追討の密勅を得るに至れり事は別章に詳なり

案するに此際土州の志士と薩長との關係は十月十四日付にて岡内俊太郎が京都より在長崎佐々木三四郎に寄せたる書中に詳なり坂本龍馬當時變名才谷梅太郎一行が一旦高知に赴き轉じて京都に着したるは十月上旬後藤が既に建白書を幕府に出せし後なり坂本等は一面長薩と事を共にするの志を變ぜざると同時に一面に於ては頻りに後藤を激勵して建白の趣旨を貫徹するに勉めしめ坂本は事若し成らずんば死を營中に決すべしとの書を後藤に送りしに至れり今岡内の書翰の一部を左に出して参考に供す

(岡内の書翰抄)

才谷中島の兩人と私戸田と四人京師に着し其日才谷中島は木屋町の商店の二階に宿し私は河原町御邸内に入り戸田は三條卿御邸内に入り候翌日才谷私中島三人同伴して白川本邸内に参り石川清之助に面會方今の事情各藩の形況等を聞く薩長は愈よ進んで兵力を以て爲すの薩論一決し長藩素より其論一決し薩長一致協力愈よ固しとの事に御座候て下ノ關に於て聞たる處寸分違はず實に愉快なる事に御座候然る處御國は象次郎殿専ら盡力にて御隱居様の御建言に盡し石川は専ら薩長の間にあつて兵力の事に盡し才谷等私共是非薩長と共にする事の周旋盡力仕り此際長岡謙吉は専ら筆を採て才谷を助け才谷は薩長人の間に周旋し又吾後藤象次郎殿に論議參畫し兎に角御建言は御建言の方に進め又薩長の舉兵論は舉兵論に進め其中才谷も木屋町の宿にては人と應對に不便に御座候故才谷一人中島に別れて御邸の近か河原町に轉し中島は元との宿に止り私は御邸に留り石川其外は白川邸より來り一同時々河原町の才谷宿へ寄り合ひ何も奔走周旋仕り時事大に迫り御建言も大に進み候御模様にて御

建言の出候日は十月四日に當り候様に御座候實に昨今の處は切迫にて佐幕家は佐幕に盡し新選組と云奴等は私共の事に目を附け或は探偵を放ちある由にて河原町邸と白川邸との往來も夜中は相戒め居候次第に御座候(十月十四日)十四日慶喜終に政權奉還の封事を上る其要に曰く當今幕府の政刑當を失するもの少なからず且つ外交日に益、多事今にして政權一途に出でずんば紀綱竟に立ち難きを奈何せん如かず從來の舊習を改め政權を朝廷に歸し廣く天下の公議を盡し以て皇國保護の實を擧げんには但し諸侯には意見の致すべきものあらば之れを稟せよと傳へたり由りて之れを奏すと翌十五日慶喜參内す朝議慶喜の奏請を容れ且つ諸侯を京都に召す十六日朝廷令して國家の重事及び外國に關する件は之れを諸侯の衆議に待ち諸侯への指揮命令は之れを兩職に任し自餘の諸件及び徳川氏所管地に係り并に市中檢察等に關するの事は暫く舊に仍らしむ是日幕府列藩邸監を二條城に召し板倉閣老をして上表の文を示し政權返上の趣旨を達せしむ二十日朝廷薩藝土三藩の士を召し三條實美等五卿并に外交問題等の事に

關し應急措置の方案を諮り召集諸侯上京の上決定すべきも差向の取扱振りを問ふとの意なり二十一日三藩書を上り意

見を陳す謂へらく徳川氏執行中に屬する政務は姑く其奏したる所に従ひ更に召集諸侯の衆議を待て確定すべく五卿の事は長防の事と共に諸侯會議の劈頭に之れを決し外交の事は姑く從來の如くして召集諸侯集會の時を待ち朝裁を以て新に條約を訂結すべく兵庫開港の事は宜しく政體變革の故を告げて其延期を求むべきなりと二十四日慶喜上表征夷大將軍を辭す二十七日朝廷命じて姑く諸侯の上京を待たしむ二十九日或は云ふ朝廷宣命使權大納言日野資宗を泉山陵に遣り以て王政復古を告ぐ會、土藩坂本龍馬岡本健三郎二十八日を以て越前に赴き慶永に謁して容堂の書を呈し京情を告げ政體變革の必要を陳し頻に其西上を促す慶永遂に十一月二日を以て國を發し幾もなく京に入る十二日國事掛左大臣近衛忠房等大政一途綱紀確立の策問二道及び太政官八省以下再興の議を上る朝廷之れを嘉納す十五日朝廷令を慶喜慶勝及び在京諸侯に下し朝權一途の意見を徴す此日坂本龍馬中岡慎太郎石川清之助、京都の寓居に於て刺客の爲めに殺さる新徴組の爲

す所なり十九日慶喜上書朝綱の確立は諸侯の上京を待ちて之れを公議に決することを請ふ此時に當り長薩を首腦とせる根本的大改革派土越を中心とせる平和改革派及び會桑紀津の佐幕派は各々對峙して下らず或は議を幕府に致すものあり曰く會桑の兵を發して火を京中に放ち乘輿を挾みて大坂城に據り以て西南諸侯を制すべしと薩邸偵知して戒嚴す而して幕吏澁澤某^{成一郎}の如き親藩の間に遊説し頻に幕權回復を唱ふ是れより先我が支藩主及老臣等を大坂に招致するの事ありしと雖ども今にして若し長人入京せん乎他藩との軋轢勢殆ど避くべからざらんとす朝廷之れを憂へ十一月十日令して暫く命を待たしむ幕府仍て藝藩をして之れを我藩に傳へしむ時に密勅を奉じて西還したる小松西郷大久保等は三田尻に來り我藩と協定する所あり國に歸りて島津父子と共に藩論を一定し遂に島津修理大夫忠義兵數千を率ゐて海路東上し途三田尻に於て更に我長藩と約する所あり二十日大坂に至り二十三日京に入る聲言して一萬人と稱す既にして長藩人亦東上して二十八日攝州打出濱に抵り二十九日より三十日に涉りて

上陸し西ノ宮に陣す藝藩之れを朝廷及び幕府に報告す尋て翌十二月二日に及び藝藩京邸更に我東上吏員の書を朝廷に出す^{事は別章に詳なり}是れより先き十一月八日岩倉具視京中に居ることを許さる當時長薩の壯士等概ね謂へらく二藩の兵入京せば朝廷直に革政の大令を發すべし而して干戈は直に之れと共に動かんと而も岩倉等稍其見を異にし先づ太政官の制を定め徳川氏反正の實を擧げしめんが爲めに將軍を諸侯の列に下し會桑二藩の職を罷めて國に還し我兵をして京都に入らしめ異議生ずるに及びて始めて兵を用ふべしと乃ち一面力めて兵士の暴發を抑制し一面山内容堂ガ十二月初め入京の豫期ありしを以て薩藩士等と謀り其際を以て大改革斷行の期と爲し薩邸より略其意を西ノ宮の我軍に密報し後報を待たしむ幕府未だ斯の如き畫策あるを知らず唯事態の漸く穩ならざるに驚くのみ會我兵上京の説傳はる人心恟々戰を待つもの、如し紀藩の如き澁澤等の入説に動き爲めに兵を京都に出す會人又尹宮に説き朝議に由りて我兵の入京を止めんことを乞ひ津藩は近衛左府に説き諸侯の衆議に待ちて長人を處置せんことを

請ふ此間に在りて藝藩獨り我が爲めに入京朝許の幹旋を怠らざりしと云ふ既に
して十二月朔日夜朝議あり長兵進退の事を議す尹宮攝政と之れをして歸國せし
むべしと爲す諸卿の間異論百出結局暫く大坂に止りて朝命を待たしむるに決し
翌二日之れを命令す是れ恰も我が東上吏員が藝藩の手を経て應命上坂の申告書
を幕府に致したるの日なり時に津藩山崎關門の守衛に任ず兵を増して警戒し四
日書を朝幕に出し長人若し朝命に従ふことを肯せず山崎關道より上京せば直に
開戦すべきや否を問ふ初め幕府に問ひしに朝廷の指揮を請ふべしとのことにて更に朝意を候せしなり

(津藩の上書)

防長御處置兼て寛大の御沙汰被爲在候へども長人入京の儀は勅許にも相成居
不申山崎街道筋罷登候節は差留候心得に御座候自然兵勢張り罷登候は、無論
戦争の覺悟に相心得可然此段奉伺候事

松平慶永會人等の動作を憂ひ五日慶喜を見て説く所あり慶喜乃ち令を會藩に下
し長防處分に關し妄に容喙するの非なるを言ひ一に聖斷に待つべきを諭す既に
して津藩山崎關門戦否の事に關し朝裁を促がすこと急なり朝廷因て戸田大和守
をして長防處分を幕府に諮らしむ幕府答ふるに諸侯の衆議を待つを妥當と思量
すと雖ども朝廷直ちに之れを裁決するも敢て是非する所に非らずと云ふを以て
す是を以て八日二條攝政は國事掛親王公卿及び慶喜以下在京の諸侯を禁中に召
し三條以下五卿及び毛利父子等の官位を復し入京を許し幽閉を免するの事を議
せしむ議論紛々天明に至り始めて決し五卿及び公父子諸末家の官位を復し入洛
を許す

(朝裁)

今度大樹奉歸政權朝廷一新之折柄彌以天下之人心居合不相付候に於ては追々
復古之典も難被行深被惱宸襟候且來春御元服并立太后追々御大禮被爲行且又
先帝御一周に相成候付猶更人心一和專要に被思食候間先年來防長事件彼是混
難有之候得共寛大之御處置被爲在大膳父子末家等被免入洛官位如元被復候旨
被仰出候事

卯十二月八日

此時に方り密に大改革斷行を計畫せる岩倉具視及び機密に與れる薩藩士等は十二月に入り山内容堂の猶着京の状なきを見て之れに關せず斷行する所あらんとし八日を以て其期と爲さんとす既にして廷中準備の都合の爲め九日に確定す後藤も此時々勢に察し又西郷等の勸説に因り大體に於て大改革斷行説に聽從したり而も容堂の着京不日に在るべきを言ひ斷行期を十日とせんことを主張せしも大久保等聽かずして八日説を主張す是れより岩倉と議奏中山正親町等の間日限に關し數回の交渉あり中山等は到底八日に行ひ得ずと爲し遂に九日に確定したり又實際に於ては假令八日に定むるも八日は攝政等の朝議徹夜に及びしたため決行し得ざりしな^る八日二條攝政慶喜等と朝議開會中に於て岩倉具視密に薩藝備越土五藩の樞要の臣各數名を招き告ぐるに明日朝廷に緊急の大議あるべく其趣旨は王政復古の鴻圖を遂ぐるに在り因て在京の五藩主均しく參朝すべし且つ事非常に屬するを以て期に及び急に諸藩の兵を入れて宮闕の警衛に任すべしと云ふを以てす因て其部署及び警衛機要數項を示す諸藩士同席に非らざりし證述あり隨て眞の機密に與かなるは當然なり警衛部署等は之を略す九日長州處分の朝議決するや諸卿中宮中の光景常の如くならざるを怪み未だ退朝せざる者あり命あり之れをして悉く去らしむ而して宿直の中

山忠能正親町三條實愛直に岩倉具視を禁中に召し舊制に屬する朝官は悉く之れを廢し新に總裁議定參與の三職を置き大に廷臣の淘汰を行ひ即夜有栖川宮以下諸卿及び尾越土薩藝の諸侯伯及び五藩の重臣を召して御前に會し德川氏處分の事を議す時に宮闕内外の要處は五藩の兵既に出て之れを警衛せり山内容堂昨八日夜京に入り召に應じて遽に參朝して座に在り後藤象次郎と共に慶喜を招かんことを言ふ德川慶勝松平慶永其議を賛く岩倉具視島津忠義大久保一藏と與に之れに反し慶喜をして土地を納れ官位を退き以て反正の實を擧げしむべきを論ず尾越二侯及び後藤象次郎抗論最も力めたるも遂に屈し退官納地の事は二侯より私を以て慶喜に告げ自ら之れを請はしむべきを約し議漸く終る當時會桑二藩主の職代を罷めしむる事は朝廷の甚だ苦心せし所なるも岩倉尾藩人を説き尾藩人をして慶喜を論し之を行はしめたり當時又尾薩藝諸有志の士を率ゐ高野に入り義兵を擧ぐるの事あり朝暮の間事あるに臨み高野より出て大坂を衝くの策なり蓋し亦岩倉等の關知する所にして十二月八日夜薩聚竊に家を脱し正親町少將の家に至る香川敬三大橋慎三藤村四郎田中顯助等志士四十餘人來り會す正親町少將宣旨を陸聚に傳へ天杯を賜ふ有志御流を拜戴し別を告ぐ九日伏見に於て十津川郷士に會し遂に屈川を下り十二日高野に入る是れより先き中岡慎太郎土藩其他の有志の士を糾合して陸援隊を組織す陸聚に従ひ事を擧げし者は主として陸援隊士なりしと云ふ十日慶勝慶永二條城に到り慶喜に傳ふるに將軍職辭表朝許の

事を以てし且つ退官納地の朝旨を内諭す慶喜曰く將軍職辭表朝許の事は謹で其旨を領す退官納地の命に至りては人心鎮靜の日を待ちて之れを奉すべしと朝議之れを容る時に西ノ宮の我兵相國寺に達す十一日我藩に九門警衛を命す十二日有栖川宮を以て總裁と爲し山階宮以下親王公卿尾越土薩藝諸侯を議定に任じ大原宰相岩倉前中將以下の公卿并に五藩重臣を擧げて參與と爲す改革の令一たび二條城に傳はるや旗下及び會桑紀藩の士等憤慨止まず戎裝營中に出入し彦根藩津藩亦之れに和す將軍退官納地の朝命外に泄るゝに至り士心益々憤激將に事を發せんとす慶喜乃ち諸部の首領を慰諭し且つ募兵五千會兵三千桑兵千五百を城中に收む十二日慶喜終に坂地に於て人心の鎮撫を謀ると稱し京都を出で、大坂に下る閣老以下會桑二侯と共に皆之れに従ふ諸藩中新政に服せざるもの朝廷の施爲頗る急激に失すと爲し熊本筑前阿波肥前南部等在京の十藩土慶喜京都を去るの日を以て連署上書し朝廷近日の措置を非難し其轍を更改せんとを言ふ省せられず慶喜の大坂に下るや岩倉具視長薩二藩士と謀り豫め二策を案す一は即ち

長薩の兵を以て乘輿を護し朝旨を奉せざるものは之れを討すべしと爲し一は即ち徳川氏反正二事の旨を奉せば慶喜を以て議定職に任じ朝幕を合して國政を維持せんとするに在り長薩の意其第一策に存すと雖ども土藩頻に此説に反し尾越藝三藩之れに和し熊本藩亦外より之れを助け其勢侮るべからず故に議して其第二策を取り暫く尾越の爲す所に任じ事若し朝命の如くならずんば兵を用ふるに決す既にして十四日朝廷更始一新の勅諭を下す又特に宮城の守衛を嚴にし尾土藝薩四藩をして南門日の御門朔平門御臺所門を守らしめ我藩をして曩きに會藩の守備したる蛤門を警衛せしむ時に朝議尾越二藩に諭し其の慶喜をして反正の實を擧げしむるの約を速に實行せしめんとし此日より數日に涉り朝廷及び薩土尾越等の間に幾多錯綜の議論あり退官納地の二件猶折衝の要目たりしなり退官とは朝制一變の故を以て慶喜宜く内大臣を辭すべしと云ふに在り納地とは徳川氏既に軍職を辭し朝廷自から諸政を行ふが爲め宜しく徳川所轄の版圖を朝廷に還納して其費に充つべしと云ふに在り退官は官位の下降に非らず唯前内府と稱

するのみなりとの岩倉の説明を得て尾越土服したれども納地に對しては抗議して已まず岩倉等執て動かす是に於て乎更に政費は徳川所領中より年々納入に改めんと請ふ者あり岩倉等復た聽かず後藤象次郎は之れに服せず永井玄蕃頭に説き尾越に依りて以て慶喜の上京を促さんことを謀る永井因て慶永及び其臣中根雪江と尾州邸に會し議する所あり十八日大坂に下る同日朝命尾越に下り會桑二兵退去の事を諭さしむ當時幕人の坂地に在るもの朝廷の施爲一に粗暴無頼なる藩士等の手に出づと爲し憤慨止まず慶喜因て上表し以て時事を言ふ謂へらく曩に天下の事公議輿論に決すべきの朝命あり今朝廷の爲す所を見るに則ち然らず一二藩戎装して宮廷に入り猥に未曾有の大變革を行ふ是れ國家の亂階なり仍て諸侯公論の決するに至る迄は曩日の朝旨に準據し舊に依りて將軍の事を見んと辭頗る激越す戸川伊豆守表を懷にして京に入り戸田大和守に謀る戸田十九日を以て之れを岩倉具視に示す岩倉密に之れを中山正親町三條の二傳奏に示し而して後ち慶永に告げて曰く今若し之れを公にせば事端直に開けん中正二卿の外未

だ知るものあらず奏疏は宜しく之れを二侯の手に秘して而して慶喜の參内を周旋すべしと二侯之れを戸川に報じ戸川大坂に復命す大坂に在りては頻に其警備を嚴にして要地に兵を置いて以て變に備ふ慶喜京情を聞き上京の意あり幕吏を會して議し二十一日永井をして先づ京に入り慶永と謀らしむ二十一日夜永井再び京に入り越藩士と會見し二十二日山内容堂を大佛の旅館に訪ひ慶永等と相會し慶喜上京の事を議し二事二十一日慶勝慶喜の裁決の朝命下るを待ち奉答終りて後ち入京するを可とするに談決すと云ふ答旨の未だ至らざるを以て自ら大坂に赴き朝旨の貫徹を計らんことを乞ふ朝廷之れを允し期するに日を以てす二十三日朝議あり徳川氏處分の二事を議す土越尾皆異言あり二十四日遂に慶喜は前内大臣と稱すべく政費の負擔は舊幕領中に就て查覈し以て天下の公論に由り確定する所あるべきの勅命を幕府に下し尾越二藩をして之れを傳へ一七日間に處決せしむるに決す

案するに徳川氏の領土は猶諸藩の領土の如し將軍職と相關せずとは反對論の骨子にして當時の事情は略左の如し

十四日朝議の席にて岩倉等二件周旋の事を春嶽に促す春嶽答ふるに既に人を

大坂に遣れるを以て答を得る兩日内に在るべきを以てす其夜後藤尾侯及び容堂の意を啣み岩倉を訪ひ二事の再考を請ふ岩倉應せず十五日後藤更に岩倉を訪ひ容堂手書の朝命書案「所領の内を御用度に年々差出候様可仕」とあるものを示し如此ならざれば人心を服することを得ずと陳す岩倉仍聽かず二十二日大坂の事遅延の故を以て尾州老侯自ら下坂の暇を乞ひ生死を賭して朝意の貫徹を謀らんと謂ふ朝廷即夜之れを許し復命を期するに二十五日を以てし尾越二老侯に付すべき朝旨の草案成る一説に此日永井玄蕃頭土越二老侯等と土老公大佛の旅割の意を挿入せらるれば直ちに之に承服すべき内意あるを語れりと云ふ二十三日尾越二老侯參内請ふ所ありて朝議を開く慶喜に達する朝旨の草案中に納地の事あるの故を以て容堂及び二老侯等改案を主張して已まず議遂に決せず二十四日岩倉は尾越土抗議の激に堪へず窃に薩長の意見を詢ふ此時岩倉より内密諮問の書を世良修藏我本營に持し來る因て合議してと舊記に見ゆ推問の項書及び建議書散逸せるも建議の趣旨は薩邸より出す所と蓋し大差なからん西郷大久保品川等案を具し答へて曰く一字一劃の添削なきを望む若し此案にして尾越尙服せずんば尾越を待たず

直ちに朝廷より下命あるべしと其案に曰く

政權返上被聞食候上は御政務用途の分徳川領地之内夫々取調の上天下の公論を以て返上候様可被仰付候事

然れども尾越二藩朝旨の草案に對し猶切に二三文字の修正を請ひ且つ曰く如此にして慶喜猶命を奉せずんば假令追討の命あるも臣等亦宗家を棄て朝命に奔走すべし又二十五日より二十七日に至るを以て承命の期と爲し若し其時を過ぎ猶承命せずんば斷然追討の勅を發せらるゝも亦唯朝意のまゝのみと朝議是に於て乎遂に其請を容れ改文の朝旨を授く其文に曰く

一今般辭職被聞召候に付ては朝廷辭官之例に倣ひ前内大臣と被仰出候事
一政權返上被聞召候上は御政務用度之分領地之内より取調之上天下之公論を以て御確定可被遊候事

右兩件心得迄御沙汰候事

此日容堂は別に後藤をして朝意を候せしむるの事あり曰く徳川内府政府の用

度を献せは列藩亦均しく貢献するやと朝議裁して曰く然りと

(土州の上申并付紙)

政府御用途の儀は御新政の御急務に付徳川内府より差上候段御請申上候は、
列藩諸侯へは天下の公議を以て貢献の次第相立候様被仰出可然と奉存候
右は容堂職分を以て申上候儀如何御決定可被仰付哉奉伺候以上

十二月二十四日

付紙に

右書面の趣御内定候

二十六日尾越二老侯下坂して朝命を傳ふ慶喜速に之れに承服し二十八日書を二
老侯に與へ奉命の意を復命せしむ晦日二老侯參内復命す

(慶喜の書)

辭官之儀は前内大臣と可稱御政務御用途之儀は天下之公論を以て確定可被遊
との御沙汰之趣謹承仕候段可然可被申上候事

(同)

御政務御用途之儀は天下之公論を以て御決定皇國高割を以て相供候様不相成
候ては臣子之鎮撫行届不申容易に御請も難申上候間其段厚御心得御盡力有之
様致度候事

是れより先き十八日朝廷議して大政一新を外國に告ぐべき國冊の案を定め將に
翌日を以て勅使差遣の事を公布せんとす議者諸侯の公議を待つべきを言ふ者あ
り仍て暫く其期を延ぶ二十四日朝廷命を我藩楫取素彦小田村素太郎改名に傳へ我藩公父
子及び支藩主を召す二十六日命あり五卿を召す五卿既に東上し是日大坂より伏
見に到る二十七日入京參内す朝廷三條實美を以て議定と爲し東久世以下を以て
參與と爲す

此時に當り會桑及び幕人間には慶喜の大政奉還を憚ばす討薩の論を發するもの
次第に多し初め大政奉還の報江戸に達するや幕府内外不平の議論盛に起り大兵
を西送すべしと論するあり兵力を以て京都の薩土其他の諸藩兵を掃蕩し大勢を挽回するの説或は前將軍速に東歸すべ

紀州の如
き當時江
戸と藩地
とは議論
一致せず

しと論するあり慶喜をして速に東歸し江戸城に據勢當るへからず遂に老中松平縫殿頭
乗護後同稻葉兵部大輔正若年寄永井肥前守同川勝備後守其他文武の重官登京を
命ぜられ陸軍兵數百人も之に繼ぎ其他旗下の士人陸續として江戸を脱して西上
し此等は大阪に至り相率て慶喜に迫り其獨斷政權を拋棄せしを非難し其東歸を
促す慶喜百方慰諭し遂に縫殿頭兵部大輔に親諭書を授け江戸に還り人心を鎮撫
せしめしも其激動依然たり十月二十一日には留守幕閣諸大名を江戸城に召集し
て政權奉還の事を傳示せしとき諸大名は大抵徳川家と相終始すべき意見を表し
十一月三日には紀州邸にて尾水二藩及び帝鑑間詰大名の重臣四日には雁之間
諸大名の重臣五日には柳之間諸大名の重臣を召集し將來の方向を協定し紀藩老
臣水野大炊意見書を示し幕府を擁護して京都に當り忘恩の王臣たらんより寧ろ
全義の陪臣たらんと説き會する者大抵之に賛意を表せり越前のみ不賛成十五日に
は溜之間譜代大名酒井左衛門尉庄内酒井雅樂頭姫路等六人幕府に上書し大名の列を
脱し官位を辭せんことを朝廷に執奏せんことを請ふ其要旨は萬石以上の譜代を大名と
稱するも實は萬石以下と異なる所

權合直亮
權田直助
小島四郎
等浪士首
領たり此
等其以前
より既に
動王攘夷
主義にて
同志相團
結せし偶
の藩邸の
招致あり
て之に集
りたりと
言ふ此委
曲は史談
速記録所
載落合直
亮實歴談
最も詳な
り

なし因て均しく大名の列を離れ家人同是れより一週日間諸大名の大同小異の事を言ひ
様となり官位を辭せんと云ふに在り
朝廷の召命を辭するの意を表白するもの陸續相續く既にして十二月九日の朝廷
大變革の報江戸に達するや留守幕閣は先づ傳習砲騎兵に西上を命じ十八日在府
諸大名を城中に召集し暗に反抗の意を示し明日を期し意見を上らしめ參州刈谷
泉州岸和田等九藩主に出兵上京を命じ二十三日又譜代諸藩に出兵上阪準備を命
ず會江戶府内に浪士騷擾の事あり二十五日遂に庄内其他數藩及び幕兵に命し
江戸三田の薩邸佐土原邸をもを討撃せしむ是に於て乎戰端は先づ江戸城下より起れり
案するに此月江戸市中諸處に浪士出沒して暴行するものあり遂に甲州を擾亂せんとして八王子に
至り江川太郎左衛門の部下に捕へられしものあり下野に至り天明河原に於て幕兵に擊殺せられた
るものあり小田原の支藩大久保出雲守の相州荻野の陣屋に放火せしものあり二十三日には三田の
庄内藩巡邏屯所に發銃せしものあり當時浪士多く三田の薩邸に集まる此等暴行は皆此等浪士の所
爲なりとして嫌疑悉く薩邸に集まる甚だしきは本月二十三日江戸西城の炎上も薩人の所爲となす
者あるに至れり傳へ云ふ當時薩邸は浪人を募集し事を關東に起さしめ以て局面の展開を謀りたり
其謀略は實は上國に在りし西郷吉之助之を授けしなりと云ふ募集に應せしは大概關東の勤王攘夷
派の浪人にして幕人も混淆せるは一奇なり其數五百人と記せるあり勝海舟日記には薩邸に浪士
輩二百計集り云々とあり全數は五百人もありしならんも出入も多かりし爲め固まり居りしは二百
人餘ならんと落合も言へり浪士暴行の源泉は薩邸に在ること漸く其證も顯はれたれば幕の陸海
軍人及び勘定奉行小栗上野介を始め諸役員等盛に薩邸討伐論を唱へ在阪幕閣を怯懦と呼び先づ薩
邸を討ち關東より事を始め在阪者の目を覺すべしと激論せしも戰端を開くは其害浪人の暴行より

盡せしは薩藩益満休之助伊牟田尚平なり郎彦次郎も之を助せり
品川の状況も後合實も歴談最も詳なり唯幕艦を回天とし薩船を胡蝶とせるは非なるに似たり伊牟田合人に水戸浪人一急京都に急報の爲め久木港よ行り上陸せり

甚し大阪の事情未だ確知せず先づ人を大阪に遣り台命を仰ぐも遅からずと論するものあり一旦は之に決せしも庄内藩は今に至り猶薩邸を討伐するを許されずんば江戸警備の任を辭すと脅迫せしを以て幕閣は前議を繼し庄内藩に薩邸討伐を命じ前橋西尾上の山三藩兵并幕兵に命じて之を應援せしめ薩邸を焼打せしめたりと云ふ仍第六編上卷末第二附録を參看すべし
薩邸は庄内兵及び援兵の爲め撃破せられたり郎監篠原は死し益満は捕へらる其他死傷も四散もあり 在邸の薩人及び浪人約三十名は薩艦翔鳳丸に乗じ品海を脱出せり幕艦回天之を追ひ遂に互に砲火を交ふ翔鳳損害を蒙る殊に甚し回天亦汽罐を傷く爲めに一時進撃を停止す會、日も亦暮る翔鳳爲めに厓に免れて途中暴風に悩み日を経て纔に大阪灣に入れり。薩藩文書に依るに翔鳳は二十八弾を受けたり横須賀沖にて日暮れ回天回首せしを以て撃沈を免れ途中應急の修繕を加へ又風波の爲め一時紀州久木港に着し此處に淹滞し翌年正月二日午後大阪灣に着したりと云ふ 江戸幕閣は勢に乗じ阪地の幕議を動さんとし大監察瀧川播磨守等をして兵を率ゐる大阪に急馳せしむ播磨守三十日着阪し江戸の近況及び薩邸攻撃の狀を報し戰端既に開くとなし大に開戰の説を主張し會桑等之に呼應し主戰論益、沸騰す慶喜亦奈何ともする能はず遂に討薩の表を瀧川に附し上京の意を示し會桑等諸兵に先發を命ず

第六十章 慶應三年冬期の毛利氏 (其二)

十月初旬の藩情○失機改圖の議○諸使の派遣○藝使來藩○廣澤の上坂○薩艦の來着○公の親諭○廣澤の動靜○長薩藝三藩合同大舉の議決○討幕及び會桑征討の綸旨降下○公父子復官入朝の密旨○小松西郷等の來藩○長藝兩世子の新港會合○英船借入と伊藤俊輔○五卿の動靜○雜件
薩藩軍艦三田尻に着せば直に發船出兵すべしとは九月に於て約束せし所にして薩藩軍艦の着期は其月二十五六日なりしに十月に入り薩艦未ば至らず於是乎疑惑起れり時に諸兵多くは既に三田尻に在り遷延期を誤らば反て機先を制せられ大事を誤るの虞なき能はず是故に薩藩の如何に關せず速に事を發するに若かずと論する者あり此說諸隊の領袖山縣山田片野等 最も之れを主張す藩政府の議亦略之れに同じ然れども政府は勢自から慎重ならざるべからず之れに加ふるに上國の急報廣島に達し暫く帶兵入京の期を緩くするの利を言ふあり十月上旬は事端最も錯

綜を極めたり政府は十月の初めに當り議數日に涉り其三日遂に失機改圖と云ふに決す今や時機既に遅れ動兵の形迹亦露はる寧ろ前日の方略を改め別に一新計を畫するに若かずと云ふの意なり蓋し名義は公の最も重んずる所なり曩きに薩藩と協議し大義に仗りて動かんとせりと雖ども今や薩藩の方嚮再び其歸する所を知るべからざるに至れるの時に際し我れ獨り藩人をして帶兵上京せしめば暴擧の譏を招かざるを保すべからず改圖の議の決せし主眼蓋し茲に在り單獨突進快は則ち快なるも甲子の覆轍を蹈むの虞なきに非らず大局を全くする所以の道に非らず寧ろ國に據りて再び敵の來るを待ち其間に近隣諸侯と合從を謀り徐に事を成すに若かずとの見を懷きし者もあらん當時の事情此の如きなり現に大村益次郎の如き戰略上よりして懸軍東上論には全く反對なりしと云ふ其説に以爲らく方今海内の形勢我若し自重銳を持し先づ附近諸藩を合從し漸次に東に向て發展せば幕府は自ら僅れざらん欲するも得べからず豈懸軍萬里の危道を踏むの要あらんやと是れ自ら一説此前後に於て出兵に關し政府の議往々快活の斷を缺くの狀ありしもの蓋し所以なきに非らざるなり

二日の議案と認むべきものあり左の如し

一三藩合從の説既に天下に流布し幕も防禦の手段十分相調候に相違無之に付最初彼の意表に出で一擧奪玉の時機は既に後れ候哉に相見候間孰れ兵力を以て抗する外手段無之候半哉

一萬一にも幕令我意中に出候はゞ先づ御沙汰を奉じ可申其上は薩藝同様公然滯京も可相成國柄に相成合力周旋も出來可申候事

一聞令の大夫大兵を引牽し國境にて猶豫するは名義如何敷候事

一遷延中には自然兵士の氣沮み御國中薩を疑惑する様相成終に不可制御次第に立至り可申候半哉

一右に付御國の一手聞令を名として藝藩同道東上

一東上後又々意外の令を布候時は何處までも抗論其末事變に至候はゞ一步退き備前へ地歩を占め順逆を論じ備以西合從の策如何

一此一擧にて薩の合從を破候様にては不可然事に付薩へは彌信義を以て御切替の件々薩國并に京邸へも報知致し爾後の御合從益御手厚有之候如何

三日の議案と認むべきものあり左の如し

一此度深き思召被爲在最前之手組御切替相成候ても聞令之大夫丈々は被差登候半ては追々上坂之御申込も相成居殊に世間へ發露致候事に付卒然打止め

候ても外聞如何敷如何にも薩藩に釣出れ候と計り相聞へ内外への御申譯不相立様相考申候其上兵士解散被仰付候にも只々一片之御沙汰面計りにては甚輕易に涉り所謂幽王之烽火將來之御指揮を眞面目に引請候者は無之形容に可相成最大事之事柄に御座候間萬一も解散と申事なれば再び儲公御越被遊鞠府に於て兵隊整列之上御書付御取返し夫々布告之仕戻しを始め改て御懇切に御諭解不被爲在候ては不相捌候半哉相成儀に候はゞ大夫守衛之ケ輪を以て兵士をも被付登候ても名義無之譯には無之左候ては大夫上坂に至り兵隊引率之事詰問に預り候節辯解仕儀も候半哉と奉存候

一此一舉破候儀に候はゞ藝より始め合從の意を以て追々手を付順逆を説得し中國諸藩合從之御手段に相成候ては如何哉と山田片野等氣付に御座候

是に於て乎急に人を四方に馳せ藩外の情勢を視察し且つ改圖の議を以て善後的手段を講ずるの要あり乃ち杉孫七郎中村誠一福田俠平に命じ海陸を分て廣島に赴き藝藩に協商し及び廣澤と會晤し進で東上し在京の薩藩士と協商せしめ又別

に相原治人野村靖之助に命じて鹿兒島に赴かしむ中村は即日山口を發し陸路廣島に向丸にて廣島に向はんとせしも風濤に沮せられ翌四日午時拔錨中村は九日三田尻に十日山口に歸る杉は十五日三田尻に歸り十六日鳥津主殿に會見し其日山口に歸る福田は廣島に達せしとき廣澤既に東上せし後なるを以て藝人永田權助と共に輕舸に駕し大坂に向ふ三人中福田の使命は廣澤と會見するを主とし廣澤若し已に東上せば之を尾して東上せしむるの豫定なりし如きも後日柏村が薩人に語りし所を見れば杉をして東上せしめんとせし豫定の如くにも見ゆ要するに此間の事便宜事に従ふを許るし必らずしも預め一定の區分を設けざりしものならん歟相原野村は乙丑艦にて六日未明三田尻を解纜して鹿兒島に至り薩藩黒田嘉右衛門と同伴し二十二日三田尻に歸れり

(相原等の携帶せし木戸より黒田嘉右衛門への書翰)

拜啓秋冷之節に御座候處彌御清適に被爲居大賀此事に奉存候近來打絶御疎濶に申上奉恐入候京地長崎等においては同藩之もの逐々御厄害に相成蒙御高意候段難有奉存候干時先日大久保大山二先生弊國御來光京地近況をも相窺乍恐君公奉始御一統様不容易御苦慮之段奉恐察候然る處其後逐々上國風説等承知仕候邊にては種々之流説等も有之且時機も自然と相移り候有様に付寡君父子において爲皇國煩念に堪へられず此度相原治人野村靖之介と申ものを貴國に差出思召をも被相窺度所存に御座候間萬端よろしく御駈引被仰付度奉願候

熟々當今之光景愚考仕候處前途之勢益不安模様勿體なくも皇基之處奉恐按候
 就ては河分將來之處彌御懇親に被申上願尾に被隨微志を被盡度存念に御座候
 間何卒前途之御見込等も毛頭無御慮藏兩人ともへも御存分に被仰聞千載一致
 之邊不堪千祈萬禱候此段私共も奉懇願候右御願旁桂大夫を始一書捧呈仕候心
 得に御座候處兩人共も已に只今より發途仕候仕合に付失敬申上候此邊宜御致
 聲奉願候其中時下別て御自愛天下之御爲肝要之御事に奉存被勿に々九拜（十
 月五日）

廣島に在りては三日在京の藝藩大夫辻將曹等より廣島に飛報あり京情一變の徴
 あるを以て帶兵入京の期を緩くせんことを勸告し來る廣澤は前月末に藝藩が長
 薩の兵發船を延期せんとせしに際し之れを沮止したりと雖ども藝藩今復た更に
 京情を云々し延期を請ふに因り乃ち一書を裁し姑く帶兵入京の期を緩するを請
 ひ之れを藝使黒田益之允に托し而して上國の實情を探るが爲め藝藩植田乙次郎
 と共に惚慳去て東上す既にして藝藩使黒田益之允四日夜半汽船三田尻に着し翌

五日國貞直人と共に山口に入り末家并吉川監物等の上坂に關する幕府の指令并
 に廣澤托する所の書を致す幕府の指令は九月十九日中谷茂十郎を以て藝藩に傳達を依頼し藝藩より九月二十九日付を以て幕府に出せし我藩の具申に付せしものな公父子之れを殿中に延見し羅紗一反を賜ひ更に之れを客館に饗し銀五枚を
 賜ふ其夜黒田程に上り國に歸る國貞送て三田尻に至る

案ず此際の藝藩の行爲は其重臣辻將曹の婆心遲疑より生じ藩論動搖し前議
 に反するに至りしものにして辻は公議政體論の建白を見てより心を動し京都
 に於ては西國事情の變化を言ひ長薩に向ては上國事情の變化を説き薩の小松
 等も同意の如くに言ひなしたる形迹ありて長薩二藩は殆んど之れが爲めに大
 事を誤られんとしたり其事は大久保利通傳にも詳に見ゆ茲には詳記せず藝藩
 が長薩と遂に肝膽相照らすに至らざりしは此等の事ありし爲めなり

（幕府の指令）

書面の趣は末家并吉川監物病氣少々も快候はゞ家老一同大坂表へ罷出候様可
 被達候

(辻將曹より廣島政府に送れる書)

前此度長州家老登坂に付主税殿へ被仰合越候趣は御座候得とも京地に於て云々の事情有之同人とも申合候處同意に被申候間暫時登坂被見合候様石川直之進を以て岸九兵衛まで及掛合向同人より御聞取被仰上可被下萬一未出帆以前にも候はゞ可然御取計被成下候様致度別紙長州より差越候書面御付札共其儘御廻し申候間先方へ御通達の儀も宜被仰談と存候尙委細追て寺尾生十郎を以可申進と存候略(十月二日)

(寺尾より植田への書)

前解纜後逆風潮に付漸今朝日黄昏比着坂候所辻將曹殿一事とも今朝下坂有之早速參上京地の様子承り候處案外至極の事情有之其段主税殿速に被申通御國へも寸時も早く報知被致度との趣意にて態と下坂被致候程の儀其事件は餘程深重有之筆舌難盡のみならず小内子細有之難申上候へ共何分今四五日延引致候得ば目途も付懸候儀も相見へ委悉は不日歸郷申上候心得に御座候得共差

向只今治亂の所分に付先づ延引致候様無何角石川直之進を以て御駈合に相成

申候下(十月朔日)

副啓兼て兵助とも打合置候兩世子御對話の儀本書の趣も御座候間早々御取組被成可然御儀と奉存候略

(廣澤の書)

態と當藩黒田益之允使を以て得御意候別紙の通當藩大夫寺尾等より來翰の趣にては何歟於上國混雜出來致候由就ては過日被仰越候通弟事上坂の御内命も有之候事故當度の次第不堪煩念約り失時機候ては實に千載の遺憾に奉存候即刻只今より植乙一同上坂仕藝藩速に三藩旨趣取糺可申候間無餘儀先内匠殿一達御上着御見合相成候様にと奉存候委細は別紙二通并益之允より直に御聞取可被下候薩艦三田尻へ着にも候へば締り過日植田乙次郎約定仕候通當藩御領内迄内匠殿其外一達薩艦共一同京着見合にても可然此段は益之允被仰談可被下候何分失時機候ては實に不相濟事痛憤悲歎此事に奉存候弟上坂薩藝へ得と

談合急速御報知可申上候略(十月三日夜五ツ時)

再陳切迫中彼是行違ひ出来不堪痛嘆何と歎一致義舉迅速是祈而已

既にして六日晡時に及ぶ比薩藩大山格之助堀直太郎三島彌兵衛兵四百を率ゐる汽船一隻に駕し佐賀關海峽を経て三田尻に入る衆疑全く解く我軍贈るに酒三樽雜魚一擔を以てして其來航を賀し浴を備へて兵士を犒ふ梶原野村等を載せたる乙丑艦は航路を玄海に取り薩艦は日州海に取らしを以て互に相逸して相違はざりしなり翌七日柏村數馬を三田尻に遣り大山等に告ぐるに改圖の議及び使節派遣の事を以てす大山等我厚意を謝し我提議を容れ大山は兵と共に三田尻に留り航し來る所の汽船を以て堀三島二人を上國に送り路廣島に過らしめ睡き來るべき汽船は之れを三田尻に留め上國の後報を待つに決し即夜堀三島三田尻を發す因て國貞直人長松文輔二人をして堀三島二人と相伴ひ廣島に至らしむ國貞長松は十月七日歸藩す

此時の應接は左に録する所の如し又薩藩來艦の期に後れたる表面の理由は兵士を村落より召集せし爲めなりとのこと左録の柏村書中に見ゆ然れども

其實は薩藩内にも出兵に反對論起り西郷大久保等の大盡方に因りて之れを抑壓したり之れが爲め豫期の如く發船することを得ざりしが主たる原因にして又新に購入の軍艦春日艦の到着を待ちしも其の一因たりしと云ふ

(應接記)

去月大久保氏一同御出之節被約置候様早速兵隊相揃置御來航を相待候得共如何之御手達に候哉貴艦入港遷延いたし候内兵機も自然相洩候哉に付上國邊何となく戒嚴之形被相偵尙亦津和野表より使者相立候趣も有之殊に藝藩辻將曹よりも云々之次第申遣家老登坂見合置貴艦も着港候共同様御見合被下候様申來寡君父子彼此に就勘考被致候處何分にも機會去候後へ貴藩よりは前議通り御上坂にては奇策不成計りに無之反て禍機に御陥り相成候は眼前之事に付此邊乍心付不申進候ては御深切をも缺候間早速京都貴邸へは杉孫七郎を差登御國元へは梶原治人被差越忠告之意をも通暢被致候次第就ては節格兵隊御引率にて御入港に候得共暫時東上御見合せ被下度云々申聞せ候處大山を始一同挨

授如何にも御尤之儀且京邸國元迄へも御使者誠に御懇切感銘之次第厚謝意相陳候且兩人申様然は後より入港の二艦は當港へ留置不取敢只今停泊之艦を以三島堀之兩人上坂爲致大山は當地滞り居艦卒之駈引をも致上國の報知を待二艦之進退も可致由尤三島堀事は藝藩へ立寄云々之次第示合候儀可然に付國貞直人長松文輔右爲引合三島同艦にて罷越尙薩艦東上は見合候様藝より申越候次第も有之候得共無據壹隻丈は東上之儀及申釋置候事

(柏村數馬より木戸への書翰)

今曉三田尻より歸着昨日大山格之助三島彌兵衛堀直次郎致應接候處二十五日六日期限遷延之儀は格之助二十五日鹿兒島へ歸着に付兵士を領内在々二三十里内外之處より呼集漸相揃候付三日より發船仕候次第にて各別異議出來にて延引と申譯には無之前議確乎たる事に御座候右に付大久保引取以後早速兵隊相揃二十五日三田尻へ出浮居候處軍艦來港隙取候内に藝より氣付も有之幕刎紙之趣にても乍殘念一同上坂之名目も無之且機事發露に付ては兩公御存付も

被爲在東西へ兩使を馳られ候今日之處迄委敷相咄置候處偏に期限遷延に相成候段甚不都合幾重も殘念之由申演候尙薩艦進退之儀貴諭之趣を以熟談候處三田尻來港豐瑞丸兵隊乗組之儘坂口へ至り兵士は揚陸不仕せ兩三輩京都へ登り彼地之形勢尙又藩邸之情實承知之上一應爰許迄罷歸三田尻進退相決可申上關繫船は場所柄彼是外向は相窺候付三田尻へ差廻度此段聞届置吳候様申事に御座候右應接之旨趣荒増申上置候委細は拜青と勿々不盡

十月八日

尙々藝州へは是非立寄吳候様申候得ば任其意可申との事に付國貞長松薩艦乗り組彼地迄參り候大格は上國之報知有之迄は三田尻へ滞留之筈に御座候以上

此時に方り月初より諸隊領袖は政府の議荏苒に失せんことを恐れ頻りに事を擧ぐるに速ならんことを迫り六日山田市之丞片野十郎建白書を公に上り八日更に採擇を請ふ此書は薩艦來着以前に稿し木戸に頼り公聽に達したるも未だ採擇に公因て親書を至らざりし爲め八日に至り更に侍御史に頼り採擇を請ひたるなり

賜て之れを諭す十日病臥中の御堀耕助より木戸への書中に曰く夜前山狂來龜山市片十來訪承り候處於君前篤と被仰聞候旨及落着候口氣強て之事は無之と奉存候何乎別思案仕候由其内には上國之報知も可有之何卒無御構御盡力奉願上候と別思案とは當時諸隊領袖等脱藩東上を謀りたることを指すならん

(建白書)

今般薩藩之形勢動搖も有之哉に洞察仕尙上國之事情も未詳就ては此後藝州之方向も甚以奉懸念候御國家御基本之儀は千載難改得之好機會にて第一藝州之國論確然一定不仕ては先々之御妨に相成候は必然之事に候間此度登坂兵三田尻滞在空送時日候ては初發之銳氣にも關係仕候事に付何卒廣島邊へ被差出候は、藝州之國論を維持し尙ほ追々土宇等へ合從御手續とも相成候得ば兵氣作興之一助と奉考候頓首謹言

(親書)

合從の主意元より同意の事に候然處前途の形勢不可測儀は先年來父子深く苦慮する處にて實に安食安眠の隙も無之只々名義相立處を以始終一貫益、至誠を盡當難て不厭誓尊靈候已に此度上坂の儀に付ては名の立處を以て最初薩使

大久保市藏にも直に申聞引續き藝使罷越彼方の主意に隨ひ上坂手續相定候次第に候就ては此上たり共彼方の落着得と承知の上處置可致兵士の奔走苦勞實に其情察すといへ共今日の趣も無餘儀場合此往たり共時機により緩急も可有之に付篤く致勘辨進退可任指揮候事(卯十月八日)

九日薩艦翔鳳平運の二隻鹿兒島より來り小田浦に投錨す我軍二艦の監軍士官に各、酒一挺鶏五羽を贈り皆副するに蔬菜を以てす又兵四百を中關善正寺に四百五十九人を光永寺に入らしめ浴を設け宴を張て之れを饗す此後一定の人員をして上陸せしめ接待饗應すること之れを屢、す十一日中谷茂十郎を薩艦に遣り滯港の勞を備ひ酒肴を贈る此日公密に命を授け柏村數馬木戸準一郎を岩國に遣る近況を報じ會商を申ぬるが爲めなり十四日毛利内匠諸隊參謀と與に薩艦を訪ふ平運艦々長得能佐平次翔鳳艦々長白石彌左衛門其他隊長軍監等答禮あり相共に上陸し宴を中の關に張り互に輯睦の意を表す十六日島津主殿以下軍監參謀皆上陸し毛利内匠に面せんことを求む因て同く荒瀬某の家に會し宴を張り又互に

親好の意を表す之れより先き廣澤兵助は是月三日廣島を發し六日京に入る恰も土藩後藤等が政權返上の建議を幕府に致したる時に屬し情形頓に一變せんとするに會す仍て八日を以て品川彌次郎と共に小松帶刀西郷吉之助大久保一藏辻將曹植田乙次郎寺尾生十郎等と議し長薩藝三藩合同大舉の事を決し西院中御門經之の第に詣る中山忠能座に在り仍て議決の要目を書したるものを二卿の覽に供し添るに慨世陳情の書を以てし討幕の大命を得んことを諷請す

(議決要目)

- 一三藩軍兵大坂着船の一左右次第朝廷向斷然の御盡力兼て奉願置候事
- 一不容易御大事の時節に付爲朝廷國家必死の盡力可致事
- 一三藩決議確定の上は如何の異論被聞召候共御疑惑被下間敷事

(陳情書)

卽今皇國の形勢を推考熟慮するに乍恐舊臘先帝崩御新帝御幼弱にまじ々々天下諒闇の時に方り萬人悲嘆號泣實に皇國之御厄運大事無此上候處近年外患内

憂日に月に差迫不可謂の御危急寶祚の命脈存亡に可相係折柄にて深淵薄氷の心地晝夜忘寢食苦慮致候次第なるに於幕府は癸丑甲寅以來達勅調印取結其餘失體の條々不少畢竟朝廷に奉對君臣の大道を取失ひ就中幕府閣老連署にて七八年乃至十ヶ年には必然攘夷成功を可遂と御約束皇妹の降嫁を乞候等欺罔百端偏執邪曲放肆縱横の政より天下人望殆ど盡き痛怨離叛の極終に上已上元の變故或は大和筑波の擾亂と相成殊に御再討以來人心洶々米價騰貴諸色高料民不堪命して京攝間畿内の商民混亂をも相生じ候に至り且防長の儀甲子冬尾張總督御征伐として被差向三謀臣首級備實檢伏罪の道相立解兵相成朝廷寬大仁恕の御趣意を以て五卿護送大膳父子出府等の暴令を聞き早々大樹公上洛有之候様乙丑三月再應勅命を下し賜りしを御請も無之而已ならず不容易企有之趣を以て再討として大軍を率し御進發上洛參朝の節尙寬裕の聖慮を以て被及御沙汰候御書面返上同冬大小監察下藝一應御糺明有之候處御不審筋無之候に軍勢御引揚も無之大膳父子蟄居興丸家督十萬石削地の御裁許被仰渡且爲名代差

出置候家老宍戸備後介等御拘留に相成右御沙汰に付ては防長士民歎願中父子
 達命にも不及る内期日を刻し問罪師を被差向梗命の者御誅鋤の御布告に候處
 丙寅六月七日より大島郡へ亂入砲發無幸の婦人小兒迄擊殺の暴擧よりして始
 て戰と相成天下の大亂を引出し幾許の蒼生を殺し暴戾慘刻の所爲絶言語候次
 第なり固より無名の暴擧條理顛倒の始末防長士民中に於て堂々たる天幕の
 旗旆を奉迎望道理も無之至是天下益尾州越州因州備州藝州阿州宇和島薩州異議を生憂國の諸藩
 名分大義を論じ不可討之議屢建言致候へども反て嫌疑に觸れ同八月強て言
 上の趣き有之爲名代一橋中納言追討として下藝御暇迄も相濟候處九州出兵の
 諸藩解兵の一左右を以て忽ち名代發向追討の御斷被仰立大樹公喪に依り兵事
 見合候様御沙汰に相成尙ほ諸藩を被召見込御推問衆議歸着する所を以て更に
 御處置可被成旨被遂言上昨冬より追々諸藩上京及當春再應の詔命に奉應於四
 藩も拜趨致候形行に候處前件幕府從來の失體より災害百出事跡顯然就中防長
 征討の始末是非曲直瞭然相分り候へば大樹公御繼業御維新の時に被爲當善惡

邪正の分を以て御猛省斷然反正悔悟天下の公議に被爲則朝廷遵奉百姓撫恤列
 藩を親み納諫求治國事御奮勵被爲在候へば救溺扶顛の御功業相遂げ皇國の治
 可足見と四藩談合決議再三登營の上言上長防の儀御行掛りの事に候へば第一
 大膳父子官位復舊平常の御沙汰に被及候はゞ御反正の實績相顯れ國內和同一
 致の基本も相立候筋合候間次に兵庫開港事件に被及順序可相適旨を以て及諍
 議置候處終に五月二十二日大樹公參内兩事件言上朝廷紛議衆評御一定に至り
 兼候へ共強て被遂奏聞無御餘議御沙汰相發し全く兩三の御方にて御私決相成
 候姿に候處四藩も同様言上云々御文言等事實顛倒致し再三伺にも相及候然る
 に長防寛大の處置早々取計候様御沙汰の處不可行妄議を以て時日を遷延候内
 藝州も紀伊守上京四藩同様の趣意を以て屢及建言候へ共是又度外に差置今
 日の次第に相及實不堪慨嘆痛切の至り候抑征夷將軍の職任たるや誠心を披き
 公道を布き撥亂濟世の職を被盡候て社當然の事に候處反て列藩の公議を退け
 蔽非遂邪の御趣意を増長相成候儀徳川氏衰運の然らしむる所以歟將天不祚

宗社の謂乎今日大樹公列藩公議の御取捨は御心術の正否に依る所御心術の正否は皇國浮沈に關する所何れか是より大なるはなし此時に方り苟も安を偷み傍觀默止する時は益、禍心相募り朝廷を掌握し暴政意の如くにして外患内憂一層の大事に相及び殷鑒不遠戊午以來皇國今日の大難あらんことを恐る憂國の諸藩東西に奔走し王事に鞠躬して國家疲弊し終に斃れんと欲して止まず今般の一擧となる人事既に至れり盡せり前件重大の罪續明らかに御心術正否著しく皇國浮沈の機燦然たる上は寸毫も餘論を容るゝの地無之候に付大義の所在を明にし王室恢復の赤心を貫徹し干戈を以て其罪を討ち奸兇を掃攘して國家長久の基を開き上奉安宸襟下萬民塗炭の苦を救濟し萬死を以て藩屏の任を盡し累代洪恩を奉報度今干此兩三之藩々不可制之忠義暗合天地神明に會盟して斷策義舉に相及候敢て吞噬奪攘の意端に不出の至情を陳述する者也

(上表)

皇國內外の御危急不可謂の狀態別紙趣意書を以て申上候通にて寶祚の存亡に

相拘り候御大事の時節苟も安を偷み傍觀默止難仕爲國家干戈を以て其罪を討ち奸兇を掃攘し王室恢復の大業相遂度不可制の忠義暗合會盟斷策義舉に相及候に付伏冀くは相當の宣旨降下相成候處御執奏御盡力被成下度奉願候

而して廣澤は是日京都を發し九日朝大坂に到る會、福田俠平廣島より來り藩政府の意向失機改圖に在るを告ぐ仍て此意を以て薩藝兩藩と議すべきものありと爲し十日福田と共に大坂を發し即夜再び京都薩邸に入り兩藩と協議す廣澤の履八日京都出發九日朝大坂へ罷下候處又々御用向出來十日兩藩亦之れに同意し機を待ちて發すべきこと、し小松西郷大久保は共に歸國して藩侯父子の意を問ひ更に相議する所あるべきを定む是に於て廣澤は書を世良修藏に付し歸りて事情を山口に報ぜしめ且つ村田新八の世良と共に到るべきを告げ其身は猶大久保等と共に更に進みて爲すべき所あるを以て暫く京都に留まる

(廣澤より山口政府への書)

前略弟事植乙一同過る六日上京仕爾後薩藝申談何分決定立至り候處同九日福

田上京にて思召の旨謹承仕早速兩藩へ申談候處孰も尤に奉存詰り當節の時機を先づ見合追て篤と後の機會を相謀り可然との決議にて差寄爰許の手筈を合せ置一先小松西郷大久保共一同歸國君公御父子様の思召も相窺ひ其筋を以て何分可致示談との事に付兩三日中には弟一同下坂蒸氣艦藝士の間乘組三田尻迄立寄り直に鹿兒島へ罷歸候筈に御座候幕情當今尤困迫の事件不少併兵備は日に増嚴密にいたし孰れの道當月中には屹度三藩手筈を合し斷策無之ては決して王政御復古の御實行は相舉り申間敷奉存候尤當度延期は還て大幸是にて後謀も別て相締り可申奉存候前件の趣に付諸隊其外御繰出し諸兵一先鴻城内へ御引取候共更に不相撓様肝要に奉存候委細の儀は世良修藏差歸し御直に御聞取可被下候追付小松一同三田尻迄罷歸り可申勿論同人共餘程差急可申候得共一寸殿誰様か御面會の御都合相調候へば可然事と奉存候猶又世良一同村田新八罷下り同藩人數引合振御相談可申候間宜様奉頼候爲其差急ぎ申上縮候云々

同日小松帶刀亦書を島津良馬大山格之助堀直太郎に寄せ堀は是時既に廣島より上京したり小松の書を載したる

時は未だ堀の已に大坂に後圖議すべきものあり暫く兵艦を三田尻に留めて以て報を達せしを知らざりしなり待たしむ幾もなく世良修藏村田新八堀直太郎等其書及び廣澤の書を携へ薩船豐瑞丸に搭じて大坂を發し十五日三田尻に着し世良は即夜山口に入る

京都薩邸は失機改圖の議に同意したりと雖ども是れ寧ろ少しく時を得て藩地の準備を固くし大舉東上を容易ならしむるの意に外ならざりしものなるべし因て薩邸の薩長兩藩の名士は敢て京中必要の運動を怠らず就中大久保一藏の如きは最も力を茲に注ぎたり大久保は失機改圖の議を定めたる前日即ち九日を以て岩倉具視を訪ひ前日中山中御門二卿に上りたる陳情の事を報じ且つ共に大に謀る所あり具視仍て中山忠能等をして密に三藩上書の旨を奏せしむ天皇之れを納れ忠能に密旨を啣ましめ十三日の夜具視岩倉具綱岩倉具定をして公父子の官位復舊の勅旨を廣澤に授けしむ議奏中山卿事故ありて岩倉卿之を傳へしなり其翌十四日正親町三條實愛大久保廣澤の二人を召し長薩二藩に賜ふに討幕及び會桑征討の繪旨を以てす繪旨は五松操の草

する所薩州に賜はりしは嵯峨實愛之れを書し長藩に賜はりしは中御門經之れを書し岩倉公年譜には錦旗をも賜ふとあれども錦旗未だ成らず目錄を賜ひしとの説眞に近し藝藩に此頃稍遠巡の状あり

し爲め延議密勅を降さる。是に於て廣澤等は小松西郷等と共に連署して奉命の書を上
るに決せりと云ふ

(宣旨)

毛利宰相
同少將

戊午以來邦國多事天步艱難の砌東西周旋其勞不少候處幕府暴戾の餘讒構百出
遂に乙丑丙寅の始末に及候へども從來爲皇國竭忠誠候父子至情徹底於先帝顧
命の際も深被留叡慮候依之今般御遺志御繼述本官本位に被復候間速に可有入
朝愈以干城の勤不可怠旨御沙汰候事

慶應三年十月十三日

忠實能
實愛能
經之

(繪旨)

參議 大江敬親
左近衛權少將 大江定廣

詔源慶喜藉累世之威恃闔族之強妄賊害忠良數棄絕王命遂矯先帝詔而不懼擠萬
民於溝壑而不顧罪惡所至神州將傾覆焉朕今爲民之父母是賊而不討何以上謝先
帝之靈下報萬民之深讐哉此朕之憂憤所在諒闇而不顧者萬不可已也汝宜體朕之
心殄戮賊臣慶喜以速奏回天之偉勳而措生靈于山嶽之安此朕之願無敢或懈奉

慶應三年十月十四日

正二位 藤原忠能
正二位 藤原實愛 奉
權中納言 藤原經之

會津宰相
桑名中將

(繪旨の二)

右二人久滞在輦下助幕賊之暴其罪不輕候依之速可加誅戮旨被仰下候事
十月十四日

忠實能
實愛之
經

長門宰相殿
同少將殿

(奉命書)

當節不容易御危急之砌爲皇國不被爲顧忌諱御内々御盡力確定不拔之叡慮被爲
伺取勅書降下兩藩深御依頼被爲思召候御旨趣奉謹承勅卑賤小臣等不奉堪感激
流涕奉存候早々歸國寡君共へ報知兼て決定の宿志益以貫徹仕抛國家堂々大舉
仕可奉安宸襟候此段盟天地御受仕候謹言

慶應三丁卯

廣澤兵助

福田 俠平
品川 彌次郎
小松 帶刀
西郷 吉之助
大久保 一藏

中山前大納言様

正親町三條前大納言様

中御門中納言様

岩倉入道様

十七日世子三田尻に至る十九日世子村田新八大山格之助を延見して之れを慰勞
す二十日世子鞠府駐屯諸兵の操練の觀酒を賜ふ尋て二十日山口に歸る上國に在り
ては廣澤兵助十九日を以て京都を發し大坂薩邸に入り品川彌二郎小松帶刀西郷
吉之助大久保一藏と同じく藝艦に搭じて二十一日三田尻に到り廣澤は即夜十三

日賜ふ所の密勅を奉じて山口に入り直に之れを公に上る翌二十二日品川は小松西郷二人を伴ふて山口に入り大久保は寒冒の爲め獨り三田尻に留まる同日梶原治人野村靖之助乙丑丸にて薩藩黒田嘉右衛門を伴て薩州より三田尻に歸る二十三日公父子小松西郷を延き京情を聞き其密命を帶ぶるを以て席を更めて談論を盡さしめ酒肴を餐し別に白羽二重五匹を小松に同三匹を西郷に賜ふ當時長薩の議薩兵の三田尻に在るものは飛脚船に便乗せしめて之れを大坂に送り薩の三艦は鹿兒島に歸り更に兩侯中の一人を奉じて上京するの約を決す即日小松西郷等山口を去り木戸廣澤送て三田尻に至る同日支藩主に令して二十九日を期し山口に至らしむ公親しく之れに時務の要を告ぐるが爲めなり二十四日拂曉小松西郷大久保黒田嘉右衛門等相議し薩船に駕し國に歸る發するに臨み小松等薩摩煙草四貫七百五十目松魚節一貫五百七十目を揖取國貞石部飯田長松等に贈り留別の意を表す揖取等亦酒一樽を艦中に送り之れに贖す黒田曰く小松西郷大久保と共に豊瑞丸に駕し二十四日に三田尻を發し二十六日鹿兒島に歸着すと同日藝藩使者宮田猪太副使湯淺常太郎來る之れを饗し正使に銀五

枚副使に銀三枚を賜ふ當時世子藝世子と會同の議あり此議は已に九月中より起りが上に載せたる十月朔日大坂より廣島の植田乙次郎へ寄せたる書翰の追書に就て見るべし宮田等の使事蓋し之れに關するなり二十七日世子將に藝世子と岩國新港に會せんとして山口を發す揖取素彦杉孫七郎木戸準一郎之れに隨ふ二十八日公毛利内匠國貞直人を小座敷に召し上坂の趣旨を授け兼て其意を諸隊に告示し別に封内に示す所あり以爲らく今や幕達に基き老臣を大坂に遣る天下の人心益々恟々として上國の形勢日に迫る故に之れに付するに兵を以てして之れを警衛せしむ着坂の後何等の飛報あるも藩内士民指揮を待たずして猥りに脱走する者は處するに軍法を以てすべしと

(上坂の趣旨)

此度朝廷諸藩御召被爲在候段上國より報知有之候に付ては皇威御回復之機會にも可有之か自然公道不相立候得は於輦下いか様の變動出來候かも難計候付薩藝兩藩被仰合最前の御手順を以て三田尻出浮の兵隊被差登候との事

但右内匠殿へ被渡候分直人への分は末段被差登之下へ續き尙形勢によつて

は其他諸兵も差圖可有之候條應援之覺悟可爲肝要候事右之通諸隊本陣詰へも被仰聞候事

二十九日毛利淡路守毛利讃岐守及び毛利宗五郎山口に來る翌十一月上旬同日夜藝藩世子紀伊守汽船に駕し嚴島に至て泊し三十日辰牌新港に入る我世子之れと鹽屋某の家に會す紀伊守公に白縮緬五疋菓子一折粕漬鯛一桶を贈り世子に幕地百端延齡酒二樽雜魚一折を贈る其他杉孫七郎木戸準一郎楫取素彦以下小姓侍醫に至る亦皆物を贈る各、差あり世子亦自ら刀劍屬具三所物一函白羽二重二匹を藝臣石井修理に賜ひ櫻井與四郎黒田益之允に各、白羽二重一匹を道家牧太市川伴之允に各、短刀一口を贈る此日會晤午牌より人定に及び意投じ議成り木戸をして廣島に至り細議せしむるに決し互に別を告げて紀伊守其艦に還り世子は岩國に赴く

此時に方り伊藤俊輔前の如く薩藩吉村莊藏と稱す長崎に在り十月上旬英商ガラバと汽船一隻借用の契約を結ぶ西曆十月三十日陰曆に相當す汽船は薩摩藩旗を翻し英人をして之れを馬關

に廻航せしむ其十二日英人長崎に歸る福原清助以下士官數名をして之れを送らしむ十一月に至り假に名を鞠府丸と命じ毛利内匠一行幹部の乗用に供したるは此船なり當時伊藤は未だ英艦に乗せず汽船借入の外頻りに諸藩の士人と往來して時務を論談し並に天下の情勢を探る後ち十一月に及び身を散髮窄袖に變じ英艦に投じて上國に向ふ佐々木侯の日記に屢、伊藤と往來の事を記せり其十月三十日の條に「今夕薩長大村三藩及吾藩等丸山小島屋に大會す是れは大政返上の吉左右に付祝宴相開候也伊藤俊介と渡邊昇と酒宴席大議論五つ半頃小太郎と歸宿」と見ゆ十一月十二日の條に「同夜兼て伊藤と離不致候善之處右等之儀に付漸く傳木と五つ半頃玉川へ立越候處皆歸り一兩人残り居り候に付談話四つ半頃歸宿す伊藤は英艦に乗込み兵庫の方へ羅越候善に候事」とあるを見れば伊藤の乘艦は其頃のことなるべし

又當時太宰府の五卿は風雲漸く動かんとするを見て切に上京の意あり使者安藝守衛をして公に告ぐるに此意を以てせしむ公之を延見し使命を聞き守衛に銀二枚を賜ふ時に十二月二十五日なり後ち十一月九日に至り土方楠左衛門亦太宰府より三田尻に來り木戸準一郎廣澤兵助を見て此意を言ふ二人問ふに其豫め薩藩と謀る所ありしや否を以てす土方曰く警備五藩士に告ぐるの外未だ其事あらず唯僕をして先づ三田尻に來り薩侯の着船を待ちて進退を議せしむるに過ぎすと

二人乃ち其事の頗る冒險に過ぎ或は薩侯の戮力を妨ぐるが如き虞なきにあらざるを告げ仍て其十日井原小七郎を太宰府に遣り更に切に此意を致さしむ井原は本宰府に至り十五日十六日五卿に謁し十七日答書を得て其夕太宰府を去る

案するに五卿當時の意思は井原に附したる答書に依りて之れを窺ふを得べし仍て之れを左に録す

(三條卿の書)

此度上京一條に付御傳聞上より御使者被差越御懇情を以縷々被仰越候旨趣逐一拜承感喜仕候必竟は情實貫通不仕處より種々浮説にも相涉候事にて不圖も奉勞尊慮候次第恐愕の至に御座候此節上京の趣意一々口頭に難盡候得共第一先帝崩御今上御幼若被爲渡國事頗艱難の折柄攝海開港期限指迫内外不容易の時勢苦慮罷在候處王政に被復候段被仰出東西大小諸藩御召の趣實以神州の御大事今日と相成憂念更に難休固より負罪の身猥に進退仕儀朝廷へは多罪の至候得共元來西下以來の出處今日危急の際に當り傲然座して朝命を侍候事情に

至り難く因て一同上京相決し萬死聖斷を仰而已の存念に御座候固此儀有志輩京攝間周旋の議論より存立候譯に無之全拙者存慮より一決仕儀にて積年の宿志に御座候然に薩藩多年の力により今日の運にも至り候儀御座候得ば假令薩藩我に負候共我薩藩に負の存念毛頭無之候就ては其周旋の得失をも不顧但己の節義上より相決候儀にて不肖反覆熟慮の上相發し候儀にて御座候尤其情實貫徹致候はゞ薩藩に於ても更に疑惑を生じ候譯無之候處彼是意味不徹底よりして御心配をも相懸態々御使者被成下御懇悉被仰越候段奉感謝候何卒委細の情實御聞取偏に御諒察可被成下猶此後とても御氣付の筋も御座候はゞ無御腹藏被仰越候様奉懇祈候事十一月十七日)

猶以件々御察示の旨御尤の御儀敬服感佩仕候薩藩御面會の御模様をも猶又御密報可被成下の旨何卒乍御面到御談合の次第御聞せ給候様是れよりも頼入候以上

此間種々の雜件亦之れを茲に列記せざるを得ず十月朔日藤井源之丞細田孫九郎

を豊前門司に遣り砲臺築造の事を管理せしむ二日石州津和野藩主龜井隱岐守布施三郎右衛門渡邊儀右衛門を使節として山口に來らしめ公に贈るに白羽二重三反酒樽一擔肴一折を以てし世子に贈るに白羽二重二反酒樽一擔肴一折を以てし輯睦の意を通ず公父子二使を引見し之れを客館に饗し正使に銀五枚副使に銀三枚を賜ふ三日岡部繁之助の豊前呼野に屯するを免じ梨羽筑後に命じ一小隊を率ゐて之れに代らしめ又北第四大隊第一小队の同地駐屯を免す池田猪右衛門金五百兩を獻じ吉田郷學校の費に充てんと乞ふ之れを允す七日糟谷兵馬を山代砲兵訓練用係と爲す十日前原彦太郎をして馬關に赴かしむ間牒の檢覈船舶の審査乙丑以來其令を嚴にすと雖ども萩濱崎の如き他藩船舶の輻湊に利なるを以て問屋の外任意客船を延く奸商細作の潜入するありて禍害を醸すあらんも知るべからず仍て令して一定の間屋の外隨意客を延くを禁す十二日南貞助に賜ふに金十兩を以てす先年英國に至り兵學を修めて歸朝したるを以てなり十九日長沼千熊を石州濱田内用助役と爲し軍監參謀を兼ねしめ東條良弼に命じ石州に至り鍾秀隊

の爲めに文學を作興せしむ二十日長門大津郡地吉村丸尾山に古陵あり安德帝の山陵と稱す因て木柵を繞らし拜殿を造營し華表を建て俵山八幡社人宮原常陸豊浦郡殿居村嚴島社人林安藝に命じ二人相謀りて守護せしめ農民一人を守陵と爲す二十四日藤井七郎左衛門を長崎に遣り小銃を購入せしむ同日渡邊肥後介内藤次郎左衛門を津和野に遣る封内に令し戦死者及び傷死者氏名万年寺過去帳記入の事を示す

万年寺は洞春寺改稱

(令文)

従古來戦死忠死の者去る嘉永五子の年御詮議の趣有之洞春寺御過去帳入に被仰付候付ては去文久年馬關攘夷猶昨年四境戦争の節令討死或被疵療養中死亡の者万年寺御過去帳入に被仰付候

二十五日諸臣に令し六十歳以上のもの願に依り致仕せんとするは之れを允し七十歳以上のものと同からしむ二十六日諸隊會議所に令し奇兵隊を小倉に遊撃隊を小瀬川口に出し緩急に備へしむ重見次郎兵衛をして豊前呼野に赴かしむ二十

七日公榑崎頼三村上雅之助和智丑之助圓龍寺貞丸に各、事斯語一部を賜ふ山口文學寮に在り勉學寮に超るを以てなり同日大村益次郎を用所役と爲し軍政に專勤せしむ三兵教授方故の如し志道隼人兒玉若狹に命じ各、一小隊を以て小倉地方に赴かしむ南第十大隊第一小隊を以て豊前狸山口衛戍に充て南第二大隊第一小隊に代らしむ二十八日中村誠一をして石州に赴かしむ龜井隱岐守使節高橋總藏佐々布亘山口に抵り槻扉板四枚を贈り以て平常の厚誼を謝す

第六十一章 慶應三年冬期の毛利氏（其二）

○木戸の藝藩との協商○世子の歸山○支藩に與へたる命令○東上の機略○薩船の三田尻着○世子島津修理大夫との會見○三條の決議○長薩出兵約束○東上兵への告諭○封内警備部署○上坂中止の幕令○長藩の答意○廣澤の東上○廣澤の藝藩との應接○緊要廉書○出兵に關する布令○長兵の進發○出師方略○上坂諸兵打出濱上陸○大洲藩の斡旋○上ヶ原滯陣○山陽道への出兵○雜件

十一月朔日藝世子乗る所の汽船新港を發して廣島に歸る木戸準一郎之に便乘す其三日木戸は更に藝世子に城中に謁し且つ藝人と時宜數條を協商す

（協商事項）

一薩侯御一同世子君紀伊守様を云ふ御上京被爲遊候との御事奉畏候
但三田尻に薩國より報知有之候はゞ早急御報知仕候様にとの御儀承知仕

候

一弊國人數上坂之節御一艦を以御誘導被成下候に付ては發期申上次第御揚碇御手洗港にて御待合可被下候段承知仕候

以上

別段

一上國之模様を以て後陣陸地罷登り候儀可有之と奉存候事

一上國之形勢萬一も艱難之節は天下忽兩端と相成候事恐多も一旦至尊雲霧に被爲隔候とも御同心戮力雲霧を掃盡し至尊を奉迎朝廷御回復を目的と仕候儀と奉存候事

一上國之形勢により備後備中之諸藩又は雲州等大義を以て御同様に説諭し違反之節は兵馬之覺悟御同前と奉存候事

以上

同日山口に在りては直目付柏村數馬支藩邸吏を召し諸兵隨從に關する命令を傳

ふ徳山世子毛利平六郎をして父淡路守に代り毛利内匠と共に東上せしむるを以てなり長府清末より護衛兵を出すことは二十一日に至り故あり之れを止む

(令文)

一御備立御軍装の事

一徳山御供半大隊の事

一長府より御警衛一中隊清末より同斷一小隊の事

一岩國より一中隊御家老引連上坂之事

一右孰れも四十人より五十人迄の小隊組にして御精選相成度事

一軍服御同様有之度相印同斷

一御召船に滿珠丸御借揚相成度事

但御乗組外は相應和船御引當相成度事

一日限相決候上は速に御三藩共徳山へ相揃同所より乗組の事

一岩國御人數徳山へ同斷

一御支藩合併一隊にして進退區々不相成様肝要の事
 一合隊總差引參謀宗藩よりも一人可被相添候事
 一内匠一達參謀へも諸事御申談總一手之心得肝要に候事
 四日世子山口に歸る二日岩翌五日世子公に謁して復命す七日木戸準一郎廣島よ
 り歸る九日篠川誘を廣島に遣り公父子より藝侯父子に白縮緬白羽二重等の物を
 贈る新港會同の時の贈物に酬ひ且つ協商の完熟と重ねて兩敬の儀を結びしとを
 慶し且つ謝するなり曩日藝世子に隨從したる諸人にも亦物を贈る各、差あり十
 日藝藩使者淺野八左衛門至り藝侯父子新湊の會同及び公父子の贈物を謝し更に
 奉書紙一函鯉節一函を齎らす會、客館修理中の故を以て世子徳山邸に於て使者
 を延見し饗を賜ひ併に使者及び隨行員に物を賜ふ各、差あり十四日公山田市之
 允片野十郎に機密の親書を賜ひ東上の機略を示す

(親書)

長薩藝一體之儀に付戰略等三藩氣脈互に貫通諸事相謀候儀勿論といへども豫

要件御決定大略如左

一至尊を奉守護詔を四方に布き皇基相立候様三藩同心戮力相盡候事
 但萬一も艱難の場合に立至り一旦至尊恐多くも雲霧に被爲隔候時は雲霧を
 掃盡し至尊を奉迎朝廷御回復を目的と仕候事
 一山陽山陰は我專一之任と相心得手下可致候事
 但京攝之兵活用致候儀に付藝兵一同大義順逆を以論説し應機干戈勿論な
 り尤雲州は先差置一价之使節をも不遣孤立せしめ應時機之策第一也
 一時機に寄御一公御出馬之思召也
 一假初も敵を侮るべからず假令諸手全勝するといへども古人も深く戒むる處
 にて謙遜を素とし他に不矜功を諸藩に譲り榮枯盛衰之理を考へ滿而不溢之心
 を體し偏に君上御誠意御貫徹皇威御回復を期し奉り一時之愉快に乗ぜず萬世
 不朽維持之大計に基き所謂智者垂成之際を謹む之意肝要候事
 十五日徳山世子毛利平六郎將に父淡路守に代り上坂せんとし山口に來り公に謁

して別を告ぐ公其尋常の行に非らざるを諭し之れを勞し餞するに備前助光短刀一口及び金二百兩を以てす此日朝薩藩島津伊勢岩下左治右衛門黒田嘉右衛門井上新右衛門春日艦に駕し三田尻に入る謂ふ藩主修理大夫乗艦亦十三日同時錨を抜く昨夜風浪の爲め相失するも久しからずして至るべしと因て之れを山口及び廣島徳山に急報す十六日朝木戸廣澤二人三田尻に至る十七日未明世子山口を發し午前三田尻に着す毛利筑前柏村數馬之れに従ふ薩侯將に至らんとし公病あるを以て世子代て之れと會見せんが爲めなり晚に及び徳山世子毛利平六郎亦三田尻に到る因て毛利内匠及び其部下の諸士を引見す翌十七日午後薩侯島津修理大夫忠義軍艦三邦丸に駕して到る西郷吉之助艦中に在り翌十八日午前世子平六郎公子と共に修理大夫と貞永隼人の家に會見す世子は修理大夫隨員西郷黒田二人に謁を賜ひ修理大夫は毛利筑前及び柏村木戸廣澤に謁を賜ひ遂に相議して要件三條を決定す

案するに柏村數馬の日記明に要件三條議決の事を記せるも其條文を載せず嘗

て毛利家編輯員たりし中村弼なる老人柏村日記を拔萃し其欄外に左掲の條文を記せり中村は柏村とは親交者にして此條文記入の際は共に隣近に住居中なりしにより柏村とも談し且つ據る所ありて記入せしものと認む

要件三條

- 一 御名代へ兵隊差添西ノ宮まで上り同所にて時機見合
- 一 十二月二十八日を期し京都に於て擧兵其の機に乗じ西ノ宮駐在の兵隊入京
- 一 前條に引續兩公間御上京及五卿方御歸洛の用意調次第發途
- 修理大夫は世子平六郎公子と共に晝餐後我が東上の文武官毛利内匠楫取素彦國貞直人山田市之允片野十郎に謁を賜ふ既にして晚餐及び酒肴を供す薩藩西郷黒田及び木藤覺大夫平田伊助我毛利内匠以下諸員召されて席に陪し歡を盡し日未だ暮れざるに及び修理大夫其艦に還る尋で世子平六郎と共に修理大夫の艦に至て答禮し杉重二組^{菓子及酒}一樽を贈る

(柏村日記抄出) (十八日薩侯應接の部)

一四時御案内申上スルフにて應接場へ御出被成候付波戸場へ記録所役奥番頭御使番御目付政府御出迎仕候事

一御家老御椽へ上并平六郎様御座敷二ノ間迄御迎御着座之上御挨拶畢て御彼方御家來西郷吉之助黒田嘉右衛門被召出御挨拶被遊此御方御家老御直目付政府木戸廣澤迄被召出要件三ヶ條御決議被成候事

一御二度御會席崩し御上り相被遊候事

一右相濟上坂内匠殿一達素彦直人市之允十郎迄被召出拜謁被仰付候事

一御夕飯後物御吸物式通御肴五種にて御酒被差出御彼方御家來西郷吉之助黒田嘉右衛門木藤格太夫平田伊助被召出御盃被下御返盃被召上此御方御家老初追々御取持罷出候薩公より御盃被下御返盃をも差上候事

同日午後我東上員毛利内匠及び楫取國貞山田片野西郷等と議して向後の方針六を條約定す黒田清綱子爵所藏の楯取の自書の原本に據る

(約定書)

一三藩共浪華根據の事

一根據守衛薩藩二小隊長藝の内相加候事

一薩侯御一手は京師を專任とす

一長藝の内一藩京師を應援す

一薩侯御着坂二十一日にて二十三日御入京二十五日三田尻出浮候兵長出帆二

十八日西ノ宮着薩藩より京師の模様報知の上進入の筈

一〇之義は山崎路より西ノ宮へ脱詰り藝州まで之事

案するに此諸條協定の事楫取素彦自筆の三藩聯合東上一件一名指筆入京日裁に見ゆ但

し最後の一條なし偶然誤脱せし乎否らざれば憚る所ありて省きしならん黒田氏所藏にして同く楫取の自筆に係る原本には最後の一條あり今之れに従ふ此原本及び下に録する世子の親書は西郷が保管し居りて十一月二十七日西郷より黒田に引續きしものにて之れに添へたる西郷の書翰も今現に黒田の家に藏せり黒田は此原本は十八日午前の會の際廣澤の執筆せしものなりと稱するも

其廣澤の書に非らずして楫取の書なることは既に識者の鑑定あり意ふに別に
午前の議決を廣澤の執筆せしものありて今散逸せしもの歟

又案するに柏村日記には午前の會議の記事ありて午後の會議の記事なし東上
一件には午後の會議の記事ありて午前の會議の記事なし是れ柏村は午後の會
に列せず楫取は午前の會に列せざりしに因るべしと雖ども兩議決の相互の聯
絡に關し稍明晰を缺く所なしとせず今其事情を追測するに午前の會議に於て
要件三條の外午後の議題の事項にも涉りて大體論議する所あり其中三要件丈
を成文に記し其他は東上當局者間に於て猶熟談せしむること、し薩州側は西
郷自から午前の會に列し且つ東上當局者たるを以て之れに當り長州側の東上
當局者たる毛利内匠及び楫取國貞山田片野は午前の會に列せざる爲め木戸廣
澤等豫め彼等と内協議を爲し而して彼等をして西郷と協定せしめしものなる
べし否らざれば午後の六ヶ條を東上員のみ意見にて決定せしとすれば餘り
に重要に過ぐ又午前の議題は三ヶ條のみに過ぎざりしとすれば用意の周匝を

缺く所あるに似たればなり姑く記して後證を待つ

同日又世子は薩人に薩侯は我長人に各、親書を賜ふ

(世子の書)

一至尊を奉守護候事は申も乍疎大事に付精々遂心配十分手筈を合遺算無之様
肝要の事

一此度之儀實に皇國の一大事に付此方出先之者共へ氣付筋有之節は萬端存分
に教示之儀相願候事

(修理大夫の書)

一時機變遷して處々不可に於ては細密復考其宜に叶候様取計緊要之事

一兼て定置候通り勅詔を奉戴し條理名分を正して輕學無謀に不陷事

一機密四方に露顯せし由に付尙深く廟議可入念事

右委細之儀は篤と黒田嘉右衛門へ申付置候事

約既に定りて薩艦即夜修理大夫以下を載せて三田尻を發し大坂に向ふ乃ち之れ

を徳山及び藝藩に報ず我藩光永新四郎志道貫一郎作間神太郎品川彌次郎世良修藏薩船に便乗して東上す同日夕宍道直記を廣島に遣る支藩毛利淡路守代毛利平六郎及び老臣毛利内匠召命に應じ上坂するの公報を齎らし其上達を藝藩に依頼し且つ藝艦の嚮導を促す爲めなり十九日世子諸隊の參謀各一人を引見し昨午前議決する所の要件三條の趣旨を告諭す

(柏村日記十九日の條)

一諸隊參謀一人宛被召出昨日薩公御面會御決議三要件被仰聞相濟當役々座退座之上別段被仰聞之旨有之候事

同日藝藩使節吉田兼次郎永田權助宮市に至る時に世子及び長藩要路擧て三田尻に在るの故を以て使節をば宮市に於て毛利筑前柏村數馬をして接受せしむるに決し二人之れが爲めに宮市に抵り木戸廣澤も亦赴く吉田等の使命は曩きに大坂に召致せる所の支藩主吉川氏及び老臣等の發程を緩くし朝廷の後命を待たしむるの幕命を傳ふるに在り

(幕令)

長防の儀早々寛大の處置可取計旨從御所被仰出候に付申達候儀有之候間末家の内一人吉川監物并家老一人致上坂候様毛利家へ可相達旨七月中相達候得共右は從朝廷御沙汰有之候迄上坂可見合旨申達候様從朝廷被仰出候間其段毛利家并吉川監物へも可被進達候

然れども諸事既に決せり今にして變更すべきにあらず因て相議して藝藩より幕命を接受するに先ち毛利平六郎等既に發程したりと爲し其着坂の時を量り藝藩より之れを京都に稟申せんことを屬するに決し其意を藝使に談判し答書を托し午後楫取國貞も亦宮市に至り永田權助の旅舎を訪ひ協議する所あり藝使二人我意を領し直ちに歸途に就く

(答書)

過る十日夜倉伊勢守殿を以て御達相成候由にて別紙の趣致承知候此儀に付ては前日以使者致御達候様末家其外既に國元發船以後に付途中迄申越候心得に

は候得共自然大坂表着岸後にも相成候はゞ行形同所に差控何分の御沙汰奉待候心得に罷在候間此段朝廷向へ宜御取計致御願候

是れより先き此月十六日上坂諸兵に告諭し豫め陣中の紀律を服膺せしむ

(告諭書)

出兵の御手組被仰付候付ては内外とも氣脈貫通不意の急襲等有之候とも靜肅應變の手筈相立居不申ては始終の御維持無覺東元より進撃防戦同一の理に付先を争ひ或は功を貪り一己の了簡より自然も御手を妨終に報國の大主趣を誤り候様の儀有之候ては甚御不本意に被思召候進むもの有れば必ず守るものあり進止同一の儀篤と相辨御命令を相待別て長官の面々は深く御主意を體し基を忘れ末に走り候者無之様其隊々に於て嚴重相制し心得違無之様可爲專要候事

又宿陣の規則を示す其一に曰く兵を出し軍を行る一日の程大約八里とす宿所を設け兵士の止宿給養に供す其二に曰く宿所毎に兵士一小隊或は一中隊を備へ陣

營を護衛し常に操練を怠ること勿らしむべし而して陣營管轄の中隊司令は屯集兵を警戒し其居民を虐け農商を殘ひ猥りに民屋に入りて煩擾せしむるを禁ずべし其三に曰く行軍の途不法を制し紀律を犯すを得ざらしむ其四に曰く吏人役夫の正邪を監視し兵士の便を謀るべしと更に雜法六條を布く同日支藩及び老臣の上坂當に近きにあるべきの故を以て十九日又令して封内警備部署を嚴にす

(警備部署)

岩國領

一岩國御一手

遊撃隊

上ノ關

一毛利隱岐一手

第二奇兵隊

農兵

徳山領

一徳山御一手

農兵

右三ヶ所應援兵

一 穴戸備前一手 都濃郡熊毛宰判農兵

三田尻

一 毛利筑前一手 農兵

諸口應援

一 奇兵隊 膺懲隊

馬關口

一 長府御一手 山内梅三郎毛利能登高田健之助各一手

兩大津

一 毛利少輔三郎一手 農兵

阿武郡

一 御神本主殿一手 農兵

小倉口

一 第三大隊 鈴尾五郎一手

梨羽筑後同 兒玉若狹同

石州口

一 振武隊 鍾秀隊 御神本二小隊 六組御中間 第一大隊

山口御守衛應援兵

一 毛利出雲一手 千石以上大隊 農町兵

以上

今般諸兵上坂被仰付候付ては此往時勢如何可立至哉難計既に御布告相成候通内外氣脈貫通首尾相應し候は勿論の事に候就ては萬一敵兵急襲致し軍艦を以海岸を劫し人家を放火し亂暴に及び候儀有之候共其節に至り少しも動搖せず地の利に依り嚴肅に敵を待不取敢防戰の設を成し急速山口へ及注進候は趣に寄り援兵速に可被差出候間此度被仰出候御手組の通規律相守り御指揮に隨ひ不墜御武威候様一致勇戰の覺悟肝要の事

右の通觸沙汰被仰付候事

二十一日夜曩きに廣島に遣り三田尻會合の事情を報じたる飛使藝藩の答書を齎らして歸る中に松平紀伊守亦二十四日を以て錨を抜かんとするの報あり

(黒田植田の書)

御飛札拜見仕候陳ば修理大夫様去る十七日三田尻御着港同十八日其御許様御會合御濟被成候就ては云々の儀委縷被仰下候様承知仕何も御來意通り相運び候様可仕候付左様御承知可被下候此段不取敢御報迄草々如此に御座候

十一月二十日

黒田益之允

植田乙次郎

楫取素彦様

國貞直人様

尙以紀伊守様にも來二十四日御發艦御治定相成候間左様御承知可被下候此段御心得までに爲御知申上候

宍道直記は廣島に於て其使命を終り且つ藝藩植田乙次郎と會商の條項を齎し二

十三日山口に復命す蓋し此時吉田永田二人既に廣島に歸り曩きに宮市にて依囑せられし所を報告せしを以てなり曰く藝藩は幕府の後命は其前命に應ずる長藩の書と東西交錯し爲めに長藩の末家及び老臣既に上坂したるの事を報じ來ると幕府に告ぐべし曰く長藝兩兵入坂せば藝藩は直ちに長人御手洗港に入るに際し幕府の後命を傳へたるも既に解纜して彼地に至るの故を以て大坂に達して命を待つべきを主張す仍て誘導して大坂に到れりとの意を幕府に報ずべし曰く長藩の藝使吉田兼次郎に附したる答書は二十八日以後に之れを幕府に致すべし曰く藝藩世子松平紀伊守は二十四日拂曉拔錨二十五日大坂に達し二十六日入京すべし曰く藝の誘導艦は二十四日の夜を以て纜を解き二十五日拂曉御手洗港に入るべし曰く長藩末家及び老臣等の爲めに備ふべき京都旅館は二十一日藝藩より人を京都に遣り薩藩と議して豫め之れを定むべし曰く西の宮旅館陣營は機に臨み之れを備ふべしと

(藝藩の答目覺書)

一今般御使者を以て被仰越候御届書は於京都來二十七日議傳の内へ差出幕府より云々の達有之隣領へ申遣置候處行違に相成別紙の通申來候に付不取敢御届仕候段當藩添書を以て申上候事

一着坂の上早速左の趣に御届仕度候事

兼て申上候通幕府よりの達書行違に相成左の輩領分御手洗へ着仕候に付右達の趣申聞候所一旦出帆の上にも有之云々の情實難默止其儘出坂御沙汰相待度旨達て申聞候に付任其意同道着仕候

一吉田兼次郎へ御答被仰含候節之御書付は日合見合二十八日後に差出候事
廉書左の通

一十一月二十四日曉七ツ時紀伊守様御發港二十五日晝九ツ時大坂一の洲へ御着船御様子次第同夜平瀉御一泊二十六日御入京

一誘導船は二十四日夜出帆二十五日曉御手洗へ着船番頭役岸九郎兵衛政府湯川清次郎外に一人

一京都旅館の儀は二十一日藝藩一人京へ先越せしめ薩藩申合心配可仕候事
一西ノ宮旅宿の儀は豫め難相定行懸り宿所御仕向可仕候事

此時に當り廣澤兵助は公の密旨を啣み二十一日昧爽鞠府艦に駕し三田尻を發し翌二十二日夜廣島に入り直ちに藝藩植田乙次郎等に交渉す藝藩其誘導艦をして二十四日の夜を期し艤裝を畢へしめ二十五日開航すべき我が船艦を御手洗に待つべきを確答し猶藝世子二十四日拂曉を期し發船東上の豫定を告ぐ廣澤乃ち餘事の會商に先ち直ちに書を裁し其事を記し鞠府艦をして齋らし歸らしめ以て我艦の期に後ることなからんを望む二十三日夜半鞠府艦三田尻に歸港す

(廣澤の書)

昨二十一日朝四ツ時揚碇同夜風雨烈敷暗夜航海難相成に付大島郡小泊にて繫泊今朝々飯後江波着艦夕八ツ時中田屋へ揚陸早速政府輩へ相對申越候節兼て約定當藩誘導の艦二十五日出船の儀及掛合候處我艦二十五日揚碇に付ては當藩艦二十四日夜出發前御手洗港にて示合可致と植乙より決答有之候に付未相

對は不致候得共時日差迫候付右決答の處を以急報仕候間申上は疎無御遲滯彼港まで御出浮當藩へ御熟談相成候様にと存候世子君には明後朝御出帆の御様子にて既に猫屋河にて御供の飛船見請候鴻城より承知仕候御用筋は追付植乙其外相對及下示談に締りは辻石井兩大夫間へ面會議議仕覺悟に御座候委細は前田鴻之允より御聞取可被下候只々無御遲滯御乘船御勇々鋪御出帆御吉左右萬祈千禱此事に御座候(十一月二十二日)

再陳紀伊守様明後二十四日曉八ツ時御供揃にて同七ツ時御乘船御出發の段只今植乙より致報知候事

廣澤は更に進みて緊要廉書と稱し數項目を提起して藝藩と交渉す其一幕府の前命に對し宍道直記の齎らせる公報と其後命に對し黒田益之允に托したる答書とに關し藝藩機宜の處理を煩はすこと其二我藩別に歩砲兵凡そ千二三百陸路行進の計畫あり二十八日若くは二十九日を期し船にて備後尾の道に達すべく爾後の行動は京報を待ちて決すべきを以て藝藩より豫め人を派し營舎を備ふること其

三凡そ時を同くして送發すべき藝兵の數及び幹部の姓名を知らんと欲すること其四兩藩の兵上京の後は事毎に薩藩と交渉知照して進退すべきと等はれなり二十四日朝石井修理植田乙次郎客館に於て廣澤と會商し覺書に附箋す其意幕府への報告に關しては曩に宍道直記に答へたる所と同一の手段を取るべき旨を以て我兵尾ノ道到着に關しては期を晦日に延期せんことを求め又藝藩より之れに派すべき人員姓名は尋て報すべし但し藝兵上國に進發は在京世子の親書を待つ意なることを言ひ薩藩と往復知照の事の如きは悉く之れを諾すと云ふにあり廣澤乃ち之れを政府に報じ藝藩の誘導艦に便乘し御手洗港に向ひ以て爾後の妥商を重ね但し藝藩の内情は長薩の如く斷乎たる決意に出づること能はざりしは掩ふべからざる事實とす隨て結局竟に兵を出すには至らざりしなり

(廣澤の書)

以飛檄得御意候先以各位彌御清適御奉職奉欽慕候一昨夜植田へ相對奉命の御用筋委曲及議論候處勿論曖昧の國論十口無御座候付別紙廉書を以得と及示談

置候處今朝飯後於客館石井大夫植田相對廉書に當論定の前附紙相調差返候事に付何も御承知可被下候只々瘦馬の老駑なるたとへ益必然片時も油斷は相成り不申併文明の國柄にて大義には明候故如何様にして成共同志藩に引合一度死地に陥り候へば其往相當の武備も相整ひ可申畢竟世間の響の爲め同行と御明らかめ肝要に奉存候併兼て當藩第一の知己故強て引き候譯にても無之候へ共植乙第一の人にて是れに石井大夫相加へ候へば藝本國の事は假成相整可申素より兩人共世子君御上京たり共御留守番被命候事に御座候備への使節の事既に一兩日以前寺尾生相勤め罷歸り餘り切々差越候ても甚如何敷殊更幕は親戚故何か疑惑不少甚上都合の氣味も有之決局御國の人数尾ノ道へ罷出候を機會に別段當藩より罷越候方還て合従のため可然との事に付任其意置夫にても岡山にて滯留中には必一同相成り可申被相考候當藩世子公にも今曉彌發艦御發出兵隊も三百位御供と申事に御座候誘導一艦にて人数も誠些少百二三十と申事尾ノ道の出兵は五六百と申事追々多人數差出され度迫立候得共實に寡兵

にて手式に不任武鑑前の大藩は可憐事に御座候御國一定不拔の論只々干戈を主とし自然不交干戈眞の朝威回復相成候へば天幸不過之と申邊は飽迄相論置此往甘言巧辭を以欺られ不申段は十分押詰置其段は石井植田も餘程腹に入實に當度尾道の出兵と申邊にて屹度決心相見へ申彼地出兵も附紙の通陣所仕向等差問の由に候へ共大夫參謀丈けは二十八九日にも宜敷出張相成候へば現場示談可仕との事に御座候當地申談相濟候得共只今より誘導の一艦出發に付乗組御手洗迄罷越兩藩出兵一定の所承知にて直に歸國の合に御座候誘導艦參謀として黒田益之允罷越弟同道政府中より北條次郎御手洗迄罷越候都合に御座候彼港發し候後は更に煩念無御座候事と相考へ此餘にこてつき有之候ては不相濟事と只々成功萬禱千祈奉存候爲其勿略御地の御都合無御遲滯御操出肝要に御座候下略

二十二日毛利平六郎毛利内匠吉川氏老臣宮庄主水上坂の事を藩内に宣示す

(令文)

去九月布令被仰付候通毛利内匠其外上坂の都合にて三田尻迄出途被仰付候内御末家様方御病氣御全快の上一同上坂候様御達有之旁御猶豫相成居候處其後上國の形勢も日に相迫諸藩よりも幕府へ屢々建言督責有之無餘儀政權を可奉歸朝廷の段言上相成候就ては重大の御事件に付列藩上京被仰出候然處御實事の擧る不擧は則皇國の御興廢にも相係り實以不容易儀に付於幕府も從來の誦詐にならひ言行齟齬一時の甘言を以て奉欺朝廷名實相違致候節は勤王の諸藩於大義不可座視は必然の道理に付巨細の趣藝薩よりも御親報有之前途如何の形勢に相移可申哉と御煩念被遊候折柄此度御末家様方御出山御相談被爲在最前の御手繼を以て淡路様御名代毛利平六郎様監物様御名代宮庄主水并御家老毛利内匠一同大坂表被差登候段御決議相成候實に世態一變隨て二州の御處置且夕に相迫り向後の模様は寄向は人數被差登候儀も可有之孰も實地の覺悟相定め何分の御指揮相待可申候事

二十三日揖取素彦國貞直人をして徳山岩國兩軍の參謀を兼しめ寺内暢三桂太郎

木梨精一郎に命じ上坂員と共に東上し上國の動靜を報せしむ二十四日檜良助を内用の爲め寺内暢三に付し上坂せしむ又干城中隊をして二百人を精選準備し出兵の命あれば直に之れに應ずべきを以て是時に當りて前きに三田尻より開航したる薩侯島津忠義西郷吉之助等は二十日大坂に到り二十三日京都に入り相國寺に屯す兵三千聲言して一萬と號す薩兵と共に入京したる品川彌次郎等亦潜伏して相國寺に在り既にして薩藩二十四日を以て約の如く兵艦を三田尻に回送し之れを毛利平六郎の乗艦に充てしむ

(西郷より松原音三への書)

前滯船中は色々御高配被成下重疊難有御厚禮申上候陳ば去る二十日着坂仕昨略
二十三日首尾好寡君にも着京仕候間乍憚御安慮可被成下候俎御約束に相成居申候徳山侯御乗船被差出候付徳山迄の處船中皆々不案内の事候間水先の者其御許より御乗せ被下度乍御手数奉希候後(十一月二十四日)

當時我藩準備全く成り二十五日昧早全軍鞠府に會し總督毛利内匠軍令を傳へ入

田鳥神社を拜し各隊皆艦に上る軍令狀は神村喜兵衛山口より之れを齎らして三田尻陣營に致したるものなり

(軍令狀)

條々

一諸手の者本陣の令に不可背惣て諸隊惣督諸兵司令は本陣の約束を守り兵卒は其長の差圖を請て進退すべし背令ものは可爲不忠候事

付惣督司令時々本陣に至り存分旨趣無腹藏可申談事

一他國に入る時は借地の由可申達候不敵對ものには信儀不可失候事

一猥に百姓を遣ひ農業を不可妨農家の物を押借掠取私に分捕致儀堅禁止の事

一諸手互に救應せしめ一手の功を不可貪兼て申合する旨臨事違約不可有候事

一拔掛は一軍の紀律を亂る基也縱令雖有功名背軍令の罪不可遁事

一司令の命を不用猥に彈藥を費すを禁ず敵間を計らず發砲し或は敵間近と雖

ども令亂放ものは不覺の沙汰たるべき事

一喧嘩口論惣て非禮非義の振舞有間敷事

右の條々堅可相守者也

尋で總督及び其屬員等は鞠府艦に搭し整武振武兩隊は癸亥艦に銳武隊は丙辰艦に總督付屬の一部は丙寅艦に第二奇兵隊は乙丑艦に銳武隊は滿珠艦に奇兵遊撃膺懲の三隊は庚申艦に乗し砲七發して齊く港を出で癸亥丙辰二艦は鞠府艦之れを曳き庚申艦は滿珠艦乙丑艦は丙寅艦之れを曳き一晝三星の旗章を翻して以て東方に進み二十六日日沒鞠府艦先づ藝州御手洗港に入り諸艦之れに踵く時に藝艦既に港内に泊し諸兵總督岸九郎兵衛參謀湯川清次郎等艦に在り廣澤兵助藝人黒田益之允平山寛之助北保次郎船越洋之助小林柔吉川合三十郎と既に上陸して金子某の家に待つ毛利内匠及び諸官員皆上陸し藝人と會して時宜五條を約す

(協定書)

一役員數名先發して西宮に至り同所警衛の大洲藩と商議し迎船其他の事を處理する事

但藝藩の艦は即時揚碇し先發員は之れに便乗する事

一諸艦は先づ淡路島に繫泊し過日藝世子紀伊守の上京に隨從せし一艦を迎船として同所まで來航せしむる事

一西宮着船後小船をして第一兵士第二器械第三諸道具を陸揚する事

一三藩協議の上蒸氣船一隻を神戸の海邊へ殘し置く事

一船印は藝薩兩藩の旗章を混用し二艘丈け長州の旗章を用ふる事

是に於て乎國貞直人石部祿郎輜重役神田源兵衛等數人と共に藝藩誘導艦に搭し丑牌先づ發す藝人岸湯川黒田川合監察野崎七左衛門輜重取締島本金之助等之れと艦を同くす既にして長艦相尋で發し二十八日夜に入りて約の如く淡路島に達し投錨す此日薩藩豐瑞艦三田尻に抵る艦長深栖七右衛門上陸し福原清介と應接す談笑にして深栖中風症に罹り半身麻痺す監軍近藤金吾代りて艦長の職を執る深栖は十二月二日に至り遂に起す二十九日晨藝艦萬年丸到り直に長艦を誘て攝州打出濱に入る初め我兵西ノ宮に宿せんとす會國貞直人先づ打出に上り報じて曰く關東の歩兵約二百人駐りて西ノ宮に在り我兵若し彼地に進まば或は紛亂を生ぜん若かず先づ打出に上り徐に其動靜を窺はんにはと因て之れに従ふ當時大洲藩既に我藩と好を通ず我兵

の打出濱に着するや打出は大洲藩警衛地輜重運搬荷舟より以て糧食通信に至るまで一に以て辨ぜざるなく殆んど幕疑を意とせざるに似たり我兵の打出に上陸するや親王寺を本營とし諸兵は前街に宿せしめたり夜半薩人黒田嘉右衛門黒田了介村田新八來りて我艦を訪ひ土州容堂の上京來月初めに在り因て來月五日を期し一動作あるべきを告げ我兵此地に在りて報を待つべきを言ひ京に歸る山田市之允之れに伴ふ時に藝藩世子松平紀伊守は既に入京し是日を以て約の如く我兵東上の事を幕府に報ず幕府其意外なるに駭く晦日拂曉我兵半は既に陸に上る會幕府の歩兵其前を過ぐ奇兵隊及び本營守衛の兵出で、之れに應接す幕兵其今回交替して兵庫より艦に搭し東歸するものなるを答へ手鼓を停めて急に去る我兵の陣する所地勢甚だ可ならず因て彈藥糧食等概ね之れを大洲藩に托して打出濱營庫に藏め轉じて上ヶ原村に移る第二奇兵隊進みて西ノ宮信行寺に屯し遊撃隊は上ヶ原の東方大原村に陣し尼ヶ崎口昆陽口に備ふ既にして毛利内匠及び諸隊順次に陣を上ヶ原に移す楫取石部二人留まりて親王寺に在り陣趾を掃除せしむ此日地

方に宣言して民心を安ず土人は甚だ驚擾せず頗る我に懐くの状あり

(宣言)

今般御所より御沙汰之御旨有之末家并家老當表罷越候然處昨年藝州に於て幕府より召出相成候家老其外無故に兵威を以て拘留せられ遂に戦争にも及び候段は世間承知之事に候處當度御所より被仰出候御儀に付不取敢罷出候得共又候關東より如何様之御仕向可有之も難計に付爲警衛人數召連候次第にて全以此方より兵端相開き候儀毛頭無之暫く當所に於て何分之御沙汰相待候心得に付少しも懸念なく各其職業相勤候様夫々豫告諭致候者也

條々

- 一 兵士陣外出行不法之所行致候者有之節は逐一本陣へ可訴出候事
- 一 兵士と偽り有徳之家に立入金錢等無心ケ間敷儀申者可有之も難計右様之者於有之は早急本陣へ可訴出候事

同日我軍丙寅艦を兵庫に留め其他の諸艦を國に還し徳山世子を促し薩艦と共に

速に尾ノ道に進ましむ願ふに我兵は海路を取るものを以て其主力と爲したり然れども陸路亦意を用ふるの要あり蓋し獨り兵を上國に進むる爲めのみならず入京の兵にして若し違算の事あらん乎則ち山陰山陽を徇へて後圖を畫するの手段に出でざるべからざればなり是に於て乎此月二十一日山陽道出兵の議を決し堅田大和健助を以て總督と爲し杉孫七郎を其參謀に任じ付するに伊勢新左衛門藏元長野九右衛門方武具を以てし二十二日井上與四郎齊大隊司令として第一大隊二中隊二百人一番中隊司令祖式金八二番中隊司令有地品之允中隊司令補助士官佐久間左馬太小隊司令檜崎頼三梨羽才吉外に補助四人第四大隊二中隊二百人一番中隊司令深栖多門中隊司令補助士官南英次郎二番中隊司令原田良八桑原謙三其他補助四人及び第三砲隊八拾人司令安武西市を率ゐて三田尻より海路尾ノ道に至り尾ノ道より陸路東上するものとし別に整武隊四百人隊長堀真五郎の兩隊に命じ同く發して之れに合せしむ同日李家文厚を堅田一行の病院總督とす二十四日三浦鼎造を以て上坂兵の病院醫と爲し醫員十名を付し李家と共に上坂せしむ是日又長野昌英を三田尻病院用掛と爲し更に之れに總管を命じ海軍一同と共に上坂せしめ莊原養亮を二ノ手上坂病院副督と爲し醫員五

名を付す山陰道に關しては十一月二十八日旨を井原小七郎に授け雲州に使せしむ亦後日送兵の爲めに豫め其地を爲すに外ならざるなり

(井原に授けたる應接趣旨)

昨年貴藩へ御應接に及び候末天幕の御差圖に無之ては弊藩へ御和親難相成との御決答に御座候處此節承知仕候へば從來於幕府政刑當を被爲失今日の時體に立至り皇國內外の大患不容易事に付罪を被謝天朝政權を奉歸天朝度との御儀言上相成候由付ては昨年天幕の御差圖に無之はと被仰聞候處今日從來の大罪を被謝天朝に御様子相窺候ては是迄の御處置天幕御齟齬の次第は顯然たる儀にて多年の御不條理終に皇國かゝる紛亂の端を被相開候も偏に幕の御私意より出候御行かゝり申迄も無之然る上は此節切迫の時體に押移り皇國御浮沈の境に臨み俄に政權を奉歸天朝度の御儀言上相成候とも多年の御譎詐一統疑惑罷在候に付ては自然上國動搖の節は天朝の御危急臣子の分傍觀難相過路を山陰に借り天朝御守護の爲め聊人數差登し度依て不取敢以使者及御駈

合候爾來御疎遠御隔絶に打過居候處今日の次第皇國の御危急差迫り居候に付ては猶豫仕がたく敢て御和親同盟仕度何分の御決答速に承知致度候事

右の通雲州へ應接に及び承諾無之節は穩に手切れ談判致し置候て可然自然承諾の節は左の件々及談判決答承知の上將來の御處置可被仰付哉

一上京の節出兵の事

上京は則ち天朝御守護の爲なり

二十九日藝藩より豫約に隨ひ我藩兵東上の事を朝廷及び幕府に報告す

(藝藩より朝廷に出せる書)

先達て長州より以使者申越候書面へ添書を以申上候通板倉伊賀守よりの達書行達に相成候哉毛利淡路名代等一同領内御手洗港へ着仕候付右達之旨趣委細申聞候處兼て必至之國情一旦出帆中途より引返候ては大きに闔藩人心に關係仕候儀に付其儘登坂何分之御沙汰相待度旨申聞候趣に付任其意家來附添於西宮停泊仕候付家來之者昨夜着坂仕候旨只今申越候間此段不取敢申上候此段可

然御執奏被成下度奉願候以上(十一月二十九日)

(藝藩之内書)

此度長州家老并に末家名代吉川監物名代共一同上坂爲致候て御沙汰相待候様の次第表向御達申上候へども極内實は兵庫開港の期日も最早差迫り候に付此度幕府政權を朝廷へ復歸候に付て外夷御取扱の儀も何れ朝廷より可被仰出御儀に候へども兵庫開港の儀は先帝へ被爲對候ても一先延引可被仰出儀歟に奉恐察候然る節外夷共孰れ朝廷へ相迫り御應接によつては自然暴擧の儀無之とも難申幕府には征夷の職掌を被蒙候へども從來外夷と和睦被相結候上は争てか干戈を被爲交可申や左候は、後日萬一國體御動被爲在候ては誠以驚愕至極の次第に御座候大膳父子未だ御沙汰の通り實は承知不仕候ても右様の節に相臨み暫て傍觀仕間敷粉骨碎身仕候て微忠を盡し一方の御防は仕度との寸志則ち紀伊守に於ても難默止此段内々歷尊聽置候事

十一月晦日

松平紀伊守

此時期に於ける種々の雜件を見るに十一月三日清水美作粟屋帶刀堅田健助山内梅三郎高田健之助益田孫槌佐世仁藏に命じ軍事に熟達したる家臣各一人を選み急に山口に出さしむ四日内藤虎輔を南第十大隊軍監と爲し豊前狸坂口に赴かしむ同日令して新鑄の巨礮彈藥の試發は砲兵塾教授方をして擔任し軍政武庫兩局員をして監視せしむ六日第一第二兩大隊を合併し第一大隊と唱へしむ八日曩きに英人より借入したる汽船を鞠府丸と稱し之れを海軍局の保管に托し學校生徒二名をして交番之れに駕せしむ十日藝藩及び津和野と隣藩の舊誼に依り更に兩敬の義を締せしことを藩内に内諭す十二日龜井隱岐守使者福羽文三郎來りて公父子の起居を問ふ世子引見して之れに答へ文三郎に銀三枚を贈る十三日伊豫大洲藩使者兒玉清記中村坦藏山口に來り臘燭二函を公父子に贈り兼て世態變遷の故を以て我藩論を問ふ柏村數馬をして之れに接遇せしめ又正使に銀三枚副使に同二枚を贈る後數日^{十九}二人我藩旨を領して歸途に就く十五日福田信太郎に年米十五石を賜ふ信太郎父理兵衛尊王の大義を辨知し先年來我藩の爲めに力を

竭し京都變動の際家産を失ひ妻子を棄て、藩に來る因て之れを祿して遠近管轄
 と爲し米二十五苞を賜ふ爾來忠勤怠らず其功を以て信太郎を父と同じくし其後
 を承けしむるなり十六日山口兵部に米二十五苞を賜ふ勤王の志厚く我藩の爲め
 力を盡すこと大なり京都變動の際妻子離散し家産蕩盡す依て特に之れに祿す十
 七日群臣に與ふるに祿額百石毎に米二石の白紙米券を以てす長藩の制采地なきものは米券を與ふ此米券は裏判役より其地の代官に宛つるものにして是れあれば其地の里正現米を輸出す故に此米券を賣買するときは現米を賣買すると異なるなきなり其白紙と稱するは來歳の米券を前年に出すものにして金融の便を計るも津和野藩主龜井隱岐守此月十六日親ら山口に來る公乃ち使を其館に遣
 し之れを慰問す十八日隱岐守公館に上り公の病を問ふ公之れを病床に延見す二
 十日公復隱岐守を便殿に引見し後ち小座敷に饗す二十一日隱岐守明倫館に至る
 仍て銃隊の操練を觀しむ二十六日諸士の祿千石以下百六十石以上のものに諭し
 中隊編制及び守衛屯集共に其令を發する日偶、疾に罹り其命を奉ずること能は
 ざるものは常に復するに及で之れを命じ三十日間は之れを恕し其期限を過ぐる
 ものは軍役を免じ法の如く俸米を還納せしむ二十七日公御堀耕助に使事を授け

徳山に遣る二十八日楊井謙藏に命じ長崎に赴かしむ

第六十二章 慶應三年冬期の毛利氏 (其三)

西ノ宮滞陣○堅田一行の東上○登坂待命の朝命○井原の雲州應接○我兵の前進○我兵入京の朝命○毛利内匠參内○我兵の九門警衛○蛤門の警衛○品川世良の建議○更始一新の命○木戸の徵命○毛利平六郎の西ノ宮着○西ノ宮兵の入京○公父子并に三末家朝覲の命○雲州の通好○毛利平六郎宮庄主水の參内○毛利内匠と岡山老臣との會合○觀兵并に恩賜○復官朝命の藩地着○之に關する措置○公の親書○公父子の三田尻行○國貞直人の歸報と策十條○五卿との會見○徳山侯長府世子等の來山○木戸と五卿○外交時宜と木戸伊藤○五卿の歸洛○廣澤井上の上京○澤卿の歸洛○雜件

海路東上の我軍既に上ヶ原に陣すと雖ども地形持久に堪へざるの虞あり因て十二月朔日陣地を西ノ宮に移し本營を六湛寺に置き奇兵隊は海清寺に整武隊は正念寺に銳武隊は西安寺に膺懲隊は順心寺に振武隊は親王寺に屯せしめ積翠寺を

以て病院に充つ獨り第二奇兵隊を信行寺に屯せしめ及び遊獵隊をして昆陽口に備へしむること前の如し大洲藩の要求に依り號燈を交換し互に市街を巡邏す會々人あり來り告げて曰く昨曉以來幕府の歩兵組兵庫に入り備ふる所あるに似たりと仍て細作を尼ヶ崎瀬川郡山に放ち以て其動靜を窺はしめ又寺内暢三を大坂に遣り幕吏に面し朝命に依り老臣東上したる旨を告ぐ翌二日薩人日向雄太郎本郷半兵衛西ノ宮の本營に來り土地の情況幕吏の接遇等を問ひ軍需の缺あらば春日平運二艦之れを補ふに便せんことを言ふ二艦時に兵庫に在り黒田嘉右衛門因て二人をして此意を傳へしめしなり此日藝藩京邸より更に楫取國貞二人の出せる藩兵東上に關する書を朝廷に呈す

(藝藩の書)

別紙の通西宮碇泊罷在候長藩の者共より松平修理大夫様へ差出候趣御同方様より被指越候間不取敢其儘差出申候此段奉申上候以上

十二月二日

安藝少將内

(別紙)

先達て從朝廷御召登之段御達有之候其砌末家中氣分不相勝罷在重大の御沙汰筋等閑に打過候儀奉恐入候に付不取敢家老計發途爲仕候段及御達置候處末家の内病氣少々にてても快候はゞ一同大坂表へ可罷出との御事に付種々保養相加候へ共今以耽々無之餘り遷延仕候ては重々奉恐入候に付淡路名代毛利平六郎家老毛利内匠監物名代宮庄主水一同上坂爲致度兼て藝州様御誘引の御約束に付出張仕候處御手洗に於て重て朝廷より御沙汰旨被爲在候迄の間上坂被止候段承り候へ共今般於朝廷大政被聞召猶列藩之公議を被盡御基本可被爲建旨被仰出候趣奉傳承皇國之大慶不過之奉存候然る處是れ迄弊藩の儀奉蒙天譴意外の干戈に相及候次第毫末も奉對天朝異心無御座大膳父子に於ては恐縮に不奉堪候得共於武門不可止の場合と相成右及事宜申候父子勤王の至誠不愧天地士民一途に思込候情義難默止屢、御取傳を以て幕府へ及言上候へ共微衷更に徹

上不仕必定中間壅閉暗雲掩天日候儀と晝夜泣血鬱塞罷在候處豈計哉今日の御機會と轉變仕實に大旱の雲霓を望之思をなし西宮迄到着仕御沙汰相待候間此上は幾重も宿志貫徹仕候様奉至願候間旁の趣朝廷向宜御取計御賴致候已上

長藩

楫取素彦

同

國貞直人

薩州御藩

京詰御當役中様

藝州御藩

京詰御當役中様

同日總督毛利内匠及び諸官員皆諸營を巡視す

(國貞石部より尾ノ道杉等への報知書)

過る二十九日の夜攝津打出村へ全隊揚陸折柄幕府歩兵組西ノ宮に滯陣居候付
 晦日上ヶ原へ轉陣朔日又々西ノ宮下町へ轉陣當所にて來る五日迄滯陣京師薩
 藝邸よりの一報相待候積に御座候此段は政府諸彦へ先便申上置既に御承知に
 可相成不能縷々扱は着港前後大洲藩の心配中々難盡筆頭に全く同藩同様の心
 得にて入はまり兵糧焚出しを初め宿割飛脚等に至迄總て彼藩の手を借り相運
 候位に付彼藩も孰れ公然たる御并方他日の幕敵は覺悟仕居候事に御座候右の
 心配に對し御仕出し勤にして少々謝禮致し置候へ共尙又御國より此度御使者
 を以國産裝條銃十五挺彼國許へ御進物に相成度其口上は出先の者共前後不一
 形御高配に預り忝存候尙此上も御依頼申云々此邊は申上も疎に御座候へ共何
 とぞ早々其運び可被下候祿郎より申上候扱日々の御入費不容易儀兵糧の入目
 一日は十石位金も右に準し申候に付何卒御疎も有之間敷候へ共御胸算を以て
 御仕送無之ては往々甚氣遣敷奉考居候

前件歩兵組は西ノ宮迄過る二十日の夜出立是れは江戸へ歸るものと相見へ兵

庫へ参り申候右艦へは未だ乗り不申候當西ノ宮の舉動相調居候との事にて彼
 地滯陣致し居申候決て異變出來候はゞ下口の敵は是れと被思申候

西ノ宮滯陣は孰れも寺院にて相濟せ申候處には大に人望有之様相見へ唯今の
 體に候へば至極面白敷様被伺申候

山崎八幡兩處に大關門有之進陣の節は決て此地異變と被伺申候山崎は藤堂堅
 め居申候會津は今以大に張り居候様子尾公餘程市街の風説にも評判よろしく

候橋は甚究し居候様子に相聞申候編者曰く橋は一橋即ち
將軍慶喜を指すなり

當節兵庫に幕艦七八艘居申候其外夷艦英其外二十位は碇泊居申候

勝麟太郎當節兵庫に居申候兵庫は英其外の館を建候最中にて御座候半調の央
 此間聊崩申候世上の評判不大形御察可被成候土容堂公來る五日御出立御上京
 の御様子に御座候御人數は追々被差登既に昨夜も當西ノ宮へ揚陸一泊の上入
 京仕候

備前御末家池田丹波守昨夜當地泊り大分の人數にて上京相成申候

當地にては幕の役人へ着の段申入候處餘程引請よろしく心配吳申候然處重役の名前大坂京都へ付出度申出吳候様との事に付三人の名前差出申候名前左の通

楫	取	山	本	範	助
國	貞	速	水	清	輔
石	部	丹	波	國	吉

右實は實名最早相聞へ京都へ達し有之由に付謀計に達し置申候間其段御聞置可被下候略(十二月二日夜)

大洲の事必ず國元へ御一便早々被差立候様に奉存候往々は太洲の名前を以京都へも入込居賄其外の手都合仕置度奉考候云々

此日堅田軍尾の道に達す乃ち上陸して其地に留まり京報を待つ是れより先き朝廷前月二十九日藝藩より出す所の我長兵東上の報告に接し朝日の夜大に議する所あり結局暫く後命を大坂に待たしむるに決し二日夜批して其意を下す

(朝批)

可被仰出儀も被爲在候間各登坂御沙汰可相待事

三日毛利内匠打出濱に至り親王寺の兵を檢閲し更に大洲藩の陣營を訪ひ中村俊治菅卓馬等に物を贈て勞を謝す中村に國製鐵彈二枚槍刃一本管に短刀一口管内總員に酒一樽を贈る時品川彌次郎橋本八郎と變大坂薩邸に在り此日藝人湯川清太郎と謀り書を西の宮陣營に致し縦令朝命あるも數陣營を轉すれば人心に影響すべきを以て暫く移轉せざるの得策なるを言ふ

(品川の書)

(前略)偕は別紙の通夜前御沙汰相成候に付藝人湯川清太郎今晚より下坂旅宿其外談合致すとの由申來候に付當藩申合湯川下坂差留當地に於て朝廷へ御届取計ひ等仕候様申合候間左様御承知可被下候朝廷への御届は夜前差出候書面の趣も有之又候轉陣等仕候ては大に人心に關係も致候間西宮に於て御沙汰相待候間宜御執奏御頼みと申處にて來る六日七日の頃に兩藩より差出す都合に

仕置候間其御合にて御出被下候様奉願候只様遷延御苦慮の段奉恐察候巨細今朝山田君御歸陣に付御聞及も可有之と略し申候(極月三日)

猶々昨夜の朝議尹宮攝關の處にては是非歸國の命令を下す論にて餘程烈しく候處漸く議奏邊の處にて登坂御沙汰可相待との處に決し候よし尹宮攝關の所へは會藩より餘程迫り候よし會の周旋至れり盡せり感心の至に不堪御一笑

四日夕に及び山田市之允村田新八黒田了介を伴ひ京都より西宮の我本營に歸り報じて曰く土藩老侯將に七八日の比を以て京都に入らんとす候若し期に遅れなば之れに關せず朝廷直に太政官復舊の令を發し尋で長州處分を決すべし是れ長薩の豫め約する所に隨ひ一舉事を決すべきの時なり機實に三四日の後を出でずと蓋し薩藩曩に五日を期し京情を我に通知するの約あり而して今や容堂の入京を待つが爲め舉事の日稍延びたるを以て黒田村田をして更之れを我軍に報ぜしめしなり四日寺内暢三後藤深造尼ヶ崎に使し上坂の趣旨を告ぐ尼ヶ崎藩其意

を了し答使を遣はし軍需の缺あらば之れを補はんと云ふ五日西の宮駐在の楫取素彦國貞直人山口政府に寄する書を作り京攝の事未だ豫期の如くならず因て尾の道及び山陰の事姑らく後報を待たしむべしと告げ岩國人古志文藏をして之れを齎らして尾ノ道に抵り杉孫七郎に交付し山口に轉致せしむ此書により機に臨み福の計畫ありしを知るべし左書中の梅枝軍とは東山攻撃及び山陰進軍等上軍の自稱する所にして公定の名にはあらず

(楫取國貞の書)

梅枝軍一楯去る朔日打出村より西ノ宮驛裏手六港寺へ本陣を移し外七八ヶ寺諸隊配り付整肅京報を相待居申候最前薩邸知達通にては今日迄に何分の京報可有之筈に候へども土州老侯今に御登京無之に付太政官臺御取建の御布告埒明兼昨日薩邸橋八より別紙の通り又々延期の段申越候尤山田市之允昨宵彼邸より歸陣巨細の事狀報知の趣にては彌土老公も七日八日比には御入京に可相成萬一右期限までに御入京無之節は老公御登りに不相拘官臺復故の御沙汰被相發御處分も一同被相布可申此期に當り幕府反省の虚實も判然相顯はれ候

儀に付右の機會に兼て被示合候通一舉に到り可申右を待吳候様彼邸より鄭重傳言有之事機の陽發三四日の内には可有之一統奮發相待居申候當手の遷延定て御疑惑にも涉り可申候へ共前途の梗塞御察可被下候尾道口一手も嚙々御待速可有御座候へ共當手一發の御報知仕候迄は福邸へも御手を不被下候様仕度候山陰も御同様に有之度重々御一手より山陰口の出張へも御傳達被置度候別紙御附紙の旨にては早急大坂へ諸隊操込可申の處別紙橋入より申越の趣も有之行形り西ノ宮にて見合居候其内には入京御沙汰有之か又は一發の警報にて京都へ駈込か兩道の内に落着可仕平公も右模様になり早速御上り被成候様仕度候何も今一應御報知仕候迄は平公御進退を始福印への御取懸り御見合可被下候委細は岩國古志文藏と申人差下候御聞取可被下候此狀御一覽後山口表へ直様御送り可被下候爲其早々謹言

臘月五日

梅枝軍兩員

侍御史

政局諸彦

尙々兵庫港幕艦嚴密相備山崎關門へは藤堂より千人位も急に差出申候砲門迄も切り明け用意は何時も宜敷様豫備仕置候遷延は仕候得共多分無事にては結局に到り申間敷候陸軍の諸隊へ送りし銃を蓄居候様御申聞せ可被下候以上

是時に方り雲州に赴きたる井原小七郎瀧鴻次郎は松江藩政吏藤田林右衛門足立官藏高井義八等と同國多岐に會し曩に定むる所の主旨を説く藤田等言を左右に托し容易に要領を得ず之れを要するに雲州は防長處分の決定に至るに非らざれば和親を結ぶ能はざるの趣旨を述ぶるに終れり

(應接書)

我 先日書取の旨趣申述候處

彼 被仰聞候通此度幕府にも政權を被歸天朝にては實以微々たる事にて有か無かの境と被相考候就ては是迄の處只管幕命のみに候へば今日斷然尊藩と御

和親申上候て可然奉存候へども天朝よりの御沙汰無之内は御和親の儀甚如何敷奉存候乍併尊藩は格別宿怨も無之儀は御承知の通一向御隔意は有之間敷候

我 左候へば表向は御隔絶内實は御親睦に候哉萬一表向にもせよ内實にもせよ親睦と申候へば其實効無御座候ては御承知の通弊藩一統頑固の氣甚疑惑罷在申候

彼 表向内實と申儀は無御座畢竟尊藩是迄の御行掛り甚被對天朝幕府御嫌疑有之事に付今日私に和親を相結候ては天下の公論に無之全體弊藩の處一定の論と申候は唯天下の公論を取候而已に御座候

我 天下の公論を以弊藩へ御和親不相成との御心事奉推察候實に弊藩如き古今未曾有の大嫌疑を蒙り候者へ御和親杯被成候ては弊藩の事よりして尊藩迄も御嫌疑を被爲蒙動すれば朝敵の名迄も被爲受候ては甚御氣毒の至達て御和親御願申上候にては無御座候

彼 是時餘程曖昧の事のみ申掛候 承り候へば此度山陰へ御出兵の御様子如何の御見込に御座候哉

我 前以申上置候通り當節上國向の様子甚懸念仕萬一京師動亂の儀難被計就ては臣子の至情傍觀に難忍爲御守護聊か人數差出度覺悟に御座候

此間にて道を假るの一件應接時を移し始終遁辭を吐て大旨趣の處頓に不相分に付

我 今日申上候儀は道を假る不假の儀にては毛頭無御座畢竟御決答承度儀は御和親の成ると不成との間に御座候

彼 御和親と申儀は決て難相成候乍併對尊藩へ格別御寸怨も無之に付其儀は前以申上候

我 承知仕候尤今日眼前干戈を不動處よりして如此の形勢に相成居候へども御和親とも御隔絶とも一向相分不申孰れを目途と仕候て可然哉承度候

彼 此度尊藩御末家御家老大坂表御召登に就ては決て尊藩御處置可被仰出候

左候へば尊藩是迄の御冤枉も明白可相成其期に至候はゞ公然御和親可申上候我 此度御召登の儀も如何の儀に御座候哉闔國疑惑罷在申候乍併前條の通天朝の御危急且夕相迫り臣子の分傍觀難忍に付道を山陰に借り京師御守衛罷出度素より勤王の儀に付ては尊藩御一同と相考不取敢御掛合仕候然處御和親の成否は此度御沙汰の有無にて御決被成候由承知仕候此上は弊藩是迄の始末相決候迄は御和親にては無之と相考候て可然哉

彼 右の通にて可然尊藩の御結局相分候迄は御和親不相成候

我 一々致承知候然る上は右の通相心得可申候

此月七日に及び西ノ宮の我軍使を沿道の諸藩及び關門に遣り牒示して曰く前に召命に接し毛利平六郎等西ノ宮に到る更に大坂に入るべきの命あり今や續て朝命を辱くし將に入京せんとす豫め通過の事を知照すと

(牒文)

今般御召に依り淡路名代毛利平六郎吉川監物名代宮庄主水家老毛利内匠共西

ノ宮迄罷出御差圖を奉待候處可被仰出儀も被爲在入坂御沙汰を可相待旨御達に相成引續御所より被爲召候御沙汰の旨被仰出一同致入京候間御領内關門 通行之儀及御挨拶置候以上

十二月

又尾ノ道に集中せる我軍は楫取國貞等の書を得て上國の近況豫期の如くならずと雖とも亦決して久きに瀰るものにあらずと爲し八日杉孫七郎書を山口に送り京情を報ずると共に毛利平六郎等の速に尾ノ道に進發せんことを促す

(杉の書)

一報仕候然ば今八日晝九ツ時岩國人爰元まで飛船にて歸着に付近情報知委細別紙の趣に御座候猶又別紙口頭を以申演候趣も有之候へ共筆紙を以難盡に付申上候ても却て御迷ひに相成候ては不相濟と相考不申上候上國の模様にては平六郎公岩藩名代急速尾道迄御來着相成一報次第御東上の儀可然奉存候多分蒸氣も歸候付一兩日の内には是非御着可被成と推察仕候萬々一官海御滯陣に

も候はゞ右の趣一刻も早く御達相成度奉存候次に爰元滞陣一建も茫乎罷居一日一刻も早く上國の報知相待候藝州より都合四百人程致出張候へ共必戰の決心實に無之様被察候夫前途の事打明し相談不相成甚困迫罷居候何も御洞察可被下候諸兵は餘程嚴肅にて人民共大に安んじ福山も同様穩の由に相聞候尤福公去月死去無嗣家中一統當惑の體に御座候加之多人數出張に付ては偏に恐縮罷居候先は爲前條如此御座候恐惶謹言

十二月八日

尙々國家御基本の處御一廉御盡力奉祈候上國之報も十日迄には多分相聞可申候爰元より兩人五日夜中より西宮迄差登進擊の指圖屈指相待候段申遣候書外又々可得御意候不盡

侍御各 中 様
政府各

會、毛利平六郎及び岩國名代宮庄主水は既に七日夜を以て兵五百五十三人を鞠府乙丑の二艦及び和船四艘諸艦分挽并に薩船豐瑞丸に分乗せしめ八日三田尻を發し

て尾ノ道に航し錨を投じて上國の報を待つ是日京都に在りては朝廷恰も三條以下諸卿并に毛利氏父子末家等の官位を復し入京を許すの事を議す薩人大山彌助京都より大坂に到り京情を西ノ宮の陣營に報じ入京の期至るを告ぐ諸兵是に於て急に促装し奇兵遊擊の二隊之れが先鋒と爲り全軍悉く進む夜半郡山に到り九日晨芥川に達す朝廷方に毛利氏父子等の復官赦免の事を議了し尋て岩倉具視等參内して大政一新の事を擧ぐ西郷吉之助其間に於て書を飛し密に公父子等の官位復舊入洛免許の朝命下るを我軍に報ず通關入京の便を得しめんが爲めなり九日朝薩使二人芥川驛に於て西郷の書を我軍に交付せり書中云ふ所の別紙は即ち大勢章に出す所の朝裁なり只二三字句の差あり即ち大勢章に出せる分の人心居合不相付は人心居合不相成に作り猶更の二字は所謂既往不咎之御時節候故の十二字に作り防長之事件の五字は討長之事件の五字に作れり蓋し西郷は朝議確定に至る前に之を寫送したるならん後文國貞より杉への書中に文言相違の廉ありとあるは此事なり

(西郷の書)

呈一翰候今夕景別紙の通被仰出候付明朝關門御通行の節御談判の御用にも可相成と相考候付早々寫を以差上申候自然藝藩より御通に相成候歟も難計候得

共爲念如此御座候

十二月八日夜

我軍士氣大に振ひ進で山崎に到る寺内暢三檜良助衆に先んじ往て關門に至り
 通過を求め後藤深造土藩の兵なりと稱し一中隊を率ゐて之れに繼ぎ奇兵隊の先
 導と爲り關門に薄る藤堂氏の守兵拒て應せず辯論急に決せず是に於て中軍及
 び第二奇兵膺懲振武の諸隊は道を柳谷に取り整武銳武の兩隊は櫻井に向ひ天王
 山趾を経て進む而して山崎關門尙開かず後藤遂に兵を以て之れを通過せんとし
 津人亦將に兵を以て應ぜんとす會、長人入京の朝許關門に達す關門乃ち開く我
 軍進で粟生光明寺に到れば則ち藝使新保彌一即至り公父子以下官位復舊入洛免
 許の朝命此時藝州の添輪に此分は贈本にして本朝命は更に朝廷より下付あるべしとの事を記せるを
以て内匠等亦未だ之を正本と認めず後ちに至りて其實正本なりしこと漸く分明す
 及び内匠等入京の朝命を齎して來る毛利内匠之れに接して命を拜す

(朝命) (其二) (大勢章に載す)

(朝命) (其二)

御達之儀有之候間早々可有上京長州家老并末家名代の輩へ可達の旨被仰出候
 事

是に於て寺内暢三木梨精一郎桂太郎檜良助をして夜を冒し先驅して入京し書
 を薩藝二藩に致し官位復舊等に關する幹旋の好意を謝し并に諸兵の到着を告げ
 しめ又志道貫一をして復官入洛の朝命下りしことを山口に報ぜしむ藝藩より傳達の朝命は副本
とのことなりしに因り更に其贈本を作り志道をして齎らさしめしなり
志道は十一日京都を出發し兵庫より薩船春日丸に便乗して歸藩せり

(楫取國貞の書)

今般御召に依末家淡路名代毛利平六郎吉川監物名代宮庄主水家老毛利内匠共
 西ノ宮罷出御差圖奉待候處可被仰出儀も被爲入坂御沙汰可相待旨御達に相
 成重て入洛被仰出猶官位如元の御旨御達有之難有仕合に奉存候依之即刻粟生
 光明寺迄罷出申候間其段可然御取計奉願候以上

十二月九日

楫取素彦
國貞直人

(品川彌二郎より我軍への書翰)

雄々敷御進軍と奉恐察候者は夜前西氏より送り候書面届き候や彌今朝御沙汰は相發候由就ては漸今日午前一統御退散相成直に例の手都合通り正議公卿又々御參内土藝薩其外參内思の外薩兵も早く繰込み申候乍併未だ發火の聲なし御地關門の處如何哉と懸念に堪へ不申候猶又御上京の上は御陣處先東山東福寺と相極め尾州借受に相成居候に付今朝當藩かけ合に相成候處別紙の通著者曰く承認の返答なり返事御座候間左様御承知可被下候尤御心當りの處も外に可有之若し外に御氣付の土地も有之候はゞ早々被仰越可被下候此段得御意度草々頓首

十二月九日夕刻

尙々五卿方并壬戌年幽閉の堂上御免に相成申候

既にして内匠等議を定め光明寺を以て本營と爲し東山東福寺を以て屯所と爲す光明寺の營を撤せざるは後軍の爲め山崎關門の事を慮かるが爲めなり十日薄暮村田新八光明寺に到り諸兵の入京を促す山崎關門の故を以て姑らく之れを聽か

ず毛利内匠獨り三中隊を率ひ夜半相國寺に到る朝命あり直に參内せしむ内匠旅装を解くに違あらず家臣五六輩を從へ品川彌次郎を先驅と爲し楫取素彦國貞直人林半七世良修藏と共に乾門より入る非藏人口に至るに及び西郷大久保二人先導して一室に待たしめ茶菓の饗あり後ち鶴の間に誘はれ大納言中山忠能出て之れに面し叡旨を授く内匠命を拜して出づれば東方漸く白し

(朝命)

多年勤王今度應召速に登京御満足被思召候事

警衛場所之儀は追て可有御沙汰候事

(楫取の書)

今朝飛脚を以て尾道迄一書差送候處其後別紙御沙汰書寫藝邸より使者を以宿陣迄相傳候付差送り申候尾道迄差送り候御沙汰書寫は表方未發以前薩邸より内々相示候儀に付御文面少々異同の處も有之此分御布告に相成候御紙面に付左様御承知可被下候表通りは平六郎様御上着の上拜請被成の御都合と相見候

へ共藝邸より先寫の分相傳候付即内匠殿拜受致候て不取敢薩藝兩邸へ右爲挨拶素彦被差越此書面も薩邸にて相認志道貫一歸便相托し申候御國にての御布告は平六郎様御沙汰書御奉歸の上にも可相成か候へ共御兩殿様御末家様方へ御内達の御都合にも可相成と差急御報知仕候内匠殿一楯は過る八日薄暮西ノ宮進軍郡山にて一寸休息粟生光明寺へ着陣仕候山崎關門行の節は未だ御所よりの御沙汰も廻り居不申候故應接餘程及面倒候内御沙汰も被差回平穩にて通關相調申候唯今の所にては光明寺を根據と相定一楯の諸兵を差置候積りに御座候故於京師は薩邸より東福寺を借受宿陣所に手當被致候故此も其儘借受の都合被致置此後御差圖次第諸兵を洛内へ操込候様等の儀被仰出候節の引當に仕度と相極申候昨今御所邊御模様は巨細不能御報知に萬志道より御聞取可被下候唯今迄は御事端も生不申候へ共孰れ會桑處置等打明け候上は如何様に立行候も難相測因て平六郎様御上着の御報知も今兩三日見合可申越儀可然と衆議一決仕候故左様御合置可被下候此書薩邸にて相認候故直人儀連署不仕候

右急書中早々如此御座候

臘月十月初更

素

彦

侍御史 諸賢臺
政府

別紙認終る後又々得御意候今十日薄暮頃村田新八光明寺罷越申傳候旨は諸兵不殘引揚げ早々入京可仕由に候へ共光明寺儀は先づ根據と相定且山崎關門も有之何かと懸念不少故不取敢内匠殿三中隊引率被致夜半前相國寺迄着陣候處即刻御所へ被罷出候様との御事に付被罷出候へば諸太夫口上の間に於て別紙の旨公卿方御揃にて中山殿御口達を以被仰聞候就ては引續御守衛場も被仰出候儀に可有御座に付直様三中隊兵士は相國寺本堂へ止宿爲仕兵糧焚出の儀は當季の處丸に薩邸へ相頼申候扱て御守衛の儀被仰付候との事に候へば光明寺を根陣に定候ては何分懸隔り不便利に有之永敷薩邸の厄害にも相成候譯には難相成孰れ御所邊便利の地を選び宿陣不相定ては叶間敷と奉存候内匠殿を始

一達中着京即刻戦争とのみ相心得支度等何も持登不申差聞の件不大形第一只今の通京師へ根據を定め候上は役人の手も間に合兼此邊追て申越にて可有之何も御心積り被成置度奉存候

今日の御模様相移り候ては御所向餘程公上御上京を御待被成候御様子に付孰御一殿様には早々御上京不被遊候ては不相濟儀に被伺候間此件早々御評定被成置度候

大樹身上處置并會桑黜罰の儀御所より可被仰出の處尾越老公請持に相成會案處分は幕より申付させ大樹身上處分の儀自身より申出候儀は二老公被相決既に今日二老二條城へ被赴右の段被及説得候へ共來る十三日迄に夫々處分仕可申出由大樹及決答候尙得御意度儀澤山御座候へ共何分急卒中前件の趣申上候様内匠殿被申付如斯御座候恐惶謹言

極月十日夜半過

直素
人彦

侍 御 史
政 府 各位下

先便急飛を以て申上候内に有之候本藩御處置御沙汰物は未發の中薩の心入を以山崎關門通行便利の爲めに差越吳候分に御座候處今朝表方御使者を以藝より達し相成候寫し其儘差越申候右兩通文言相違の廉も有之依て邪推仕候に前便の分は俗論公卿滿朝の節に相調候分にて文面も不都合不少此分は面目一新の上御調相成候に可有之と被相考候間先便の分は反古にして世間は勿論國內へも流布不仕様致し度此邊御承知の上此書狀別紙共直様御國へ御送り可被下候尙又右達書は寫ながら謝禮旁素彦薩藝邸へ挨拶に罷越候間歸陣の上京都の模様相替儀も御座候はゞ又々御報可申上候先は夫耳岩國後藤與一右衛門歸便に托し早々申上候以上

十二月十日

直人

孫七郎様

時に我兵將に宮闕の警衛を命ぜられんとす因て入京の兵數を増さんとし此際施門彈藥雷管十四萬發を急に輸送せんことを藩政府に請ひたり十一日國貞直人山田市之允奇兵銳武鷹三中队と相國寺に入り以て前の兵に代れり初め内匠の三中隊を率ゐて京都に入るや時夜半にして人知るものなし今や白晝一晝三星の藩旗を翻へして堂々軍を行る都人始めて長人の到るを知り驚くもの多し當時會人の相國寺後彦根邸に在るもの皆移て二條城に入る而して朝廷命を我藩に下し薩藝等と共に九門内外の巡邏及び公卿の警衛に當らしむ内匠入りて非藏人松尾伯耆より令文を拜受す

(令文)

不容易非常御所置に付ては九門内外見廻り且緩急に任せ精勤可有之御沙汰候事

正親町三條殿

橋本少將殿

右家へ爲警衛人數十人づゝ可被差出候事

是れより先き藝使新保彌一郎が粟生光明寺に齋らし來る所の公父子以下復官入洛に關する朝命は臆本にして本書は更に毛利平六郎に下付あるべしと稱せしも内匠等既に京に入るに及び藝使齋らす所の朝命は即ち其本書にして朝廷より更に下付あるに非らずとのこと分明せり藝邸より薩邸を通じて前の錯誤を謝し來れり時に志道貫一既に出發の後ちなりしを以て更に木梨精一郎桂太郎二人をして其本書を擁護して山口に致さしむ志道は十一日未明出發木梨桂も同日中に出發せしもの、如し木梨桂の二人は陸路星馳尾ノ道に至り是れより道路稍安全なるを以て木梨は京に還り桂一人仍陸路山口に歸る

(尾ノ道在陣杉孫七郎より杉原治人柏村數馬木戸準一郎に當たるものにて桂太郎の齋らし歸れる書面)

一筆致啓達候然ば小池誥助を以御報知候節自朝廷被仰出候御沙汰書は寫之由藝州より御達相成候趣大齟齬にて實は御本書に御座候段木梨精一郎桂太郎罷歸り報知にて相分り候間藝州より表方御達は無之事に付直様御兩國中へ御布

告被仰付度儀と奉存候委曲は桂太郎より御聞取可被成候恐惶謹言

十二月十五日

孫 七 郎

尙々此度恐悅之儀に付今日一統中へ御酒頂戴被仰付益進擊之銳氣蓄罷在候
御安心可被下候以上

十二日夜慶喜二條城を出で、大坂に下る會人等皆之れに従ふ國貞直人等意へら
く慶喜大坂に入り形勝の地を占む其深意測るべからず譬へば虎を野に放つが如
きなりと竊に檜寺内等を大坂に遣り以て其動靜を窺はしむ十三日兵二中隊を相
國寺に駐め以て朝廷の不時召喚に應ずるの便に供し其他は光明寺の本堂に集め
毛利内匠楫取素彦山田市之允長松文輔等皆光明寺の本營に還る相國寺は大兵を
屯し根據と爲すの地に非らざるを以てなり此日朝廷命あり我兵の九門築地内外
の巡邏を免じ更に蛤門警衛に當らしむ

(令文)

御築地内外見廻の儀被免蛤門御守衛被仰付候間明朝人數可被差出候事

十二月十三日

内匠乃ち本營の兵を分て以て命に應ぜり十六日朝命あり仁和寺宮に警衛十人を
出し正親町小將の爲めに更に十人を増さしむ十七日毛利内匠兵數足らざるの故
を以て昨日の警衛増員の新命は暫く猶豫して後兵の到るを待たんことを請ふ是
日山田市之允本營より書を在京の片野十郎に送り大坂の形情に應じ薩藩其他聯
合の兵二三大隊を大坂に下さんことを謀る品川彌次郎世良修藏亦有栖川宮に到
り建議して曰く慶喜形勝の地に據る勢或は侮るべからず其意縱令復古の實効を
顯はさんとするにあるも親藩會桑必らず之れに同意せざるべく早晚戦を經るに
あらずんば皇威の恢復得て期すべからず且つ京都の地狹隘兵を用ふるに便なら
ず宜く先づ山崎八幡宇治大津其他の關門の守備を嚴にし兵器を携帶して入京せ
んとするものは總て朝許を待たしむべく會桑及び親藩の兵尙ほ京都に在るは禍
亂の本なり速に之れを退却せしめざるべからず而して慶喜をして大政に參與せ
しむるの可否は暫く論せず先づ階を諸侯の列に下し削封獻費の實を擧げしめ尾

越二侯に促して會桑二藩の輩を藩地に還し謹慎以て朝命を待たしめ諸藩出身の現任參與は玉石混淆の嫌あるを以て宜く人材を精選すべく都を伏見桃山に遷し皇宮造營の廟算を定め速に外政に着手して王政復古を公布し繁文褥禮を改めて紀綱を張るべきなりと有栖川宮其議を可とす而も議未だ遽に行はれず

案するに此際在京片野より本營諸士に寄せたる書及び國貞直人が薩の西郷大久保と密議せし所と稱する國政維新の急務と題する記録あり共に當時の事情を悉す因て左に録す

(片野の書)

前石翁より報知の趣にては誠以懸念に御座候浪華へ二三大隊差下候様追々被仰越至極御尤奉存候然處山崎其外要處堅めの儀さへ追々論候得共被行不申候品川世良等毎日奔走盡力不大方候得共何も埒明不申長袖は兵を論すべからざる爲朝の金言今日と歎息罷在のみに御座候後藤俗論薩の外眞に力を盡す者無之遺憾外國へ手下の儀漸被行今日參與の中より岩下後藤の兩人應接として下

坂に相決申候世良も一同罷越候積御座候昨日品川世良帥宮様へ參殿申上候氣付別紙之通に御座候

別紙

一徳川内府下坂致候は實に彼の上策にして進退に窮し又は下の鎮撫に込り候譯には決して無之浪華を根據とし兵庫西ノ宮等の地を占め軍艦を以て海路を絶候時は京師數萬の生靈不日に飢渴に可及は必然に御座候萬一其策不被行候ても海路より東下關東へ割據候時は所謂虎を野に放つの勢にて是又如何とも致方無之今日の勢彼利にして京地の不利眼前に有之候事

但内府に於ては屹度復古の實行可顯存念にても親藩の者決して折合不申何れ一大戰に不及ては皇威御回復の御目途は相立申間敷候

一京地は狹隘にして多人數繰込候ても不成用候に付第一山崎八幡宇治大津其外の入口へ嚴重に御堅め差出され譬へ少人數にても兵器を携へ入京の輩は先以朝廷へ届出御許容の上入京被差免度候事

但四方御堅め嚴重被仰付候ても會桑其外親藩京都に居候ては其詮無之事に付早々引拂候様御沙汰有之度事

一徳川内府の大政に與ると否とは暫差置先級を降り諸侯の列に被加削封等の實効御責有之會桑の輩速に歸國謹慎御沙汰相待候様尾越兩公へ御督責有之度候事

一諸藩參與の内には是迄の幕議を補助し朝議不服の族も有之實に玉石混淆の様に被相伺候に付三人に限らず一人にても至當の人才御精選の上も御精選有之度候事

一京都は四方狹隘の地形格別要害とても無之況んや方今の如く輦下用武の巷と相成候様にては至尊御安座可被爲在御場所にても有之間敷候旁非常の御沿革を幸ひ伏水桃山へ御遷都内裏御造營の御胸算被爲立度候事
一外國に速に被就御手改て王政復古の御布告被爲立度候事
一乍恐公卿方固陋の御見識を破り尙朝廷繁冗の御格式等追々御改正被爲在度

候事

(密議書)

朝政維新の急務

- 一會桑之輩速に歸國被仰付國許に於て謹慎御沙汰相待候様有之度事
- 一一橋之大政に與ると否とは暫差置先づ級を降り諸侯之列に加り削封之實効等御責被成度候事
- 一參與の人は必ず三人と相定めず多寡に拘らず人材御登庸急務之事
- 一諸侯萬石以上の面々は外様譜代に拘はらずいづれも朝廷御直支配に被仰付候様有之度候事
- 一人心混雜之央に付公卿間より京都町奉行一人早々御定め被成度候事
- 一尹官攝關へ先蟄居被仰付度候事
- 一戎服胡服等にても九門内通行被差免度候事
- 一町農之者無印鑑にて九門内通行當分被差止度候事

一會藩之者又々入京暗殺之心底有之由に付大久保翁杯外宿は不可然哉に相考候事

一公卿方固陋之御見識尙朝廷繁冗之御格式等追々御改正被爲在度尤差向儀は順々御手を被就度候事

一京地之儀は四方に通じ更に要害とても無之狹隘之地形旁用武之場所に無之素より至尊御安座之土地にては有之間敷此沿革を幸ひ伏見桃山へ御遷都被爲在度候事

一海軍御興隆急務之時勢に付諸侯に令し祿之多寡に應じ軍艦買入朝廷御急用に相備へ候様尤海邊に無之國柄は萬石に付幾千と甲様献金被仰付浪華へ海軍局御造立造艦等之御用度に御備被成度總督は公卿間より被仰付候様仕度候事

一外國へ速に御手を被下改て勅許之開港被爲在度候事

一兵士連日之野陣不堪疲勞候間九門内之兵は少々減じ候ても山崎其外口々へ

屹度引當に可相成諸侯へ御守衛被命度候事

一慶喜脱走に付急速外國へ御手下し之事

但是迄御運び相成候朝政維新之事件

此日午後會兵伏見に入るの説あり我兵乃ち巡邏の爲め騎兵一中隊を分て伏見薩邸に遣る或は曰く此晨會兵大坂より到り三百人の食を命ず而未だ到らず唯會兵の下坂を散見するのみ山崎近傍會兵の藤堂兵士と共に圓明寺に宿所を命ずるあるも長兵を見て皆去る是れより先き朝廷既に曩に徳川氏の大政返上を聽るし是月十日復た其將軍職辭表を聽るす十五日朝命あり寺内暢三參朝し則ち更始一新爾後益々勉勵國事に竭くすべきの書を受く

(朝旨)

徳川内府従前御委任大政返上將軍職辭退の兩條今般被聞召候抑癸丑以來未曾有之國難先帝頻年被爲惱宸襟候御次第衆庶の知所に候依之被決叡慮王政復古國威挽回の御基被爲立候間不論既往更始一新自今攝關幕府等廢絶即今先假に總裁議定參與の三職を置れ萬機可被行諸事神武創業の始に原き搢紳武辨堂上

地下の別なく至當の公議を竭し天下と休戚を同く可被遊叡念に付各勉勵舊來驕惰の汚習を洗ひ皇國の爲め忠誠を可盡候事

十八日朝廷人才登庸の故を以て木戸準一郎を召す命令には仍桂小五郎と記せるなり烏丸待從爲めに朝書を我に傳ふ此召命に對しては藩主より姑く猶豫を請ひたり

桂 小 五 郎

今般無偏無黨公平の御處置を以與天下更始被遊候付人才御選舉の筋を以兼て達叡聞候輩を博く御諮詢被爲在候に付其藩右人體御登用被爲遊候間早々登京致候様可申付候旨御沙汰候事(十二月十八日)

是れより先き此月十日楫取國貞檄を尾の道在陣の杉孫七郎に飛ばし毛利平六郎の入京を促す

(楫取國貞の書)

以急飛得御意候然ば朝廷御維新の御處分も順々御運びに相成候就ては平六郎様宮庄主水等早急御登り相成候方御都合宜との御事にて只今薩藩村田新八報

知の趣も有之候付此狀着次第其御運び可被成候御艦の儀は丙寅丸差返し可申に付鞠府丸杯御取合せ速に御揚碇相成度御着場所の儀は西ノ宮裏町六堪寺其外へ御引當可仕心得に御座候旁の趣被仰上急速御出發相成候様御取計可被下候爲其態々如此御座候恐惶謹言

十二月十日夜五ツ半時

直 人
素 彦

孫 七 郎 様

尙々兵士少くも一大隊は御連れ可然存候

十五日毛利平六郎兵を率て尾ノ道を發し十六日海路兵庫海濱に着し之れを西ノ宮に報ず報到るや毛利内匠國貞直人石部祿郎の二人を艦中に遣り迅速入京の事を謀らしむ平六郎乃ち十七日を以て打出濱に上陸し兵を親王寺及び六湛寺に宿す十八日京報を待ち進軍す内匠因て光明寺の兵を東福寺に移し以て西ノ宮兵の到るを待つ十九日平六郎宮庄主水等京都に入り二十日之れを朝廷に報ず石部祿郎は十

五日西ノ宮に下り以て平六郎の上陸を待つ平六郎の船十六日を以て神戸沖に着したりと雖も風波の爲めに妨げられて未だ上陸せず偶々若州酒井の兵三百人許西ノ宮に到る祿郎以爲く此際平六郎にして上陸東上せば後路を遮断せらるゝの虞ありと仍て急使を光明寺に派し一二中隊の迎兵を出さんことを乞ふ本營答へて云ふ平六郎の上京は朝命に因れり彼れより之れを妨ぐるの理なし若し之れを妨げんか曲彼れにあり戦端を開くの好機會なり断然其率ゐる所の三中隊を以て上京すべし後路を断たゝるゝの虞あらば尾ノ道の陸兵二中隊をして西ノ宮に到らしめば則ち可ならんと既にして十六日夜國貞直人事を以て將に國に歸らんとし西ノ宮に達し祿郎と連署翰を本營に飛ばし報して云ふ今夜風波險なり明朝將に平六郎等の船を打出濱に到らしめ此處より上陸して兵を親王寺に勒し直に六湛寺に營するの計を爲す而して後路の患あるは前に報する所の如し因て二中隊を西ノ宮に一中隊を親王寺に置き之れに備へんことを乞ふ敢て命を待つと本營又即夜答へて云ふ平六郎既に着船せば直に上京の途に上り十八日郡山に一泊し十九日光明寺に達すべし而して輜重の軍需は前の如く之れを大洲藩の陣營に托し後路を断たるゝの虞あらば直人歸路尾ノ道に到り一大隊の兵を西ノ宮に出し其餘は之れを播州方面に出すの計を爲せと既にして

是日東福寺駐屯諸兵の隊名を改稱し奇兵隊を第一中隊遊撃隊を第二中隊整武隊を第三中隊銳武隊を第四中隊振武隊を第五中隊南奇兵隊を第六中隊内匠部下の一隊を第七中隊鷹隊を第八中隊と爲す二十一日朝廷我兵の仁和寺宮警衛を免じ有栖川宮警衛を命ず十八人を増して時に幕兵多數伏見に入る我兵薩兵と共に命を受けて巡邏警衛す第六中隊を出す薩藩岩下佐治右衛門より在國桂小松二氏に寄せたる書中に曰く伏見へ歩兵等練登せ市中及亂妨候由相聞へ薩長土藝へ巡邏被命二十一日頃より練出土藝は御断申出候歩兵も登來り千人餘も是迄奉行屋敷へ入込み居候當分對軍の姿にて手を出候様子は見得不申候と此隊の事なり二十三日我軍柴捨藏増山靜太郎を三丹地方に派す形勢を探聞せしむるなり尋で宮田半四

郎を天王山に遣り地形を踏査せしむ此日松江藩朝廷の公父子以下の官位を復し入京を命ずるを聞き藩士足立勘藏等をして舊銀山領太田村の我營に來り高須正吉吉田右一郎に會し和親を我藩に求めしむ二十四日楫取素彦命に依り參朝し公父子及び支藩主を輦下に召すの書を受く

(令文)

長 門 宰 相

一大新御時節早々上京精々盡力奉公可有之御沙汰候事(十二月)

(世子并に支藩三家への召命其文各、皆之れに同じ)

二十六日毛利平六郎宮庄主水參朝天機を候す平六郎は淡路に代り宮庄は吉川監物に代るなり我兵駐屯する所の地狹隘にして兵士器械を置くに便ならざるを察し二條城附近の文武館を借らんことを乞ふ之れを允し戸田大和守と謀らしむ是日毛利内匠楫取素彦長松文輔等岡山老臣戸倉修理介を其寓に訪ひ議する所あり此月二十四日修理介因藩中井範五郎と共に内匠を訪ひ朝廷より岡山侯をして國に留りて力を王事に竭さし

むるの命ありしことを告ぐ此日仍て此事あり修理介大義親を滅するの説を唱へ
 王政復古の大業を妨ぐるものあらば何人を問はず討伐すべきを論ず内匠慰し且
 つ勵ます十二月二十八日西郷吉之助より在國義田傳兵衛への書中に曰く備前は確乎として正論相居
 り若公此二十四日御發足と申譯に御座候處只今御登りに相成候ては尾州越州の論に説込ら
 れ候半との伊木長門杯談論相起暫く御見合相成候て事あるの日に至り王事に勤勞いたし候様朝廷より
 御達に相成申候因州杯も段々勤王説を唱へ出しそろ々直りかける勢に候近畿の小藩は多くは歸向仕
 候勢に相見へ申候土州の論動幕欺勤王欺譯分り 二十七日朝命に因り長薩藝土の兵守衛兵
 不申候云々と此際の状態を指したるものなり 二十七日朝命に因り長薩藝土の兵守衛兵
 を除くの外諸隊を合して日御門前に兵を練る天皇親臨之れを觀畢て各藩の主將
 を宮中に召す長藩に在りては毛利平六郎毛利内匠宮庄主水皆恩命を拜す既にし
 て平六郎獨り更に鶴ノ席に召され丹釀二十樽并に松魚料白銀二百枚を賜ひ長薩
 藝土四藩人員の多寡に隨ひ之れを頒つべきを命ぜられ平六郎至渥の天恩を拜謝
 し出で、三藩と謀り恩賜を均頒す至渥の天寶を拜するに厚薄あるべからずとし
 て相謀り衆寡を論せず四藩均分せりと云ふ
 此間藩地に於ては十二月七日瀧彌太郎に副ふるに高洲勝馬を以てし之れを伊豫
 宇和島大洲兩藩に遣し毛利平六郎毛利内匠等東上の趣旨を告げ宇和島侯に贈る
 に馬具四ツ物一通氷砂糖鯨熨斗各、一函を以てし大洲藩主に贈るに國製後裝銃

二挺彈藥并に鯨熨斗一函を以てす時に龜井隱岐守上京の途次に在り兵庫より公
 父子に寄する所の手書を其臣福原捨藏に付し山口に來らしむ蓋し上國の事態を
 報するなり此日世子使者を引見し答辭を授け饗を賜ふこと例に依る十二日干城
 中隊四百人自費を以て一處に屯集し不時の命を待たんと請ふ之れを允す十三
 日元第二奇兵隊中村慎藏に内命を啣ましめ之れを坂地に遣る此夜志道貫一郎公
 父子及び末家雪冤復位の朝命の謄本を齎らして山口に歸る因て直ちに諸支配
 藩士各部藩士各部
 の管轄に告知す石州駐在の根來上總及び萩諸殿等にも報知す最初西郷より送り來りし朝命謄本を
 東上軍より轉致したるものは十五日に至り後れて達す志道は汽船にて早着せし爲
 り
 めな

(副書)

別紙の通從朝廷御内達の趣有之御兩殿様近來の御冤枉被爲壽必竟積年の御忠
 節令貫徹下以難有御儀に奉存候然處當十一月御布告相成候様薩藝土其他有志
 の諸藩京師に於て御盡力の處前途の形勢實以不容易速に皇基の立と不立と忽
 ち神州の御安危に相係候儀に付御兩殿様深く御憂慮被爲遊候條彌以聊も不相

緩平生の御忠節を奉體應變の覺悟可爲肝要候事

十四日公父子執政及び政府諸僚を召し親書を示す

(親書)

今般從朝廷の御沙汰奉拜戴誠以難有御儀不奉堪感激候積年の微忠素より不愧天地神明事候得共近來の國難御先靈様へ奉對候ても深く奉恐入候今日に至り徹上候も畢竟國內士民一統父子の素志を體し維持せしめ候よりと祝着の至候然處方今京師の形勢不容易此往如何様の事變出來も難測に付彌勵精藩屏の任不相勤ては不相濟事候厚く相心得於遂奉公は可爲本懷事也

又令を下して封内の謹慎を解き群臣の月額を削るを許し其總髮を請ふものは舊規に依らしむ此日時務數事を議定す

高杉日記に載する所の全文を左に掲ぐ

(高杉日記拔萃)

一平六郎より未親報は無之候得とも現地之様子志道貫一を以報知有之候に付ては將來彌忠誠を盡し不申ては不相成一統兼ての示趣を體し遂奉公候様無

殘處可申聞候事

一平六郎より報知有之候上は速に父子之間上京不致ては不相成候に付急々供立詮議可致候事

一父子上京前不取敢家老を以御禮申上候儀に付詮議之事

但供立輕裝實地之心得肝要之事

一薩土藝へ使者遣し候事

一五卿使者として早々馬關へ差越之事

但主意は直に申聞候事

一吉田御廟へ代參之事

一御先靈様へ萩居合當役を以御禮申上候事

一先年來難に斃候者等供養之事

但招魂場は諸郡縣令より祭事可申付候事

一末家へ傳達使者之事

一家來中并農町之者も多年苦慮致候事に付頭々より今般之次第可申聞候事

公將に復官復位の朝命及親書を諸臣に示さんとす同日令して其序次を定む山口

者は十九日朝公館に於て萩在住者は二十日明倫館に於てすべく馬關豊前石州在役者は特に使者をして之を齎らし往しむべく諸郡在住者は山口萩兩地間に於てすべく着服は小袴紋付たるべし十五

日公父子謁を山口在住の諸臣に賜ひ賀辭を受く十六日既に封内の謹慎を解くと

雖ども歳首の儀等總て簡略を主とし無益の費を省くべきを令す

(令文)

今般御國中御慎御免被仰出候付ては差掛の明暮御軍務專一にして萬端御改正

の詮議被仰付候事に付右に準じ是迄御恭順中の御見渡を以無益の御手数を省

き實着の御大禮相調候様於向々詮議被仰付候間於于下も時勢を辨へ萬端省略

の心得肝要の事

十七日降雪薄暮桂太郎官位復舊入洛免許の朝命の正本を護して山口に歸る毛利

筑前接受して之れを對面の間の上段に安置し公は世子と共に沐浴正装して之れ

を拜受し執政諸僚皆拜觀を允さる諸員會議夜を徹す翌十八日曩きに十四日を以

て執政及び政府諸員に示す所の親書を藩内に公にし副ふるに當役諸老臣の演説

書を以てす舊記に曰く當役中出仕之上御浴湯被爲遊候て御召形御内衣白御綿入重御胸白チリメン

御帶白綾御上召御鎧直垂御もみ烏帽子被爲召金銅御太刀被爲佩於御座之間當役列座にて御兩殿様御一同勅諭御抄汰書御頂戴被遊

(當役の演説書)

今般志道貫一郎歸國報知の趣畢竟御兩殿様積年の御忠節令貫徹下以難有御儀

奉存候然處前途の形勢不容易事に付深く被遊御憂慮候御儀其他別紙の廉々詮

議せしめ候様御直書を以右報知早速過る十四日早朝當役中并政府一達被召出

御兩殿様より御直に被仰聞不奉堪感激難有次第奉恐入候就ては兼ての思召を

奉體於奉遂御奉公は彌以可被在御満足銘々心得方肝要の事候條此段相達候事

同日福原藏人を藝州吉田に遣り洞春公の墓に告ぐるに朝廷の恩命下れるを以て

し歸途藝藩に使し恩命の事を報じ且つ謝せしむ又河内左衛門を石州に遣り井上

庸一を馬關并に豊前に遣る共に親書を齎らし往くなり河内は兼て津和野藩に使

せしむ亦恩命の事を報するなり公是夜密旨を廣澤兵助に授け上京を命じ井上聞

多をして之れに伴はしむ十九日晨公群臣を大書院に召し政府員監察等席に待し復官復位の勅書并に曩に公にする所の親書を示し井原小七郎を薩藩に宍道直記を土藩及び伊豫大洲に遣る亦恩命を告げしむるなり桂太郎に命して再び上京せしむ二十一日公父子五卿と會見の故を以て三田尻に至る會、國貞直人京都より歸る因て旅館に召し京情の報告を聞く二十二日公父子毛利筑前柏村數馬廣澤兵助御堀耕助大村益次郎を會し議して策十條を定む筑前及び柏村御堀大村は此會議の爲め特に三田尻に召されしなり

(柏村手記)

- 一慶喜京師脱走坂城に引取候に付ては行形謹慎被仰付并會桑大垣等國元へ引取之上謹慎被仰付度
- 一將軍職御免尙級を下し諸侯列に被相加支配地之内相當返上被仰付候段勅命有之候上不奉命時は討幕之令速に被仰出度
- 一右模様ニ押移り候以前に時機を見計ひ關西の諸藩攝州西ノ宮迄出兵被仰付度

- 一徳川家自然京師へ相迫り候時は成丈け防戦仕萬一京師にて防禦難相成勢に立至り候はゞ不得止鳳輦を三丹邊へ御動座申上薩長二藩之兵隊は御守衛を專務にして他藩之軍勢賊軍攻撃候様御指揮被爲在度
- 一鳳輦御動座被爲在候得ば山陽應援の兵隊は勿論山陰攻撃之兵隊も漸次進入可然候

- 一御兩殿様間御上京は御國難引續彼是御領内鎮靜不被爲行届内は御發途被遊兼候間清末様爲御名代御登京被成御同方様御着京の上平六郎様と御交代平六郎様一と先御歸邑可然候
- 一監物様御名代は守衛人數殘置本藩へ御人數差加置正副とも歸邑仕芳之助様御補佐可然此段廣澤兵助於京師取計候様被仰合候
- 一朝廷に土地兵力不被爲在ては萬世朝權御維持は無覺東に付慶喜速に政權を奉歸領地返上可然との大義を以て及督責返地候様致度決て黜罰を以て滅地之御處置不可然候

一前條に準じ是迄行形を以暫時御世話被成置候豊石地之儀も一應朝廷へ御差
出被成候儀正大之御處置と被思召付御書面を以被仰立候筈

一不取敢今般之御沙汰御請として備前殿京師被差登候筈

同日防長の士民癸丑甲寅以來國事に殉じたるもの、亡靈を慰せんが爲に萩の僧
侶を萬年寺に招き冥福を祈らしめ米五苞銀三十枚を給す二十三日中谷茂十郎を
して井原と共に薩藩に行かしむ是れより先き五卿將に歸洛の事あらんとす公因
て木戸準一郎に命じ太宰府に赴かしむ時に十二月十五日なり木戸既に海を超え
道にして條卿の使者に遇ひ太宰府に往くも及ばざるべしと云ふを聞き馬關經過
を待て之れに謁せんとして馬關に還る長府世子木戸と同く之れを待つ會、伊藤
俊輔神戸より歸り至り外交機務を語る木戸は伊藤と共に其事を五卿に告げ朝廷
の新政に資せんとせしなり 當時三田尻に英語學校を開くの企ありて之れが爲め聘用の約ありしを以て伊藤は一は其人を伴ひ歸る爲め一は外交急務を木戸等に告ぐるが爲め一たび歸藩せしなり三田尻の英學校は山本重助をして經理を擔任せしめ伊藤は翌年正月に入り再び東上せり 既に
して五卿は稍期に後れ二十一日薩艦春日丸に乗り從士をば筑艦大鵬丸に乗せ博

多港を發し二十二日馬關に達し一旦上陸す木戸迎へ謁して公の命を傳へ且つ伊
藤と共に上國外交の狀況を告げ外國公使等を懷柔して新政を賛せしむるの急を
説く此日長府世子毛利宗五郎清末藩使津和野藩使亦謁す

(木戸より廣澤への書翰)

前略諸は先日來烈風吹續き九州渡海も相絶居候處五卿様御歸洛も被爲急候御
事に可有之と奉存候付自然も御行違ひ申候て御直被仰聞候御旨趣御達不仕て
は實以遺憾至極奉存無理から波濤を侵し渡海仕候處向地に於て條公御使の仁
に行逢委曲承知仕候處即別紙の通に御所より御沙汰相成五卿様方御歸洛尤被
爲差急候御事に付即十七日不取敢宰府表御一同御發輿十八日に博多より御乘
艦の御都合御決定付ては御國御立寄山口表迄も一應御出被爲遊度被思召なれ
ども前條の通尤御差急の御都合に付其儀難被爲叶御心外の儀被仰越候次第に
付君上の思召は其邊の儀存も不被爲寄御事にて折角是れより華浦に御出浮に
て御様子相分候得ば御待受被成候思召被爲成候段相答尙薩士今晚中には博多

へ罷越候便りも御座候に付尙同人を以て此度申越置候馬關にて暫時御碇泊の御都合に相伺申候間弟等も引返し申候十九日には兩君公の御間是非華浦へ御出浮被爲遊居候様に委曲申越置候間此趣被仰上是非十九日早天には華浦御出被爲遊候様御盡力奉祈候如前段御差急の儀に付たとへいか様御響應被爲在候とも御長談は御六ヶ敷可有之と奉存候間總て御簡易に被爲致五箇年間御同様に御冤罪を被爲請今日御一同晴天白日の御身上に被爲成候付ては御常情不被爲得止の處を以御逢被爲遊前途の處御眞實を被爲盡候て皇國の御爲御同様に御奉公被爲遊候の御誠意御徹底に相成候得ば無此上の御儀と奉存候尤如今日暴風に候得ば彌御乘艦の處如何可被爲在か兎に角一日位は自然御待に相成とも君上には十九日早天迄に御出浮被爲遊候御儀可然奉存候五卿様御揚陸の御都合可然候得ば御逢は津の國最も宜しく候様奉存候左候得ば遠見の船被差出置候て御案内致候様御授置可被遣候古田へ碇泊の都合に相談し置可申候水先案内の船も御出させ置可被遣候且又先日申上候御進物は於馬關御四方様へ上

のフランクケット五枚宛條公へ七枚被進候御都合に仕立させ置申候華浦にて御逢の都合に付ては同所迄持行可申候間自然御不足と被思召候はゞ何か御按し置可被下候且又前途の事に付御掛念に被思召候はゞ御旨趣件々は可成丈ヶ徹上仕候様必至盡力可申上置候間御安意可被遣候先は爲其差急勿々頓首(十二月十七日)

(木戸より侍御史への書翰抄出)

兵庫表よりの報も昨日有之とふか將軍會等擧て華城に據り肥州其外の兵を以堅固に相守り候様の風説有之申候然確説は承り不申候實以前途の御處置益御大事にて今日の處於外國は餘程諸侯へ疑惑を生じ居候由にて各國の公使とも華城接附いたし皆居所を占め候様子何分にも四方に眼をくばり公論を以押し名の立處を以て始終御處置無御座候ては不日朝廷の御大難皇國の御危急必然奉存候幕には只々其を相待居候様被察申候彼「サトー」も其を歎し傳言尙一書も差越申候五卿様方御歸洛の上も此邊の御處置御肝要の御事に付屹度言

上仕置可申と奉存候付ては宗五郎様にも御一同御逢の節尤可然様奉存候林宇一も旁の様子不堪懸念一應中戻りに歸關致し候同人も五卿様御前へ差出し兵庫邊の近情は爲申上候積り御座候過る七日には如約兵庫に於て開港の式相行ひ各國の軍艦日本旗章を揚げ祝砲相發し盡商人を揚陸致させ候由外國奉行立合候と申事に御座候彼「ベクル」も昨日來關一時に色々差問ひ當分應接場へ差置申候一兩日には遅くとも私三田尻へ可罷出候付其節何も御相談可仕何も程克申聞置申候英の士官は「ミニストル」折合不申かの由是れまた確答は未承候得ども幕へ對しての論可有之かと被察申候(十二月十九日)

(柏村書翰抄出)

御紙面中兵庫開港一條を始め縷々被仰下候御旨趣實以御尤千萬五卿方御歸洛被爲在候上屹度前途之御目的相立萬端御盡力皇基被爲建候様奉祈候右邊之儀申上も痴に候得共篤と御建言被成度奉冀候廣澤兵助も思召有之京都へ被差登花浦迄出浮候五卿方御乗船端へ相加上京之積りに御座候間右趣は於彼地御相

對緩々御聞取可被成候何卒尊兄にも御通行之節直様御船へ御乗組にて三田尻へ御陪從被成候へば別て御都合克可有之奉存候間右之御取計可被成候先は御答迄差急ぎ如此に御座候恐惶謹言

十二月二十日曉七時

數

馬

尙々治人三田尻へ陪從仕小生御留守相残り居候間不取敢御答申上候來書は追々御同局へ廻達可仕旁御承置可被下候且又京師より十三日之模様は未報知無之いかゞ哉と相待居申候以上

準 一 郎 様

二十三日朝五卿三田尻に達す公父子之れと貞永某の家に會し既往將來を懇話し宴を張り別れを告ぐ其夜五卿艦に還り錨を拔て上國に向ふ廣澤井上護して隨ひ行く二十六日朝廷の召命下るに當り五卿早く既に伏見に達す廣澤井上先ちて京に入る翌二十七日五卿毛利内匠京都より派する所の兵二中隊に護せられて京都に入る公父子は二十四日を以て山口に還る二十五日公毛利出雲を召し上京を命

す一は復官復位及び入洛朝許の恩命を謝し一は石豊の占領地を朝廷に奉還し心事の公正を明にするが爲なり是れより先き宍戸備前に之れを命ず備前其父孫四郎病篤きの故を以て發すること能はず仍て出雲をして之れに代らしむ時に澤卿亦歸洛せんとす二十六日長屋小次郎湯淺省三郎に命じ小笠原彌右衛門と共に謀り其護衛に任せしむ尋で九日公之れに餞するに白羽二重三匹毛布五枚串海鼠一函を以てす二十八日恩命感戴の故を以て山口及び萩の市民に米を賜ひ以て之れを賑はす

(令文)

山口萩町人中

右今般從朝廷御寛大の御處置被爲在御兩殿様并御末家様方御入洛御免御官位如元被復の旨御到來有之必竟積年の御忠節令貫徹候段下以難有御事に候就ては近年御恭順中苦心の令渡世候而已ならず四境戦争に付夫役繁く令難遊候處孰も爲御國恩艱難相忍急變御用無滯遂其節候段旁以御不便に被思召當時御物

入多端の折柄に候得共別段の御操合を以別紙の通御米可被賑遣との御事候條厚き御仁惠の趣令感戴乍此上異變に臨み夫役少しも御間缺無之様常々相心掛け彌以家職可遂出精候事(卯十二月)

(別紙)

覺

一家別人數七人以上米三升宛五人以上同二升五合宛四人以下一統二升宛被立遣候事

一諸組代勤其外當分にて他稼罷出候者并三歳以下の小兒育もの等は員外に被仰付候事

一御米拂方の節年寄共清廉の取計可爲勿論候事

一自然不納米銀有之候共立用不被仰付候事

一御米急速令拂方相濟次第相縮石數届出被仰付候事

右御惠米拂渡の儀前條の趣を以詰り好取捌被仰付候事(卯十二月)

此月下旬徳山侯長府世子清末岩國二家名代各、公父子に謁し復舊入洛の朝命を慶し并に勅諭書を拜覽す蓋し朝命公父子及び末家を一紙に併記せる爲め公より豫め諸末家の山口に來りて拜覽せんことを牒示せしを以てなり徳山侯は十二月二十一日山口に來る時に公父子五卿會見の事を以て急に三田尻に赴けるを以て轉じて三田尻に至り公父子に面す宗五郎公子は二十五日山口着翌二十六日公館に上る同日清末名代家老内藤忠太郎翌二十七日岩國名代今田孫四郎亦均しく此十二月中に起れる雜件を見るに其朔日令して藏版局上梓の書籍は悉く其上館す一部を萩明倫館に納めしむ又世醫及び陪臣其他醫を業とするものに令し其術に勉勵し緩急事あるに際し一旦命下るあれば奮て官の用を辨せしむ二日倉米二千石を發し豊前企救郡の民を賑恤す客歲屢、戰爭を経て困厄に陥れるを以てなり三田尻代官松原音三をして海軍頭取を兼ねしめ野村右仲の馬關伊崎都合役を免じ企救郡内專勤を命じ久保松太郎をして馬關代官を兼ねしむ第五大隊に命じ山口龍福寺に屯せしむ三日松原音三の海軍頭取を免じ前原彦太郎をして之れに代らしめ服部九八に大島郡兵司令を命ず五日天野勢輔の山口明倫館都講を免じ第二奇兵隊軍監を命ず公特に慮る所あり令して貧民生兒を育すること能はざるも

のは之れを救助するの道を開き以て墮胎の弊風なからしむ七日津和野藩使福原捨藏藩主龜井隱岐守公父子に贈る所の手翰を齎らして至る世子福原を引見し答辭を授く饗應例の如し七日毛利能登家臣秋本玄芝興國寺家臣福田精二に各、年米二十五苞を賜ひ終身世醫に班す二人斯術に通じ世益少からざるを以てなり十一日根來上總石州出戌中志道隼人に命じ惣頭役の事務を處理せしむ二十五日岡山藩使人山田市右衛門中條權右衛門山口に至る之れを待つこと例に仍る代官兼常剛之助書を上り郡内士庶各、献金以て郷校を設立せんとするの擧あるを報じ之れが允許を乞ふ之れを聽るす二十八日孝子烈婦及び農事職業衆に超越したるものにして安政巳未の歲令に由り褒賞を受けたるものを除き以後之れに當るものを精査して政府に稟せしむ二十九日多田辰三郎岡部繁之助を以て干城中隊五十人の世話役と爲し共に京都に至らしむ是れより先き徳山侯毛利淡路守其臣林麓を遣はし財政困難の故を以て援助を公に乞ふ國事多端の故を以て之れを辭す再び之れを請ふに至て公内帑の金千兩を出し竊に之れを贈る日詳ならず

第六十三章 慶應三年の軍事及教育

五七六

兵制改革○干城隊の稱號廢止○干城隊の復興○其勤務規定○諸士大隊の編制改革○足輕組代の廢止○諸隊併合○農兵獎勵○兵器改良○小銃購入○軍艦購入○鞠府丸借入○文武教育の刷新○砲兵塾の學期改正○文武修業刷新に關する公の親書○明倫館入學員の限定○成器塾生徒の操行監督○士氣振作の親諭○世子の訓諭○萩兵學校餼稟增加○就學の督勵○歲首就業の規定○海軍教育振作○郷校建設の制

慶應三年正月十八日干城隊の稱を廢し頭取寺内暢三以下七人を罷め更に寺内暢三祖式宗輔楊井謙藏多田辰三郎に命じ明倫館に出で、諸藝を督責獎勵し且つ散兵中隊編制の事に參せしむ

(令文)

干城隊の儀は去丑の春御詮議の趣有之取立被仰付候以來御家來中一統令入隊

右隊中諸司令其他衝擊浩武精銳集英鍾秀酬恩等孰も一致奮發去夏令防戰屹度御用に相立御満足被思召候然る處最前御家來中悉く干城の士と被爲成度思召の旨候處今般御趣意凜然相立候儀に付隊號の儀被差除候得共彌以一致令混和於遂御奉公は別て御本懷可被思召候此段各より申聞候様被仰出候事

既にして上國の形勢稍、急なるに及び諸臣請ふ所あり十月二十七日更に之れを復興して干城中隊と稱し條書を賜ひ毛利内匠を以て總督に補し乃美豐後を以て副督と爲し福原又市諫早作次郎楊井謙藏を參謀に寺内彌次右衛門榎本隼人祖式宗輔を用掛に淺野往來木原又右衛門を使番軍監に任じ後ち十一月十五日に至り木戸準一郎廣澤兵助を同隊副督に補し毛利内匠上坂中總管座の事務を署理せしめ十二月十五日に至り干城中隊勤務規則禁令及び直日規則を制定す

(干城中隊條書)

一士氣作興世祿報効の志を以て此度一統被申談の趣委細被聞召御兩殿様厚く御満足に被思召候然處銘々承知の通り先年來の御國難殊に昨年の戰爭未だ

五七七

戦功の賞も難被爲行届折柄時勢困迫隨て御入費も相嵩被爲在御煩慮候場合に於て下深く令熟察御國家の御爲不顧私用物價騰貴一己の軍裝等も不一形候處出米の仕法等目論見衆心團結被遂御奉公度の旨趣被爲對御先靈様候ても本懷の儀と被仰出候事

一兵士編制の儀は中隊に組建被仰付干城の二字を賜り干城中隊と相唱候様被仰出其他規則は御詮議の上可被仰出然上は屯集所に於て同心一和着實を主とし陣屋等の不自由を論ぜず艱苦に堪へ諸兵の標準にも相成候様被思召候事

一學則御軍制の儀に就ては追々御沙汰の趣も有之候處御家來中を始諸兵成立の目途不被爲建ては隨て御國家御維持も無覺束事に付厚御詮議の上何分の御規則可被差出候間區々不相成様是亦諸兵の標準と相成二州の兵制確乎相立候様平生被申合度段被仰出候事

右思召の旨堅被相守殘る面々へも無洩令貫徹候様可被相達候事

此年又大隊編制改革の事あり正月二十三日先づ祿九百九十石以下百六十石以上の家臣より編成せる大隊を改革し之れが軍裝を定む衣服黒色胴着筒袖小袴共に木棉若くは吳呂服長短裝條銃取交表黒裏朱山笠尋で三月八日大隊編制軍役減員の令あり諸臣の祿千石以下百六十石以上の者に令し家臣を軍役に出すこと一人より五人に至るは其一人を免すべきを免ぜずして現米五石四斗を賜ひ同六人より十七人に至るは其二人を免すべきを免ぜずして現米十石八斗を賜ふものとせり

(令文)

一軍役人數一人より五人迄差出候部一人御免可被仰付候處現米五石四斗被立下候事

一同斷六人より十七人迄差出候部二人御免可被仰付の處同斷倍員數被下候事右御役々の儀は軍中肝要御用にて諸所へ急速往返被仰付差湊も可有之に付譜代家來差出候面々役中石高へ當り一人三人迄現人御免被仰付來候處今般御仕法替精選被仰付候就ては家來時々出入有之候ては編制差湊に付旁此度御詮議

の趣有之右御役被仰付候共現人の儀は編制の儘被差置先書の方第を以現石被差下候に付於于下差湊無之候様取計被仰付候事

但半人分差出候面々譜代家來一人差出編制被仰付候部は現石五石四斗被差下候事

右千石以下百六十石以上の面々へ觸沙汰被仰付候事

既にして五月二十四日祿千石以上の家臣より成る所の大隊編制を改正す

(令文)

千石以上家來大隊御詮議の趣有之千石以下の振合を以編制御改正被仰付候尤差向一小隊の人数差出候以下山口屯集教練被仰付候自然現人差問の面々は御仕法の通出米被仰付候事

超て七月二日再び之れが改正を行ひ福原相摸根來上總桂武之助宍戸備中宍戸丹後渡邊肥後介口羽熊之允乃美豊後山内新右衛門佐々木式部相杜駿河益田石見熊谷岩尾村上河内周布主計秋里音門内藤眞伍井原小刑部に命じ人材を精選して以

て其嚮導に任せしむ當時陪臣中には其家の麾下を離れ集合大隊に入りて他首領の命令を奉ずるは情に於て忍びざる所なりとの説を爲す者ありしも藩の公益の爲め之れを省せず

足輕組は曩に其編制を改正し所謂御手廻足輕六組大組足輕六組二十五組城代附足輕等を合併し剛強壯健なるものを選抜して大隊を編成せしめ其餘の老弱幼稚なるものは惣頭所の管轄と爲すと雖ども此法圓滑に行はれざるを以て舊制に據り組代一員を存す而して動もすれば尙一組一管轄の舊態を去らず依然大隊編制前の總頭役の名を稱するものあり因て五月二十八日組代の名を廢し總人員に總代助役各一名を置くこととし従前の各組々代の役給銀は先法に依り總頭所に徵收し之を利殖して大隊軍用の資に充てしむ十月に至り装條銃足輕も亦其組代を廢す

又諸隊併合の事あり二月十八日には南第十四第十五兩大隊北第五第六兩大隊及び兩大津一中隊を解き司令以下の役員を免じ二月二十三日には南園義昌二隊を

合併して振武隊と改稱し御楯鴻城二隊を合併して整武隊と改稱し八幡集義の二隊を合併して銳武隊と改稱せしむ十一月六日には第一第二兩大隊を合併し其編制を改めて之れを第一大隊と稱し別に補備中隊を置き出羽孫平治林木工檜崎數馬を以て其世話役と爲す是月二十四日柳井田土壘砲兵を廢し運輸砲隊を編成して之れを第三番砲隊と稱し萩濱崎町兵五番小隊司令羽仁武八六番小隊司令長屋小次郎に命じ諸兵上坂の留守中小隊を率ゐて振武隊に入らしむ

又兵器改良の事あり正月二十二日銃器年賦購入の制を定む祿高百石以上は五ヶ年賦百石未満は八ヶ年賦十二ヶ年賦十五ヶ年賦二十五ヶ年賦とし總て五級に分てり銃は舶來國製各人の望む所に任す諸士卒をして人々悉く之れを所持せしめんとするなり八月朔日江戸城鷹之間に於て萬石以下一役一人に閨老の演達あり其中に各地の戰爭不利の舊式に過ぎず是れ其原因なりとのことを反復して云へり

二月七日令して銃砲は總て西曆千八百六十一年の式を用ひしむ十日萩武庫内各局を山口武庫に合併し爾今山口を根據とするの意を以て新に之れを冲原に設けしむ二十七日御神本主殿家臣長岡陳藏に月俸二人口を賜ふ小銃鐵具の鑄造製

作に巧なるを以てなり四月二十三日元治元年の令を重ね武器を藩外に賣ること
を禁ず又書を薩藩に送り同藩士杉山常次郎を招聘す其砲術に精きを以てなり九
月十三日諸隊の軍服を改め吳紹服を以て洋風に裁し官之を給し士班に列したる
ものは羅紗吳紹服其擇む所に任じ自費裁製せしむ十月十二日豊石兩地の收入を
擔保とし撫育局に命じ金二萬五千兩を支出せしめ裝條銃三千挺購入の費に充つ
當時の議案の趣旨に曰く上國の形勢尋常ならず軍備の嚴一日も緩くすべからず之れが爲め裝條銃三千
の購入を要するも本勘の資金給せず因て一時撫育局の金を支用し之に對しては豊石二州占領地の入を
擔保とし其徴收を待て填補すべしと十一月十六日鑄造製煉等諸局を武器方の管轄より移して藏元役
に屬し武器檢使一人を專勤とし砲兵教授方一人を用係とす

今年春に於て軍艦購入契約の事あり第二丙寅丸を賣り第一第二丁卯丸の製造を
命ぜしこと是れなり其事に當りしは杉孫七郎遠藤謹助なり契約書中に薩藩とあ
るは當時二人例に依り薩藩の名義を冒せしなり二人は二月と三月と二度長崎に赴き契約を了せしものと思はる

此時の假契約書并政府の評議書左掲の如し此契約の砲艦中第一丁卯艦は翌明
治元年正月第二丁卯艦は其五月來着したり條約書によれば賣買差金十萬弗に

して評議書によれば八萬弗なり「ガラバ」をして更に新艦の代價二萬弗を減せしめし歟

(假契約書)

丁卯二月十四日於長崎英人ガラバと條約書譯文

洋曆一千八百六十七年三月十九日薩州士官杉孫七郎遠藤謹助兩人と商人ガラバ仲間と双方左之通約定せり

第一ガラバ仲間より船長水夫等差遣し蒸氣船バロナ第二丙を實舊名を受取べし船上の大砲武器等除之外帆綱具等は其儘船に付置べし船に少しも疵破無しを主とす然して此船を上海又は香港へ持越すべし尤彼地へ航海中之石炭食料等は右兩人より出べし

第二バロナ船支那港へ至る時は相應之士官右士官共乗組にて薩州之旗章を揚げ到るべし着港之上右兩人之名にてガラバ仲間へ賣渡すべし

第三ガラバ仲間右兩人よりバロナ船を十四萬ドル之價にして請取へし外に一

萬ドル現金はバロナ船受取之節相渡べし其期限は自今三十日之内を限りとす

第四ガラバ仲間右兩人よりゴンボート二艘本國にて製造し出すべく請合へり其製造は極上品にして尤新らしき風を用ゆべし其組立左の如し

- 一長サ 百二十フット
- 一幅 二十四フット
- 一深サ 堅横に準ずべし
- 一馬力 六十
- 以上

砲

- 一百十斤 一挺
- 口込
- 一四十斤 同

元込

一二十斤 二挺

元込

以上

右砲之置方は本國政府之規則に習ふ概略過る千百六十六年三月二日佐藤戸田兩人より注文ゴンボートに隨ふべし

第五右二艘之ゴンボート持越候節はガラバ仲間より諸雜費請合金を出し長崎へ持來り右兩人之差圖により請取之士官へ可相渡

第六右二艘之ゴンボート一艘に付十二萬五千ドル右兩人より拂ふべし

内

十四萬ドル パロナ船代

一萬ドル 現金

メ十五萬元

差引殘

十萬元

五萬元宛

右二艘之内一艘出來次第相渡べし

右ゴンボート出來に付本國出帆之節は其の段右兩人へ豫め報知すべし

右ゴンボートは今月より十五箇月之内に出來すべし若右之期限を過る時は一箇月延引に付一千兩ガラバ仲間より罰金を出べし

パロナ船日本より支那港へ航海中之請合金はガラバ仲間より出すべし

(三月二日公の聞に達したる政府の評議書)

今般杉孫七郎遠藤謹助長崎被差越第二丙寅艦を御賣拂ゴンボート二艘新造御注文一件英人ガラバと假約定の所御金繰於于下得と遂詮議候處去夏來御軍費莫大の御入目にて此餘當年中にても如何體の時變押移り又候多少の御費用可有之哉於只今更に御目途不相立事に候得共右取替の儀は最前奉伺置候通り將

來海軍御更張に付ては餘程の御便利にも可有之に付何とか御繰卷被仰付度付ては丙寅艦十四萬ドルに御賣拂足金御注文即今一萬兩來辰年出來の上八萬兩程の所半方四萬兩即拂残り半方年賦拂にて被仰付度處孫七郎共最前談判の節即金拂をも可致哉にて丙寅艦高金にも可引請由に相見へ今更御不都合にも可有之哉に付左之通被仰付度

一八萬兩程

内

二萬兩程

但御本勘に於て引當

四萬兩程

但同斷御金詰にも有之殊更當年中の出納も難計に付追て御繰卷相調候節迄御撫育方御當用金の内を以引當

二萬兩

但當年中御繰卷の都合に寄り御本勘より難被差出節は御借上金等を以調達引當尤右様相成候共外國人へ年賦拂同様三ヶ年中には尖に返金勿論の事

右御引當にして假定約の通り彌御注文被仰付候ては如何可有御座哉此段奉窺候

但本文御軍艦御取替被仰付度に付ては第二丙寅艦乙丑艦一同御拂下相成度奉伺置候趣も有之候得とも右二艘共一同御渡方に付ては即今人氣にも關係せしめ候事故先一艘は見合置候様相成候得共最前奉伺置候通り至來年ゴンボート出來の上は其節拂下談判被仰付度此段兼て奉伺候

十月に入り伊藤俊輔命を受け長崎に於て英人ガラバ會社と一汽船借入の約を結ぶ假りに命名して惣府丸と云ふ事は別章に詳なり

(契約書)

千八百六十七年第十月第三十日に於て高貴なる長州公の要用の上に伊藤春輔